

令和2年12月第113回内子町議会定例会会議録（第1日）

○招集年月日 令和2年12月 7日（月）  
○開会年月日 令和2年12月 7日（月）  
○招 集 場 所 内子町議会議事堂

○出席議員（15名）

|           |           |
|-----------|-----------|
| 1番 大西啓介君  | 2番 関根律之君  |
| 3番 向井一富君  | 4番 久保美博君  |
| 5番 森永和夫君  | 6番 菊地幸雄君  |
| 7番 泉浩壽君   | 8番 大木雄君   |
| 9番 山本徹君   | 10番 才野俊夫君 |
| 11番 下野安彦君 | 12番 林博君   |
| 13番 山崎正史君 | 14番 寺岡保君  |
| 15番 中田厚寛君 |           |

○欠席議員 なし

○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席を求めた者の職氏名

|                 |                |
|-----------------|----------------|
| 町 長 稲本隆壽君       | 総務課長 山岡敦君      |
| 住民課長 二宮善徳君      | 税務課長 吉川博徳君     |
| 保健福祉課長 曾根岡伸也君   | こども支援課長 前野良二君  |
| 会計管理者 田中哲君      | 建設デザイン課長 正岡和猶君 |
| 町並・地域振興課長 林慎一郎君 | 農林振興課長 山中保正君   |
| 小田支所長 畑野亮一君     | 環境政策室長 中嶋優治君   |
| 政策調整班長 上山淳一君    | 上下水道対策班長 上石富一君 |
| 危機管理班長 松岡裕樹君    | 商工観光班長 大竹浩一君   |
| 教 育 長 山岡晋君      | 学校教育課長 泉邦彦君    |
| 自治・学習課長 黒澤賢治君   |                |
| 代表監査委員 赤穂英一君    | 農業委員会会長 堀本健二君  |

○出席した事務局職員の職氏名

事務局 長 林純司君 書記 和氣啓介君

○議事日程（第12号）

令和2年12月7日（月）午前10時開議

日程第 1 会議録署名議員の指名  
日程第 2 会期決定の件及び議事日程通告  
日程第 3 議長諸般の報告

日程第 4 招集あいさつ及び行政報告

日程第 5 令和2年度財務監査（定例監査）の結果に関する報告

日程第 6 一般質問

---

○本日の会議に付した事件

日程第1から日程第6

---

午前10時00分 開会

○議長（森永和夫君） ただ今から、令和2年12月第113回内子町議会定例会を開会いたします。本定例会には、地方自治法第121条第1項の規定により、町長、教育長、代表監査委員及び農業委員会会長の出席を求めています。また、説明員として 出席通知のありました者は、総務課長及び各課長・班長等の17名であります。

これより、本日の会議を開きます。

---

#### 日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（森永和夫君） 「日程第1 会議録署名議員の指名」を行います。会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、議長において、6番、菊地 幸雄議員。7番、泉 浩壽議員を指名します。

---

#### 日程第 2 会期決定の件及び議事日程通告

○議長（森永和夫君） 日程第2 会期決定の件及び議事日程通告のうち「会期決定の件」を議題とします。本定例会の会期は、去る11月30日開催の議会運営委員会におきまして協議され、本日から16日までの10日間としております。これに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし。」の声あり〕

○議長（森永和夫君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日から12月16日までの10日間に決定しました。

なお、本日の「議事日程」は、お手元に配布しております、議事日程第12号のとおりであります。

---

#### 日程第 3 議長諸般の報告

○議長（森永和夫君） 「日程第3 議長諸般の報告」をします。

議長としての報告事項は、お手元に配布しているとおりであります。ご覧いただいたことと思います。これをもって、「議長諸般の報告」を終わります。

---

#### 日程第 4 招集あいさつ及び行政報告

○議長（森永和夫君） 「日程第4 招集あいさつ及び行政報告」を町長より受けることにします。

○町長（稲本隆壽君） 議長。

○議長（森永和夫君） 稲本町長。

〔稲本隆壽町長登壇〕

○町長（稲本隆壽君） みなさん、おはようございます。本日、ここに第113回令和2年12月内子町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位には、公私共に大変ご多忙中にもかかわらずご出席をいただき、誠にありがとうございます。本定例会に、町長として提出いたします案件は、条例の一部改正が4件、町道路線の認定が1件、補正予算が4件の合計9件でございます。それぞれの案件につきましては、その都度、ご説明申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

さて、報道にありますように、全国各地で新型コロナウイルス感染症の拡大が止まりません。県内でもクラスターが多発するなど、連日感染者が出ておりまして収束の兆しは見えない状況でございます。町内でも忘年会の自粛や宿泊のキャンセルが出るなど、感染拡大の影響が広がっております。このまま感染拡大が続くと、春先のような事態も想定されることから、最大限の警戒が必要となっております。一方で、農林産物への影響を心配しておりましたが、果樹については、巣ごもり需要、家庭での需要でございますが、これで大きな落ち込みはありませんでした。JAの取りまとめでは、栗、柿ともに梅雨明け以降の高温干ばつにより、全体的に小玉傾向となりましたが、販売量、販売額ともに昨年を上回る見込みでございます。ブドウ、キウイフルーツなどの果樹についても、生産量、販売額ともに大きな下落は無い状況でございます。しかし、花卉・花木につきましては、イベント等の中止が続き需要が落ち込んだため、インドア花いっぱい応援事業で支援を行ったところでございます。木材につきましては、小田原木市場の11月末時点の取扱量は2万9,524㎡で、前年同月と比べ5.35%減少しております。前年に比べ材価も下がり、大変厳しい状況でございましたが、林業復興・振興木材搬出事業で支援を行ったことにより、木材の安定供給と林業事業体の雇用継続につながったと考えておるところでございます。国は、追加の経済対策として第3次補正予算の調整を行っており、地方創生臨時交付金の拡充についても検討されています。今後の国の動向を注視しながら、コロナ禍の長期化に備えた切れ目ない支援について適切に対応してまいります。12月補正予算につきましては、後ほど詳細をご説明させていただきますが、農道及び林道の災害復旧工事や歴史的風致維持向上計画推進にかかる拠点整備のための経費のほか、麓第2団地改修工事、がけ崩れ防災事業にかかる経費等を計上致しております。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いいたします。

それでは、早速当面いたしております事務事業等についてご報告申し上げます。ご報告いたします内容は、立川志の輔独演会について、オーベルジュ内子リニューアルオープンについて、えひめ南予きずな博について、最後にテレワーク拠点施設整備についてでございます。

初めに「立川志の輔独演会」についてご報告いたします。11月7日、8日の両日、内子町文化創造事業実行委員会が主催し、内子町及び内子町教育委員会が共催しました「立川志の輔独演会」が、内子座において開催されました。今回の公演も、先般の「内子狂言の夕べ」と同様に、愛媛県民限定での公演といたしました。この事業は、当初、11月7日の1日のみの公演を予定しておりましたが、新型コロナウイルス感染症予防対策により、内子座の観客数を約半数程度としたため、事業の収支を考えると開催が難しいかと考えておりましたところ、志の輔師匠より、2回公演での開催を快諾いただき、実現できたものであります。当日は、検温やマスク着用の徹

底をお客様にご協力いただくとともに、チケットの半券にお客様の氏名や連絡先を記入していただくことを徹底し、来場者の把握に努めました。また、休憩時には窓を開放して換気を行ったほか、終演後には、3密を避けるためエリアごとに退場いただくなどの協力も求めました。2日間、2回の公演でございましたが、志の輔師匠にはユーモアを交えながらお話いただき、ご来場いただいたお客様方への配慮やスタッフへの温かい心遣いを感じる舞台でございました。今回の公演にあたりまして、狂言と同様、実行委員会の皆様はもとより、公演開催に向けてご尽力いただきましたすべての皆様に感謝の言葉を述べたいと思います。コロナ禍の中での事業開催には大変な努力があったかと思います。公演後、志の輔師匠からは、内子町の町全体の雰囲気はもちろんながら、内子座を取り巻く人たちの雰囲気がとてもよく、ぜひまた次回を企画したいというお言葉もいただくなど、この事業開催により、また一つ内子町民の文化力を内外に向けて発信できたのではないかと考えております。皆様方に改めてお礼を申し上げますとともに、今後も引き続き内子町の文化振興に努めてまいりたいと考えております。

次に、オーベルジュ内子リニューアルオープンについてご報告いたします。オーベルジュ内子は、施設の改修や宿泊棟への温泉引き込み工事等のため休業しておりましたが、11月6日にリニューアルオープンを行いました。指定管理者である株式会社うちこ観光マネジメントは、「地域観光は地域の手で」をスローガンに、高級宿としての宿泊だけでなく、地元客による食事や温浴施設の利用を進め、地域に喜んでもらえる施設を目指して取り組んでいただいております。リニューアルオープンと同時に、宿泊は年末年始までほぼ満室となり、早速1年後の宿泊を予約されるお客様もいるほどの好評ぶりでしたが、その後、コロナの感染拡大に伴って徐々にキャンセルも出ているようです。温浴施設は、リニューアルオープン初日から大勢のお客様にご利用頂いているところであります。このような状況下のため、レストランは約1ヶ月遅れの12月1日からオープンいたしました。地元産品を多く取り入れた創作料理をメインとして、従来の夕食だけでなく昼間のランチ営業も行い、地元客の利用促進にも取り組まれます。運営内容ですが、毎週木曜日を定休日としており、宿泊料金は、大人1泊2食付き税別2万6,000円からであります。以前は中学生以上の宿泊利用でしたが、今後は小学生も宿泊できるようになるとのことでございます。温浴施設の営業時間は、11時から20時札止めの20時30分までです。料金は、中学生以上1,000円、子ども500円ですが、町民の方は中学生以上600円、子どもと65歳以上は400円となっております。感染対策として、入口ではサーモグラフィーによる検温と手指消毒を行い、密になる場合には人数を制限するなど、感染予防の徹底に努めていただいているところであります。今後とも地元で親しまれる施設として、指定管理者とも連携をとりながら運営をしてまいりたいと考えております。

次に、えひめ南予きずな博についてご報告いたします。愛媛県は、西日本豪雨災害からの復興をテーマに、南予9市町と合同でえひめ南予きずな博を令和3年度に開催すると発表いたしました。このイベントは、南予地域を元気づけることと地域内外との絆の強化を目的として、交流人口の持続的拡大や実需の創出、「いやしの南予」ブランドの深化に取り組むものでございます。現在、関係機関が連携して準備作業を進めておりますが、プレイベントは令和3年5月頃から開始され、7月から12月の期間において本格的に事業が実施される予定でございます。プレイベントでは、陸上自衛隊音楽隊によるコンサートの開催や、東京・大阪にて愛媛のプロモーションセ

ミナーが開催されます。特に被害の大きかった宇和島市、西予市、大洲市では、シンボルイベントが実施されるほか、南予全体でWithコロナ時代において重要な役割を担ってくる観光地等で余暇を楽しみつつテレワークを行うワーケーションや、生産者とライブでやりとりをしながら買い物ができる新しい販売形式のライブコマースなどにも取り組むものでございます。また、事業の一つである南予アーティストネットワークプログラムでは、内子町が主な役割を担う予定であり、内子座を会場にして、愛媛にゆかりのあるアーティストや文化人が講演や創作活動を実施することで準備を進めております。本イベントを通して、地域の元気づけや豪雨災害から復興している姿を全国に発信するだけでなく、コロナの影響により変化した新しい生活様式の中でも、南予地域・内子町の観光促進や移住定住につながるよう、取り組んでまいります。

最後に、テレワーク拠点施設整備についてご報告いたします。新型コロナウイルス感染拡大による生活様式の変化とともにテレワークが広がり、地方移住への関心が高まっております。このことから、愛媛県は都市部のテレワーカーを南予地域へ着実に取り込むため、内子まちの駅Nanzéを活用して、南予テレワーク移住支援拠点施設の整備を進めています。現在は、拠点施設の改修設計を行っておりまして、来年2月末までに改修工事を完了する計画です。拠点施設の運営は、愛媛県から委託を受けた一般社団法人えひめ暮らしネットワークが行う予定で、愛媛県が配置した移住コンシェルジュが、テレワーカーに向けたコワーキングスペースの提供や、南予地域への移住促進のための企画・実施、移住希望者への相談対応や市町への取次と情報提供などを行います。町といたしましても、愛媛県と連携しながらテレワーク拠点施設の有効活用に努めたいと考えております。また、関連事業といたしまして、小田地区では、町が整備しております旧二宮邸のテレワーク移住体験施設のほか、民間でも旧伊予銀行小田支店を活用したシェアオフィスの整備が進められています。これらの施設と連携しながら、多様な人材誘致や交流人口の拡大に取り組んでまいります。以上、4件の事柄についてご報告申し上げました。今後も引き続き、議員各位のご指導とご協力をお願い申し上げます。招集のご挨拶といたします。どうぞよろしくお願い致します。

○議長（森永和夫君） 以上で、「招集あいさつ及び行政報告」を終わります。

## 日程第 5 令和2年度財務監査（定例監査）の結果に関する報告

○議長（森永和夫君） 日程第 5 令和2年度財務監査（定例監査）の結果に関する報告を受けることにします。赤穂英一代表監査員、ご登壇願います。

○代表監査委員（赤穂英一君） 議長。

○議長（森永和夫君） 赤穂代表監査委員。

〔赤穂英一代表監査委員登壇〕

○代表監査委員（赤穂英一君） ご報告申し上げます。

資料番号3番の「令和2年度財務監査（定例監査）結果報告」の2ページをご覧ください。令和2年度財務監査は、代表監査委員の私、赤穂と山本監査委員及び監査委員事務局により、前期、本年の4月から9月における各部署での事業について、「内子町監査基準」に基づき、提出された調書等を中心に関係職員からの聴取と例月現金出納検査等の結果も踏まえ、抽出により実施いたしました。なお、監査の名称については、令和2年4月1日から全国統一となり、従来の「定例

監査」を「財務監査」に改称し、内子町監査基準も併せて改正しております。4の監査結果についてでございますが、一般会計・特別会計及び公営企業会計の各種事業は、現時点では特に大きな問題もなく進捗しており、また、新型コロナウイルス感染症に関連する新たな対応で事務事業が輻輳する中において、執行内容も適正に処理されているものと認められました。全体的には、評価できることも数多く見受けられましたが、今後、検討あるいは留意されたい事項も見受けられましたので、次のとおりご報告いたします。

(1)の前年度定例監査及び令和2年6月7月に行った決算審査での検討・留意事項の対応についてでございますが、主なもの5点申し上げます。アの電算・システム関連の委託費用については、当初の入札によるシステム導入時以降、ほとんどの場合、落札業者との随意契約となります。重要なのは、常にサービスの対価であることを念頭に置き、必要性和契約金額の妥当性を検討することです。該当部署においては、同一システムを運用している他の自治体との広域化・共同開発の検討や情報交換等を行い、検証に努めております。検討事項が実現すれば、一定程度の委託費のコストダウンを図ることが期待できますので、引き続き、検討していただきたいと思えます。

3ページ、イの時間外勤務手当等についてでございますが、公務における超過勤務の上限等に関する措置等については、人事院において指針が示されており、これを「内子町職員の勤務時間・休暇等に関する条例施行規則」に反映させ、運用されているところであります。主な指針は、超過勤務の上限時間の設定、健康確保措置の強化、一定日数の年次休暇の使用促進等です。内子町においては、指針を遵守するため、時間外勤務の事前申請の徹底、ノー残業デーの運用、幹部の巡回による声掛け、課長会での注意喚起・情報共有等の各種施策に取り組んでおります。令和2年4月から9月時点においては、指針に抵触する事象は見受けられませんでした。ただし、一部の職員においては、今後、1年間を通じた場合には指針に抵触するおそれがある状況にあります。職員は、組織の財産であり、健康管理は各人の自己管理が重要であることは言うまでもありませんが、管理者の責務でもあるため、引き続き、指針の励行に努めていただきたいと思います。備品等管理については、先の決算審査において報告しましたとおり、前年度において職員の不注意による公用車やパソコンの損傷案件が散見されたため、注意喚起の徹底と再発防止を指導したところであります。各部署においては、再発防止策に取り組んできたところでありますが、本年2年4月から9月時点においても、残念ながら職員の不注意による公用車の損傷案件が散見されました。いずれの事案も防ぐことができたものばかりで、公用車の前方・後方の注視不足や余裕のない行動が原因でありました。物品の調達費や修繕費の財源は、税金であることを常に認識の上、職員への注意喚起を更に徹底し、再発防止に努めていただきたいと思います。

次に社会保障・税番号制度については、行政を効率化し、国民の利便性を高め、公平・公正な社会を実現する社会基盤として導入されました。平成27年10月から個人番号、法人番号の通知が始まり、平成28年1月以降、社会保障・税・災害対策の3分野のうち、法令や条例で定められた事務で随時利用が開始されています。また、令和3年3月以降、健康保険証にも活用できることとなっております。

こうした中で、内子町においては、マイナンバーカード、4ページですが、の交付率の向上に向けて、職員が率先してマイナンバーカード取得に取り組み、水曜日は窓口を午後5時から8時

まで延長して住民のマイナンバーカード取得をサポート、マイナポイントなどマイナンバーカード取得のインセンティブを広報しています。また、国においては、現在、未取得者へ手続きをしやすいとするQRコード付の申請書の送付に取り組んでいるところです。窓口で取得手続きをする場合、写真撮影費用は無料であることから、更に広く周知するなど、引き続きマイナンバーカード交付率向上策に取り組んでいただきたいと思います。加えて、個人番号や番号記載の文書を引き続き厳正に管理願います。

次に、施設・設備の耐震化あるいは補強改修工事等は、順次、施工されているところであり、特に、昭和56年6月1日改正前の建築基準法による施設等については、引き続き、耐震診断や必要な措置等、更なる対応を検討願います。昭和21年12月21日に発生した南海地震から既に74年が経過しており、南海トラフ地震が予想されています。予算の関係もあることから一気に改修・建替えは困難であるため、引き続き、緊急度の高いものから計画的に取り組んでいただきたいと思います。

大きい2番として、委託料及び工事請負費については、先の決算審査報告と同様に、本年4月から9月においても多くの業務が外注で執行されており、これは、民間の活性化や事務の効率化に繋がり評価できることであります。大切なことは、この財源が税金であることに鑑み、「より良いものをより安く調達しているか」でありまして、地方自治法の本質と趣旨がいかに生かされているかであります。本年4月から9月においても、競争性・透明性・経済性を踏まえた競争入札、比較見積もりが行われており、適正な予算執行が行われておりました。また、三業者以上の見積もりによる随意契約については、指名競争入札に改善した事例も見受けられました。多様化している入札・契約制度それぞれのメリット・デメリットを念頭に、事業に見合った最良の方法で検討され、適正な契約執行に努めていただきたいと思います。

特に、随意契約は、地方自治法施行令第167条の2で、一定の要件を満たせば、5ページ、契約できることとなっており、この法的根拠が重要であります。当該法令を管理者に配付して、決裁時のチェックの徹底を図り、ほとんどの部署においては、適正に処理されておりました。留意事項として、不正に繋がりやすい随意契約、あるいは複数年契約となる長期継続契約については、繰り返しになりますが、法的根拠が重要であります。執行伺い決裁書類には、根拠となる条項、理由の記載漏れがないよう留意願います。今回の財務監査では、根拠となる条項は確実に記載されていたものの、理由の記載内容が不十分と思われる事案もありました。明確な理由記載を徹底願います。少額随意契約においては、癒着による業者の固定化といった疑念を生じさせないよう、引き続き、複数業者による見積合せを行い、広く参加の機会が付与されるよう努めていただきたいと思います。担当者の更なる指導はもとより、上司の決裁時チェックを一層徹底願います。

(3)の施設・設備の管理についてであります。地球温暖化に伴い多発する豪雨・大型台風・豪雪、落雷、地震、事故に加え新型コロナウイルス感染症対策等、様々な災害等に対する危機管理対策が求められております。施設・設備の管理について重要なのは、施設は安全性を考慮して運営されているか、災害対策、防犯対策、新型コロナウイルス感染症対策等は、万全か、施設及び設備は、身体障がい者、高齢者、児童等へ配慮されているか、利用状況が低調なものや課題となっているものについての問題点が把握され、解決に向けて努力されているか等であります。内

子町では、「内子町地域防災計画」を基本に、各種マニュアルが策定され、緊急時に的確な対応ができる体制となっています。また、前期においては、新型コロナウイルス感染症対策として、アルコール消毒液の設置、マスク着用の呼びかけはもとより、非接触型体温計の新規設置、3密としない運用、来場者へ緊急時に連絡できる体制等を行っています。施設・設備の耐震化あるいは補強、改修工事については、先ほど申し上げましたとおりです。また、利用状況が低調なものや懸案課題の隘路となっている事項については、洗い出しを行い、関係部署一丸となり早期解決に向けて一層努力願います。引き続き、施設・設備の利用維持・向上、身体障がい者、高齢者、児童等への配慮、新型コロナウイルス感染症対策などに鋭意取り組んでいただきたいと思います。

6 ページです。滞納についてであります。全体の滞納については、決算審査報告のとおり、平成22年度以降は減少傾向が継続し、平成31年度は、対前年度比で1,452万1,000円減少しています。これは、担当部署の職員の皆様方が長期にわたり、納税に対する啓発、徴収に日々努力された成果であります。具体的には、法令に基づく厳正・的確な滞納整理、高額・悪質事案の愛媛県滞納整理機構への引継ぎ、振替納税の利用勧奨などの結果であり、高く評価できるものであります。厳しい経済・地域情勢を考えると徴収事務は、益々苦勞を伴う業務となりますが、近年の地方交付税の逡減を考慮し、自主財源の確保、公平な負担、行政の信頼につながるものであることを念頭に、引き続き、取り組んでいただきたいと思います。一方で、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う納税猶予等の措置には留意をお願いします。加えまして、令和3年1月には、要件に該当する方々から固定資産税の減免申請の提出があると見込まれますので、遺漏の無いよう対応願います。続いて5番の情報化・ICT化についてであります。社会保障・税番号制度の導入や更なる情報化・ICT化が進展している中、重要なのは、個人情報及びデータの保護は適正に行われているか、職員への情報管理やシステムの周知・研修・監査・点検が十分に行われているかであります。本年度は、情報セキュリティの体験型訓練として、新たに疑似的な標的型メールを全職員に送付しその対応を確認し、注意喚起を徹底しているほか、新型コロナウイルス感染症対策として3密にならないように、自席のパソコンを活用してできるeラーニング研修を導入をして、工夫を加えた各種の効果的な取り組みがされており、高く評価できます。10月には、特定個人情報を取り扱う部署において、内部監査を実施していますが、引き続き、厳正な実施に取り組み、決して監査や点検が形骸化しないよう願います。(6)の助成行政においては重要なのは、その運用において、制度の目的に合致しているか、計画的かつ効率的に行われ、住民の利便性を考慮しているものか、運用基準、要綱等は整備され、公正円滑に運用されているか等であります。複数の部署において、各種助成を行っており、それぞれ、条例、要綱、規則に基づき、公正円滑に運用されていきました。また、新型コロナウイルス感染症に関連する対策として、特別定額給付金・子育て世帯への臨時特別給付金・経営安定補助金などにかかる各種事務処理も適正かつ迅速に行われていました。引き続き、地方自治法の本質と趣旨が生かされるよう、公正円滑な運用をされるよう願います。(7)の補助及び交付金の支出についてですが、各種団体の活動を支援奨励することは、地域の活力や人材育成、町行政の円滑な推進のためにも重要なことです。ついては、各団体等の補助額の審査や査定が前年踏襲で形式的となり、思い、悩みなど、大切なことが見落とされていないか留意しながら、今後も、各種団体の指導と育成に努めていただきたいと思います。今回の監査においては、実態や活動実績を的確に反映して、補助金の見直



しに取り組んでいる事例も見受けられました。これは、評価できるものです。加えて、新型コロナウイルス感染症の影響で中止となった行事も多くあるため、年度末清算も考慮願います。

(8)の基金についてであります。地方自治法241条第1項にあるように、特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立て、または、定額の資金を運用するため、積み立てられていますが、いずれも法令・条例に基づいて適正に管理されていきました。引き続き、その規模や管理などについて、十分検討を行った上で、それぞれの基金の設定の目的に則して、適正な管理・運用に努めていただきたいと思います。

8ページです。(9)の公営企業についてであります。水道事業については、近年、特に、有収率の低下が懸念されています。平成31年度では、74.76%と全国の類似自治体に比べ低調な状況であります。送水管・配水管の老朽化による漏水が主な原因と考えられ、計画的に漏水調査を実施し早期対応を行い、安定した給水のため、漏水を減らす努力を行っています。引き続き、安心して安全な水道水の安定供給に、一層、努めていただきたいと思います。下水道事業について。各種課題の内、水洗化率・接続率の向上については、施工業者とタイアップして環境整備補助、接続工事助成金の周知や未接続者訪問を計画するなど、改善策に取り組んでおられます。引き続き、維持管理費の低調な経費回収率、平成31年度では79.37%、改善の検討、これは、使用者と行政の負担の在り方を含めということですが、各種課題解決に取り組み、安定的なサービスの提供、維持可能な下水道事業の経営の効率化を図るため、一層、努めていただきたいと思います。(10)のその他共通事項については、引き続き、繁忙時においても、基本に忠実に、担当者は事務処理手順を遵守し、管理者は事務管理を徹底していただき、担当者が、一人で悩まないよう風通しの良い職場環境の醸成に努め、管理者は、特定の職員の過重な負担とならないよう、担当者相互の事務支援や事務分担の見直し等を行い、的確な事務管理に努めていただくようお願い申し上げます。最後に、後期においても引き続き、新型コロナウイルス感染症対策に的確な対応を行うとともに、内子町の良さと個性が生かされた内子町形成のため、一層努められることを望み、財務監査報告といたします。

○議長（森永和夫君） 只今の財務監査（定例監査）報告に対する質疑があれば許します。

質疑はありませんか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（森永和夫君） ありませんのでこれにて質疑を終結します。

以上で、財務監査（定例監査）報告を終わります。

ここで、暫時休憩します。午前10時50分から再開を致します。

午前10時35分 休憩

午前10時50分 再開

○議長（森永和夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

## 日程第 6 一般質問

○議長（森永和夫君） 「日程第5 一般質問」に入ります。質問は、通告により、一括質問、一括答弁を行い、再質問から一問一答とするか、最初から一問一答の選択制といたします。議員の発言時間は会議規則第56条第1項の規定により40分以内とします。発言残時間は前方左側の壁に設置しております残時間表示板でご確認ください。要点を簡潔に、要領よくまとめて質問されますよう、議員各位のご協力をお願いいたします。理事者におかれましては、議員の質問の趣旨等に対する確認等がございましたら、先にその旨を告げてから発言してください。議事整理の都合もありますので、通告者以外の関連質問はご遠慮願います。質問通告者は、4名であります。それでは受付順に、質問を許します。

最初に、下野安彦議員の発言を許します。

○11番（下野安彦君） 議長。

○議長（森永和夫君） 下野安彦議員。

〔下野安彦議員登壇〕

○11番（下野安彦君） それでは、12月定例議会の一般質問をさせていただきます。また、10月及び11月の全員協議会に欠席しましたこと、ご迷惑をお掛けしまして、この場を借りてお詫びを申し上げます。失礼しました。さて、議場におられる皆さん、9月議会からの3か月で私の頭に変化が出ている事理由は、もうすでにご存じのことと思いますが、本日の質問はこの頭の髪の毛の要因にも関係することですので、少し状況を述べさせていただきますして質問に入りたいと思います。定期的な健康診断の腹部超音波検査にて、すい臓に影があると指摘されました。その後のCT検査と腫瘍マーカー検査で、がんである可能性が高いと判断されて検査入院しておりました。入院後のPETCTや超音波内視鏡生検検査により間違いなくがんであると診断されて抗がん剤治療を受けているものであります。最初に先生からがんであると言われた時には、正直ショックを受けて家族に知らせるスマホの画面を押す指が震えていました。今回の自分のがん発覚をどこまでオープンにするかと最初は悩みました。妻は黙っていてほしいという希望でしたが、私自身、議員という立場もあり、誰かのためにとの思いで公開し、悩みや治療に関しての気持ちをSNSにて発信しています。それを見られた数名の方から連絡がありました。少しご紹介させていただきます。「誰にも言っていませんが、私もがんです。再発や余命のことを考えると不安になります。人生観が変わりました。」と悩まれている方や、「肝臓に肺に2回も手術をしました。まだすい臓への疑いもあります。医学は驚異的に進歩しています。お互い頑張りましょう。落ち込まずに、明るく、明るく。前向きに元気出せ。」との激励の連絡も入りました。また、一方では、「子どもが血液のがんです。辛い抗がん剤治療に頑張り抜いてくれています。現在も治療中です。中学生までの医療費無償化助成制度助かっています。今後成長していく中で高校生までの医療費無償化についてもご検討をお願いします。」といったお母さんからの連絡とお願いもありました。がんの治療の医療費は、ビックリするほど高いものであります。この様な保護者のご意見を聞くと、医療費の無償化を高校生まで延長するべきであると思うものであります。がんであると診断されたなら、手術が出来る場合はすぐに切除し、その後、再発防止の抗がん剤治療が行われていました。最近では、すぐに手術可能であっても先に抗がん剤治療を行って、がん自体を小さくし腫瘍量を減少させてから手術をするのが一般的となっているようです。私も抗がん剤治療をおこない、来年早々に手術の予定となっておりますが、問題はここ数日でもテレビ等で報道

がありました、新型コロナウイルス感染者が増加しており、医療供給体制がひっ迫した場合には、予定通りに手術を行うことが困難となりうる場合もあるとは担当の先生の話であります。がんや命に関わる病気で、予定通りに受けられる治療が受けられなくなるのは問題であります。国民ひとり一人が意識をもって感染拡大を防止しつつ、社会経済活動を維持していくことが大切であると思います。そこでこのがんや生命にかかわる病気治療に関する質問をいたします。まず最初ですが、がんは早期に発見し治療すれば完治でき、通常の生活に戻ることができます。しかし、多くの場合、初期症状がみられず、ある程度進行してから見つかるために、長期にわたる治療を余儀なくされているのが現状であります。治療後も再発の可能性があるうえに、抗がん剤による副作用などで思うように社会復帰ができず、経済的な問題を抱えてしまう人が多いようです。さらに今回の新型コロナウイルスにより、病気を抱えているのに経済的な理由で受診を控え症状が悪化し最悪の場合は死に至る“メディカル・プア”と言われる問題が増え始めているということです。職を失い思うような治療が受けられず、さらに症状を悪化させるという悪循環に陥る人が増えているとNHKのテレビで放送されていました。内子町においてもこの様に、生活保護を受給できない困窮者が増え治療を控えている人が増えているのではないかと危惧するものであります。がんなどの高額な治療費の相談や生活サポートの相談、心のケア対応の現状はどうか質問を致します。

○議長（森永和夫君） 下野安彦議員の質問に対して理事者の答弁を求めます。

○保健福祉課長（曾根岡伸也君） 議長。

○議長（森永和夫君） 曾根岡保健福祉課長。

〔曾根岡伸也保健福祉課長登壇〕

○保健福祉課長（曾根岡伸也君） がん治療に関する相談や生活のサポート、心のケアの対応の現状はというご質問でございます。がん治療に関する相談支援体制の充実を図ることは、患者が適切な医療を受けるために大変重要だと思います。そのため、四国がんセンターなどの専門医療機関では施設内に「がん相談支援センター」を設置しており、専門医療に関する相談を受付ける体制が整っております。ご存知の通りだと思います。市町村におけるがん対策につきましては、出来る限り早期にがんを発見し、治療に結び付けるため、がん検診の実施とその受診率の向上、がん教育やがん全般に対する普及啓発に注力しているところでございます。内子町では、各種がん検診において精密検査が必要とされた方で、検査未受診の方に対する受診勧奨により、がんの早期発見、早期治療につながるよう個別の支援を行ってきているところでございます。また、がん治療に関してというわけではございませんが、町では、高額療養費の支給や、介護保険サービスの利用、生活費に関する相談などにつきましても、各種サービスがもれなく利用できるよう、各担当部署が連携し、対応させていただいているところでございます。がんになり患した場合、ご本人や家族には治療費負担や生活面で様々な重い負担がかかるのも事実でございます。全国的には経済的な理由で治療を控え、病気の早期治療に繋がらず症状を悪化させているという悪循環に陥る方が増加していると指摘されております。そのような事態を招くことがないよう、今後におきましても各種保険制度や福祉サービスが適切にお届けできるよう、行政全体で支援体制の強化をはかってまいりたいと考えておるところでございます。

○11番（下野安彦君） 議長。

○議長（森永和夫君） 下野安彦議員。

〔下野安彦議員登壇〕

○11番（下野安彦君） 課長答弁でそういう対応はされておるということではございますけど、患者の方たちなんですけど、どのような形で患者たちを把握されているか。自己申告によって相談をうけるのか。悩みをここにオープンにしますよといった広報的なことはされているのか、お伺います

○保健福祉課長（曾根岡伸也君） 議長。

○議長（森永和夫君） 曾根岡保健福祉課長。

○保健福祉課長（曾根岡伸也君） それぞれの患者の方が治療されているという状況については役場の方では把握できておりません。患者の方やご家族の方からご相談を受けさせていただくことで町のサービスが受けれるものがあればご紹介をさせていただいてということで対応させていただいております。

○11番（下野安彦君） 議長。

○議長（森永和夫君） 下野安彦議員。

〔下野安彦議員登壇〕

○11番（下野安彦君） そういった場合は広報誌とかそういったもので出されているのでしょうか。町民の皆さんがぱっと目につくことどこに相談に行ったらいいかというのも目に留まるものがないとなかなか相談できないんですけど、分かりやすい情報はありますでしょうか。

○保健福祉課長（曾根岡伸也君） 議長。

○議長（森永和夫君） 曾根岡保健福祉課長。

○保健福祉課長（曾根岡伸也君） 町の広報等では周知はできておりません。申し訳ないです。保健センターで健康相談については随時受け付けております。福祉の窓口でも医療に関すること、介護に関すること、日々窓口で対応させていただいております。その中で対応させていただいたらと思います。

○11番（下野安彦君） 議長。

○議長（森永和夫君） 下野安彦議員。

〔下野安彦議員登壇〕

○11番（下野安彦君） せっかくそういう相談窓口があるということでしたら、町行政だけではないすべての機関になると思うんですけど、大きなポスターとかになると思うんですが、こんなお悩みがありましたら、保健福祉課にとか担当はここですというふうに例えば事例としてこういうものがありますよというのはそういうものが目に付くということを、そういった対応もしていただいたらと思います。

続きまして2番目の質問に入りたいと思います。外科手術ができない部位のがんに有効とされている、陽子線治療や重粒子線治療であります。一般治療と共有する部分以外は、公的な医療保険の対象とはなりません。先進医療による治療は、たとえ適用が認められた場合でも健康保険がきかないため、治療費は全額自己負担となります。特に重粒子線治療と陽子線治療は、数ある先進医療のなかでも高額な治療法で、重粒子線治療は約300万円、陽子線治療は約280万円の自己負担が必要です。愛媛県とタイアップしたら治療費の補助や、先進医療の治療費を金融機

関から借り受けた場合に、その利子分を補助する等の制度が全国を見ますと、ある程度行っていることもあると思います。そういったお考えはないかお尋ねします。

○保健福祉課長（曾根岡伸也君） 議長。

○議長（森永和夫君） 曾根岡保健福祉課長。

〔曾根岡伸也保健福祉課長登壇〕

○保健福祉課長（曾根岡伸也君） 内子町独自で制度創設の予定は今のところはもっておりません。町内に先進医療の治療を受けていらっしゃる方がどれくらいいらっしゃるかなど、その詳細については町において状況把握ができにくい状況でございます。今後におきましては、状況把握の方法も含め、事業の必要性につきましては、今後の検討課題とさせていただきたいと考えております。

○11番（下野安彦君） 議長。

○議長（森永和夫君） 下野安彦議員。

〔下野安彦議員登壇〕

○11番（下野安彦君） 先ほどの続きと同じにはなるんですけど、こういった方が国保を利用して、そういう治療を受けているかというある程度の把握ができない限りは発信することもできないと思うんですよ。そういったことを全国の自治体がいまだに対応されていると思いますので、愛媛県ともそういったことについては協議をさせていただいてぜひとも前向きな形で、住民の治療をされている方の把握に努めていただいて何が必要なのかということを経後検討されるということでしたので、お願いしたいと思います。

続きまして、3番目ですけど、これも先ほどの質問と同じにはすると思うんですけど、愛媛県の若年がん患者在宅療養支援事業、訪問に対する事業とか、訪問の介護とか、訪問入浴介護、福祉用具貸与、器具等の購入に対してですけど、県内の数自治体によっては、こういった事業にも加入しているということなんですけど、今後内子町も加入すべきと思うんですけど、内子町が加入されていない理由と今後の加入の予定についてをお尋ねしたらと思います。

○保健福祉課長（曾根岡伸也君） 議長。

○議長（森永和夫君） 曾根岡保健福祉課長。

〔曾根岡伸也保健福祉課長登壇〕

○保健福祉課長（曾根岡伸也君） これまでがんで在宅療養する場合、18歳未満なら小児慢性特定疾病に該当すれば医療費などの助成が受けられます。65歳以上と、40から64歳でも医師が認めた場合は介護保険が利用可能です。20から39歳だけが公的支援の対象外であったことから、愛媛県においては若年がん患者在宅療養支援事業を令和2年度に事業を開始したものでございます。内子町では事務的な準備が間に合わなかったため、今年度につきましては事業を実施できておりません。大変ご迷惑をおかけしているところでございます。本事業につきましては、令和3年度より実施予定としており、現在準備中でございます。

○11番（下野安彦君） 議長。

○議長（森永和夫君） 下野安彦議員。

〔下野安彦議員登壇〕

○11番（下野安彦君） 準備ができてないということで前向きに導入するという考え方では

しいのでしょうか。

○保健福祉課長（曾根岡伸也君） 議長。

○議長（森永和夫君） 曾根岡保健福祉課長。

○保健福祉課長（曾根岡伸也君） はい、令和3年度よりこの事業を開始したいと思っております。

○11番（下野安彦君） 議長。

○議長（森永和夫君） 下野安彦議員。

〔下野安彦議員登壇〕

○11番（下野安彦君） 分かりました。ぜひともそういった方が該当する場合には前向きに設立していただいて対応していただきたいと思います。

続きまして、4番目の質問に入ります。最初の質問の冒頭で言いましたように、私はそのまま出てきたわけですが、全国の自治体では、かつら、医療用ウィッグ、胸部補整具の購入費用に対する補助制度を設けている自治体もけっこうあるようでございます。愛媛県の中でそこだけ対応しているところがあるのではないかと調べましたが愛媛県にはあまりあるようにはないんですけど、今後、治療に相当のお金もかかりますし、少しでもこういったご希望の方がいるようならば、援助もしてあげて社会に出やすい環境にしてあげたらと思うんですけど、いかがでしょうか。

○保健福祉課長（曾根岡伸也君） 議長。

○議長（森永和夫君） 曾根岡保健福祉課長。

〔曾根岡伸也保健福祉課長登壇〕

○保健福祉課長（曾根岡伸也君） 医療用ウィッグや胸部補装具購入費用に対する補助制度につきましては、現在のところ制度創設の予定はございません。こちらにつきましても、その詳細について、町で把握ができていく状況でございます。現在、現状把握も含め、事業の必要性等につきましては、今後の検討課題とさせていただきたいと考えておるところでございます。ご理解下さい。

○11番（下野安彦君） 議長。

○議長（森永和夫君） 下野安彦議員。

〔下野安彦議員登壇〕

○11番（下野安彦君） 検討課題ということでございますが、全国の自治体ではだいたい3万円程度の補助が出されているようです。どこの自治体でもそのくらいの感じでございます。そんなに悩むことない、難しいこともない、内子町が愛媛県の中でも先進してこういうことをやりましたと言えいいだけでございますので、把握については先ほどから言いましたように、どれだけの方の需要があるかというのは分かりません。それらも含めて住民の方にそういった該当される方というのはポスターや広報誌等で広めて行けば分かると思いますのでぜひとも早めに検討というのではなくて導入に向けてお願いしたいと思うんですけど、前向きな返事をお願いできないでしょうか。

○保健福祉課長（曾根岡伸也君） 議長。

○議長（森永和夫君） 曾根岡保健福祉課長。

○保健福祉課長（曾根岡伸也君） 検討させていただいたと思います。どうぞよろしくお願いします。

○11番（下野安彦君） 議長。

○議長（森永和夫君） 下野安彦議員。

〔下野安彦議員登壇〕

○11番（下野安彦君） 町長がこっちをみてにこっとされましたので、検討の内容も重みのある検討だと受け止めて、次の質問に入ります。町長には求めませんけど。

続きまして、5番目の国保加入者の高額医療費対象住民への通知や、同一世帯で1ヶ月につき2万1,000円以上の自己負担額が複数あった場合や過去12か月、1年間に同一世帯で高額療養費の支給が4回以上あった場合の申請通知は、役場担当課からはどのような対応で該当者の方に通知とか対応がなっているかということに対して質問します。

○住民課長（二宮善徳君） 議長。

○議長（森永和夫君） 二宮住民課長。

〔二宮善徳住民課長登壇〕

○住民課長（二宮善徳君） 国民健康保険の高額療養費の対象者への通知などについてお答えします。同じ月内の医療費の自己負担額が高額になった時には、世帯の年齢構成や所得区分に応じた負担限度額を超えた部分について、申請して認められると高額療養費が支給されます。医療機関から請求のあった診療報酬については、国保連合会が審査を行った後に保険者である町に対し、審査結果が通知されます。通常、その診療の審査結果を町が確認できるのは、ご本人が医療を受けた月の2か月後になります。その審査結果をもとに、同一世帯で1か月につき70歳未満の被保険者が1医療機関2万1,000円以上の自己負担が複数回あった場合や、過去12か月間に高額療養費の該当が4回以上ある場合、70歳未満と70歳以上75歳未満の被保険者が混在する世帯など、様々な支給条件に応じた高額療養費の支給総額を計算します。その結果は、通常では毎月20日ごろ世帯主に対し通知ハガキを送付しております。それをもとに申請をしております。なお、入院、手術、高額な薬剤など医療機関での自己負担の支払いが高額になることが予測される場合は、事前に町の国保係に「限度額適用認定証」の申請を行い、交付された認定証を医療機関に提示することで、その月の支払いを自己負担限度額までとすることができます。以上です。

○11番（下野安彦君） 議長。

○議長（森永和夫君） 下野安彦議員。

〔下野安彦議員登壇〕

○11番（下野安彦君） 国保連合会から2か月後にレセプトがはっきりしている状態の中で、はがきで通知をしているということですが、通知をされた方はそれに対して役場の方に対して確認をしてから、直接、国保連合会に申請するのか、個人個人でその後は分かりませんと100%申請されたかそれがそのままで止まっているかという確認はできないのでしょうか。

○住民課長（二宮善徳君） 議長。

○議長（森永和夫君） 二宮住民課長。

○住民課長（二宮善徳君） はがきを世帯主に送りますと、世帯主の方が来られます。そこで申

請書を書いてもらって振り込み口座等の確認をして手続きをします。

○11番（下野安彦君） 議長。

○議長（森永和夫君） 下野安彦議員。

〔下野安彦議員登壇〕

○11番（下野安彦君） 申請者が役場に来られるということは、その通知を出した人に対して、ご本人が申請されなかったらどうしようもない理由があるかもしれないんですけど100%に近い方がそのはがきを受け取って、私が減額の該当になるんだという形で申請に来られるから、抜けて落ちることはないということによろしいでしょうか。

○住民課長（二宮善徳君） 議長。

○議長（森永和夫君） 二宮住民課長。

○住民課長（二宮善徳君） 少額の場合、まとめてこられる方がありますので、そういったことを含めると、ほとんどの方が来られます。

○11番（下野安彦君） 議長。

○議長（森永和夫君） 下野安彦議員。

〔下野安彦議員登壇〕

○11番（下野安彦君） そういうことでしたら私も安心しました。というのは、こういうのは自分がかかってみないと分からない高額な医療費がいるということもわからないということです。インターネットやSNSなどをずっと眺める人はよくわかると思うんですけど、やはり高齢の方などは、どれだけの医療費が自分に対して戻ってくるとかいうのはなかなか分からないことだと思いますので、抜け目のないように今後とも指導していただけたらと思います。

これはこの場で質問するのはいかなものかということをお願いなんですけど、例えば国の制度の中でだと思えるんですけど、高額な医療費、例えば月をまたいで入院をした場合に、例えば15万円の医療費がかかった。それを2か月に跨いで7万5,000円、7万5,000円を払った場合には、同じ15万円でも返ってこない額になると思うんですけど、補助対象の金額にもよりますが、普通だったら8万1,000円程度前後の医療費がかかるものだったら高額医療費として戻ってくるわけですけどそれが2月跨いで15万円とかになると7万、8万をきってしまうと1か月で支払いをし、次の月に支払いをしなければならないとこれは先ほどから出ておりますレセプトの月の締めのかくりでの取りまとめで国の医療制度の中で行われているから仕方ないといえば仕方ないんですけど、私が思うのはそれが仕方ないと思うのは、いかなものかなと。あれだけの国会議員がいて、あれだけの国の職員がおられてそういう矛盾する、同じお金を払っても戻る場合と戻らないケースがあるんですよね。これらをなぜ解決ができないかと私は不思議でならないんですけど今回、この考え方について地方から声を出していくべきではないかと思うんですけど、このことに関しては町長、どう思われますか。

○町長（稲本隆壽君） 議長。

○議長（森永和夫君） 稲本町長。

○町長（稲本隆壽君） レセプトがどういう形でそういう仕組みになっているんですけどある面ではこれはトータル的に捉えるということが必要なんじゃないかなというふうにも思っております。現実にはそういう問題点があるということであれば国保連合会においても国に対して、現場で



はこういう問題があるということをもとめてきちんと提言出すということも必要だと思っております。そういう機会の中で私の発言をさせていただきたいと思います。

○11番（下野安彦君） 議長。

○議長（森永和夫君） 下野安彦議員。

〔下野安彦議員登壇〕

○11番（下野安彦君） ぜひともお願いします。もう一点、蛇足になりますけど、ここ数日の例えば後期高齢者の医療費の負担問題が出てます。1割から2割にどうするかということではなかなか決着がつかないので線引きができないといって155万円から240万円ですね、その間をどうしようかと悩んで結局伸ばしておりますけど、あれらも私が単純に考えれば、計算式に合わせてその分で行えばいいけど複雑にはなるかもしれないけど、線引きをしなくても段階的に徐々に金額を変えていけばできるのではないかというふうに単純に思うんですけどそういうことも含めて今後町長、地方の声はこういうことが出てますよと。あれだけ素晴らしい人材の国の職員の方おられますから、矛盾をしないような納得がいく制度にしてもらいたいような発言をよろしくお願いしたいと思います。

続きまして、小田川の護岸を守るなげの復旧の考え方についてという質問をしたいと思っております。2018年7月の西日本豪雨による被害を受けまして、五十崎自治会連絡協議会の会長と五十崎地区の全自治会長が、小田川河川の堆積した土砂及び五十崎豊秋河原の左岸、天神側の土砂掘削とイベントゾーンの近自然工法である右岸鎧護岸部への覆土及びなげ復旧の要望書を町長宛てに提出したと思っておりますが町長も覚えておられると思います。2019年3月議会で、私も一般質問したこともありまして、五十崎の伊予銀行前の親水護岸である鎧護岸の覆土は川に降りられるだけに削られて成形されました。とりあえず親水ゾーンとしての機能は復活し昨年5月の五十崎大風合戦イベントは晴天のなか盛大に開催することができ大変ありがたくお礼を申し上げます。ありがとうございました。しかし、成形された覆土は昨年の台風や今年の梅雨前線の大雨で更に流されました。お手元に先ほど議長の許可を得まして、書類と写真をお配りしておりますが、みていただいたら一目瞭然、伊予銀行の前の土砂は人間の背丈くらいあります。これだけの段差ができております。元と同じく削られおり、親水護岸の意味を無くしています。このままでは上流になりますけど、新川出口上流部と同じく、ごつごつとした鎧護岸のコンクリートが露出されるのは時間の問題であります。50歳台から上の方に聞きますと、上流の町営住宅上沖団地前には河川の流れを変えるなげがあり、新川出口下流にもなげがあったのを覚えておられます。このなげが五十崎側の護岸を守り、水の流れを天神側の牛の谷川出口に導いていたのですが、小田川改修工事時に取り壊されたものです。このなげの調査・研究をしていただいて、復活を県に要望していただけたらと思うんですけど、これについてのお考えをお尋ね致します。

○建設デザイン課長（正岡和猶君） 議長。

○議長（森永和夫君） 正岡建設デザイン課長。

〔正岡和猶建設デザイン課長登壇〕

○建設デザイン課長（正岡和猶君） 小田川の護岸を守るなげの復旧の考え方についてお答えいたします。小田川の河床掘削、五十崎側護岸の覆土及びなげの復旧につきましては、ご質問のとおり平成30年9月に、要望書が提出され、早速、同月に大洲土木事務所へ町として要望を行っ

ているところです。また、河床掘削等の、必要な要望は、毎年切れ目なく実施しているところでございます。五十崎伊予銀行前の親水護岸である鎧護岸の覆土侵食について、大洲土木事務所に確認したところ、治水上の支障は無いものの、風上げにも利用していることから、今後予定している豊秋橋から龍宮堰付近の河床掘削で発生した石材を鎧護岸に寄せ石し、なだらかな勾配になるように覆土する予定であると聞いております。なぜの調査研究については、河床掘削や寄せ石等により侵食防止効果が図られることから、その後の状況を確認しながら、必要に応じて、今後、検討していきたいと考えています。以上でございます。

○11番（下野安彦君） 議長。

○議長（森永和夫君） 下野安彦議員。

〔下野安彦議員登壇〕

○11番（下野安彦君） 再質問をたくさん考えておりましたが、まずは覆土をするということで私もそれに関しては、納得を致しました。また、なぜに関してはまた、今後検討していくということですので、ぜひとも強く言ってもらえたらと思います。ただ、せっかく再質問を考えておりましたので一言、二言、三言くらいは質問等かねて言わせてもいただけたらと思います。なぜ今回もしつこく前回、いいましたけどまたいうことは、お手元にお配りしている図面を見ていただけたらと思いますが、鎧護岸工法という図面でございます。前回の2019年3月議会に、覆土をしてくれということをここで土木事務所をお願いしておるということを言いますと、担当課長からの答弁では今、堆積している土砂を掘削して除けているのに、また護岸のところに土をもるといえるのはいかななものかなと。そういった正岡課長からの答弁だったのですが、それに対しては間違いないですか。確認します。

○建設デザイン課長（正岡和猶君） 議長。

○議長（森永和夫君） 正岡建設デザイン課長。

○建設デザイン課長（正岡和猶君） そういう答弁は間違いない答弁です。

○11番（下野安彦君） 議長。

○議長（森永和夫君） 下野安彦議員。

〔下野安彦議員登壇〕

○11番（下野安彦君） 私が言いたいのはこの図面を見ていただけたら、右側の計画高水敷というこれが低水護岸の高さだと思うんですけど、この計画高水敷と書いてあるところでイベント会場になるんですけど、それから1対6割で草と書いてあって、計画河床までなだらかに土が復元されております。何が私が言いたいのかというのはこの赤い印のように土砂が崩れているわけですね。これは何年も前に小田川の河川工事をされてこういう形になっているわけですね。となると、この時の完成断面、竣工検査はどの時点でおこなわれていたかと私は聞きたいのですが、どう思われますか。

○建設デザイン課長（正岡和猶君） 議長。

○議長（森永和夫君） 正岡建設デザイン課長。

○建設デザイン課長（正岡和猶君） ここの小田川の整備につきましては、ふるさとの川整備事業ということでやられたんであると思いますが、その検査時期等の断面等の状況については、ちょっと把握はしておりません。

○11番（下野安彦君） 議長。

○議長（森永和夫君） 下野安彦議員。

〔下野安彦議員登壇〕

○11番（下野安彦君） 私がもし検査官だったら、この鎧護岸というのは下にブロックがございますので、建設デザイン課で工事を発注した場合には、まずこのコンクリートのブロックができた時点で、検査を一時おこなってこのブロックは完ぺきに埋設してされているのを確認して、そしてその後に覆土をして最終的なこの断面が計画通りに出来ていると私だったらすると思いますけど、それについて課長はどのように思われますか。

○建設デザイン課長（正岡和猶君） 議長。

○議長（森永和夫君） 正岡建設デザイン課長。

○建設デザイン課長（正岡和猶君） 工法についての護岸、覆土については、今、議員がおっしゃるとおり順番的にはそうということだと思います。

○11番（下野安彦君） 議長。

○議長（森永和夫君） 下野安彦議員。

〔下野安彦議員登壇〕

○11番（下野安彦君） となると、私が一番に言いたいのは、こういった覆土ができるということでもいいんですけど、結局そこが豪雨により流されたということは、護岸が壊れたという意味になると私は思うんですよ。逆に言うたら災害復旧工事としてでも該当する、盛り土をすることが出来る事業ではないかと私はとらえたんですが、そういった面でも今後会計検査等もこれとおっているはずなんですから、やはりこういった形に現状復旧するということは、なんらおかしいことではないと私はとらえて、このことについて今回再質問を考えていたわけですけど、土の中に隠れている鎧のブロックが護岸という意味ではなく、土で盛られたものが基本的はすべてが護岸であり、その土の部分の削れているのだから工事の土木の方が言われるそこに泥を盛るとするのはちょっと難しいと言われたということですけど、そんなことはない。それは当初から計画されていた土の盛り土の護岸であって、それは会計検査もおとってすべてなっているのですから、それをそのまま同じように土を盛って復旧するというのは、災害復旧工事に通っていたのではないかとすると、なぜ、平成30年7月の豪雨の後に査定を受けなかったのかというふうに私はとらえるわけです。そういう考えもできるということをこの場で申し上げまして、今後この河川が親水ゾーンとして守られていくということをお願いしまして、一般質問を終わります。以上です。

○議長（森永和夫君） 午前中の一般質問はここまでとし、午後1時から再開を致します。

午前11時33分 休憩

---

午後 1時00分 再開

○議長（森永和夫君） 休憩前に続き、会議を開きます。

次に、向井一富議員の発言を許します。

○3番（向井一富君） 議長。

○議長（森永和夫君） 向井一富議員。

〔向井一富議員登壇〕

○3番（向井一富君） 3番、向井一富です。12月議会にあたりまして質問通告書に基づいて質問させていただきます。今回も一問一答方式質問させていただきます。まずは防災減災について質問致します。先日の新聞に気象庁、気象研究省などの研究チームが地球温暖化の影響により2018年の西日本豪雨のような大雨が瀬戸内海地域で起こる頻度が3.3倍になり、21年に1度のレベルで増えたとの分析結果を明らかにしたと載っておりまして。現在、それらの対策として、大洲の肱川では堤防嵩上げが急ピッチで進んでおります。そのことで小田川でのバックウォーター現象が心配されますが、その影響をどうとらえておられるのか。そしてその対策はどうなっているのかまずお尋ねを致します。

○議長（森永和夫君） 只今の向井一富議員の質問に対して理事者の答弁を求めます。

○建設デザイン課長（正岡和猶君） 議長。

○議長（森永和夫君） 正岡建設デザイン課長。

〔正岡和猶建設デザイン課長登壇〕

○建設デザイン課長（正岡和猶君） 肱川堤防嵩上げによる小田川沿岸への影響と対策についてお答えいたします。大洲土木事務所に確認いたしましたところ、肱川の堤防整備や堤防嵩上げ箇所は、無堤箇所や堤防の低い箇所について進めているとのことであり、小田川沿岸まで水位上昇等の影響が及ぶことはないと同っております。また、河川内に土砂が堆積している箇所については、河床掘削を行うなど適切な維持管理を行ない防災に努めているところでございます。内子町といたしましても、問題が発生しそうな箇所については、大洲土木事務所に連絡し対応していただいております。小田川沿岸の防災に努めてまいりたいと思います。以上、答弁とさせていただきます。

○3番（向井一富君） 議長。

○議長（森永和夫君） 向井一富議員。

〔向井一富議員登壇〕

○3番（向井一富君） 今の答弁に対しまして、再質問させていただきます。堤防が未整備のところの堤防を今、嵩上げしているということでございましたけど、だいたい堤防が見てみますと4、5mくらい上がっている部分もあるかと思います。その部分は元々堤防がなかったので、そこから菅田の方の田んぼに水がずっと溜まっていったという形になろうかと思います。堤防がしっかり出てくるとそれが菅田の田んぼとか町とかに流れてないということでそのまま川に残っておのずと水位が上がってくるのではないかなということが想定されるんですけど影響がないという見解は信じられないんですけど、もう一度答弁をお願いします。

○建設デザイン課長（正岡和猶君） 議長。

○議長（森永和夫君） 正岡建設デザイン課長。

○建設デザイン課長（正岡和猶君） 今、県の方で進めております堤防については先ほど答弁したとおりでございます。計画洪水雨量といいますか、これだけ雨が降ればどういうふうに流れるという計算を致しまして、堤防高は計画をしておりますが、それが完成した時に、上位まで影響

がということなんです、その場合は今溜まっている堆積の除去、河床掘削などを行いながら水位を下げるということを考えておりますので、なるべく影響が及ばない方法をとって整備をしていくということでございますのでご理解をいただきたいと思います。

○3番（向井一富君） 議長。

○議長（森永和夫君） 向井一富議員。

〔向井一富議員登壇〕

○3番（向井一富君） 確かに、河床掘削内子の小田川の方もやられているところを目にしております。しかしながら大洲の菅田方面の堤防ができればどう考えても小田川に影響が。河床掘削程度で小田川に影響がないということは私も信じられないんですけど、九州の豪雨によりましてバックウォーターという現象が起きたと思うんですけど、そういう状況が起きるとすることは想定されてないんでしょうか。

○建設デザイン課長（正岡和猶君） 議長。

○議長（森永和夫君） 正岡建設デザイン課長。

○建設デザイン課長（正岡和猶君） バックウォーターにつきましては、全然影響がないということではないでございますけれども、先ほど申しましたようにそれを防ぐために河床掘削をする。また、小田川に影響しそうな堤防の弱いところについては改修をおこなっていく等々を含めて対策をとっていくということでございます。

○3番（向井一富君） 議長。

○議長（森永和夫君） 向井一富議員。

〔向井一富議員登壇〕

○3番（向井一富君） 専門的な技術面があると思いますので、私どもでは具体的な判断はできないと思うんですけど、しっかりとそこら辺、研究をされて堤防が必要な状況になるという可能性があればそういうことの施策を打っていただきたいなと思います。

次に移ります。これから年末年始、寒くなり、火を使う機会が増えてくると思います。火災の多くがこのシーズンに集中するという時期に入ってます。それにそなえて消防団も緊張が高まる時期だと思います。ここにきてコロナが全国的に大拡散してきております。感染者の8割が無症状と軽症者ということが言われております。無症状の人はたいていPCR検査は受けないと思いますけど、そういう意味では県内にもたくさんの無症状の感染者が存在する方があるのではないかと思います。もしかしたら隣の人が感染者かもしれないし、自分が感染者かもしれない。そういった中、松山市の成人式の中止や、愛媛マラソンの1年延期、新聞に載っていましたが企業等の忘新年会を80%以上の企業が中止との報道も耳にしました。伝統的な消防団の行事である夜警、出初式は大変重要な防災減災への位置づけであるということは分かっております。しかしながら、行事のあとの祝宴、慰労会も行われようと考えられます。この慰労会、祝宴も消防団にとっては大切なモチベーションを維持する一つであると考えておりますけれども、クラスターの発生を考えると中止の方向も考えざるを得ないのかなと思います。また今年に入り内子町もいろいろな中止の事業が続いております。地元の自治会も総会を開いた後は何もできない状態です。これは自治体が自主的に実施しないということでもありますけど、役場からの自粛要請があったために皆その意向に従っての決定だと考えております。消防団も年末年始行

事の件で幹部会が近々開かれるとお聞きしておりますけれども、事務局としてはこの年末年始の消防団の行動、活動についてどう考えられておられるのかお聞かせ願いたいと思います。

○総務課長（山岡敦君） 議長。

○議長（森永和夫君） 山岡総務課長。

〔山岡敦総務課長登壇〕

○総務課長（山岡敦君） 年末夜警や出初式など、消防団の年末年始の行事については、新型コロナウイルス感染症に対する国・県の指針、対応等を消防団にお伝えをした上で、消防団で判断を頂くことにしております。正式には、来る12月11日に開催されます幹部会で決定されるとお伺いしております。町としては、団のご判断を尊重し、協力・支援を行いたいと考えております。現段階で、消防団長よりご相談やご連絡のあった内容でございますけれども、まず年末夜警については、例年12月28日から30日の午後8時から午前2時まで、3日間にわたり実施されておられます。引き続き、本年においても、火災予防啓発のために、新型コロナウイルス感染症対策を講じながら、実施予定と伺っております。

次に、消防出初式でございます。今年度の出初式は、コロナ禍の影響により、小隊訓練や操法訓練の披露の取り止め、来賓案内を縮小することで時間短縮を図り行う予定であると伺っております。なお、雨天時においては屋内での開催として、来賓案内の縮小による時間短縮、団員の参加人数制限により、かつ感染症対策を講じながら開催予定であると伺っております。以上でございます。

○3番（向井一富君） 議長。

○議長（森永和夫君） 向井一富議員。

〔向井一富議員登壇〕

○3番（向井一富君） 例えばの話なんですけど夜警とか出初式のところでクラスターがある部で発生したとすると、その消防団は例えば火が出た時にその団は出動できるでしょうか。なかなか現状が把握できないかもしれませんが。よろしくお願いします。

○総務課長（山岡敦君） 議長。

○議長（森永和夫君） 山岡総務課長。

○総務課長（山岡敦君） クラスターがその団で発生した場合には当然、これまでの対応と同様にそれぞれの自宅で待機、それから療養所における待機ということになると思いますので消防団であろうがなかろうが対応は同じであると考えております。ただ、そのエリア内で火事が発生した場合、団員はどうするのかということになると分団、あるいは方面隊、それから団全体の問題でもありますので、そのあたりで十分対策もとっていただきながら、対応していくということでございます。その団に成り代わって他の団も応援をするとかいろいろ対応の仕方はあると思いますので、そういう方向で町の方も支援をして参りたいと思います。

○3番（向井一富君） 議長。

○議長（森永和夫君） 向井一富議員。

〔向井一富議員登壇〕

○3番（向井一富君） 大半が団任せというような形に今の答弁を聞く限りではそういう気がするんですけどまずは消防団を守ることが大きく言えば町民を守ることにもなると思

うので行政の方からも自粛という意味では強い意思表示をしていただくくらいの方がいいんじゃないかなと思いますので引き続きよろしくお願ひしたいと思います。

続きまして、内閣府が少子高齢化対策として結婚新生活支援金の充実を図ろうとしているが、内子町の取り組みの現状をお尋ねします。人口減少、少子化、未婚者の増加が社会問題になっておりますが、それらを解消するための一つの有効的な施策と考えますが、いかがでしょうか。

○総務課長（山岡敦君） 議長。

○議長（森永和夫君） 山岡総務課長。

〔山岡敦総務課長登壇〕

○総務課長（山岡敦君） 結婚新生活支援事業の概要でございますが、新婚世帯に対し、結婚に伴う新生活のスタートアップに係るコストを支援する地方自治体を対象に、国が地方自治体による支援額の一部を補助する事業でございます。現在の制度は、夫婦共に婚姻日における年齢が34歳以下かつ、夫婦の合計所得が340万円未満の新規に婚姻した世帯を対象に、婚姻に伴う住宅取得・賃借費用や引っ越し費用が補助の対象となると認識をしております。国の補助率は2分の1、残り2分の1を自治体が負担することで、30万円を上限に補助ができる制度でございます。参考までに、単独事業として30万円に継ぎ足すということもできる制度ということになっております。地方自治体の判断という部分でもございます。現在、町においてこの制度については取り組んでおりません。その理由といたしましては、まず結婚新生活支援事業が結婚を決断したり、若者の定住に大きく繋がったりする要因にはなりにくいと考えています。そのため、町としましては、結婚のひとつ前の段階、男女の出会いの場の創出を優先的に取り組むべきと考えておりまして、お見合いシステムを活用した男女の出会いの場の創出をする「愛結び事業」や、婚活イベントを企画した団体への支援を行う「内子町うち婚活支援事業」などを実施をしているところでございます。しかしながら、報道にもありますように、国はこの制度の拡充を図ろうとしているようでございます。拡充された制度が、結婚や若者定住の後押しに繋がるかどうか、こちらについては、一つは既に取り組んでいる市町の状況等も十分見定めながら、場合によってはヒアリングもさせていただきながら、今後検討してまいりたいと考えております。

○3番（向井一富君） 議長。

○議長（森永和夫君） 向井一富議員。

〔向井一富議員登壇〕

○3番（向井一富君） 今後、検討するというところでございますので期待しておきたいと思ひます。

続きまして、鳥インフルエンザの件につきまして香川県、宮崎県、兵庫県、福岡県、今朝の新聞には奈良県も出たということで200万羽以上の鶏が殺処分される過去最悪の状況になっております。内子町でもそのことを心配される方もいらっしゃるし、そこで町内の養鶏業者の数と予防対策がどうなっているのかと町内で発生したときの対処はどうするつもりかお尋ねします。

○農林振興課長（山中保正君） 議長。

○議長（森永和夫君） 山中農林振興課長。

〔山中保正農林振興課長登壇〕

○農林振興課長（山中保正君） 鳥インフルエンザにつきましては、香川県、福岡県、兵庫県な

ど国内において連日、発生しております。現在、南予家畜保健衛生所では、愛媛県へのウイルス侵入リスクは一層高まっていることから、最大限の厳重な警戒のうえ、飼養衛生管理の再確認の徹底、早期発見、早期通報等と呼び掛けています。内子町の飼養農家ですが、100羽以上を飼養する農場が5つあります。種別では、採卵鶏3農家、ブロイラーが1農家、きじを飼養しているのが1農家でございます。予防対策につきましては、隣の香川県での発生を受け、愛媛県では、直ちに養鶏農家に対し、異常の有無の確認や、衛生管理基準の順守徹底を指導するとともに、11月9日から、100羽以上飼養する全ての農場に消毒用の消石灰を配布しております。更に、12月1日にも、再び配布するとともに、家畜伝染予防法に基づく消毒命令を12月31日まで延長するなど発生予防に取り組んでいるところでございます。先日農林振興課でも現地を確認し、消石灰が適切に散布されていることを確認したところです。次に、内子町内で発生した時の対応についてですが、内子町高病原性鳥インフルエンザ対応マニュアルに基づき対策本部を設置し、県の指導を受けて対応することになります。処分方法につきましては、地中に埋めることとなりますが、それぞれの農場の敷地内で対応できると考えております。また、鳥インフルエンザに関する情報は、内子町ホームページに掲載し町民の皆様にも周知しているところでございます。以上、答弁とさせていただきます。

○3番（向井一富君） 議長。

○議長（森永和夫君） 向井一富議員。

〔向井一富議員登壇〕

○3番（向井一富君） 再質問をさせていただきます。処分された鳥の養鶏業者への補償はどうなっているかお聞かせ願ったと思います。

○農林振興課長（山中保正君） 議長。

○議長（森永和夫君） 山中農林振興課長。

○農林振興課長（山中保正君） 処分に対する補償でございますが、衛生管理基準などの徹底をしておられる場合には補償されるというようなことになっております。

○3番（向井一富君） 議長。

○議長（森永和夫君） 向井一富議員。

〔向井一富議員登壇〕

○3番（向井一富君） 具体的な補償内容みたいなものは、分かりませんか。

○農林振興課長（山中保正君） 議長。

○議長（森永和夫君） 山中農林振興課長。

○農林振興課長（山中保正君） 先ほどお話したように適切な管理状況のもとの補償ということで、処分の費用については定額、いった分だけは補償されるということしか、聞いておりません。

○3番（向井一富君） 議長。

○議長（森永和夫君） 向井一富議員。

〔向井一富議員登壇〕

○3番（向井一富君） ある知り合いでございまして、その方はまちの駅のN a n z eで卵かけごはん屋さんをオープンされまして、しっかりと商店街の活性化にもつなげていこうということ



で頑張られておりますので、特に細心の注意で見守っていただきたいと思います。

続いて、JA愛媛たいきの柿選果場に平成28年に中山間地域所得向上事業により冷蔵庫が国の補助金を受けてできておるとは思いますけど、その冷蔵庫の利用状況をお尋ね致します。主に富有柿の冷蔵をされていると思いますけれども冷蔵技術等、状況がどうなっておりますか。また、冷蔵柿の販売状況をお聞かせ願いたいと思います。本来は農協に尋ねたらいいことではありますけど、役場が窓口になっての補助金を使つての施設でございますので、行政の利用状況、農家の所得向上につながっているのかしっかりと確認しておくべきであると思いますので質問させていただきます。富有柿は内子町が誇る農産物トップランナーでありますから、しっかりと対応していただきたいと思います。豊作だったが市場に出したら、安かったわ、残念だったがまた来年があるというようなことではまだ駄目だと思うんです。やはり戦略的に販売することが大切だと思いますので、そのためには、冷蔵庫の有効利用は欠かせないと思います。答弁をお願いします。

○農林振興課長（山中保正君） 議長。

○議長（森永和夫君） 山中農林振興課長。

〔山中保正農林振興課長登壇〕

○農林振興課長（山中保正君） 富有柿の冷蔵につきましては、平成26年度からJA愛媛たいきで取り組んでいるところでございます。現在、柿部会から買い取り、和田選果場にある冷蔵庫で、温度を1度に保ちながら一定期間冷蔵保存をしています。出荷前には選別も兼ねて正品を1個ずつ真空パックで袋詰めをして、出荷日まで再び冷蔵しております。今年度は、関東などへの市場出荷用として13トン、香港への輸出用として2トン、合計15トンを見込んでいます。ただ、出荷前に選別する際、正品にならない物もあり、約1割程度のロスが出ております。また、昨年度の市場出荷用の売上については、約462万円でキロ当たり380円となっております。輸出用につきましては、約85万円でキロ当たり420円となっており、冷蔵富有柿の単価より100円から140円ほど高く販売されています。今後の冷蔵柿の出荷については、冷蔵庫の容量が25トンであることから、目標としては20トン程度見込んでおります。サイズの的には、L、2L、3Lの比較的大玉で出荷しておりますが、気象条件などによっては、毎年大玉で一定量を確保できないことや、人件費や運賃などの経費を考えると、15トンから16トン出荷するのが適正な状態であり、現状を維持しながらの取り組みになります。以上、答弁とさせていただきます。

○3番（向井一富君） 議長。

○議長（森永和夫君） 向井一富議員。

〔向井一富議員登壇〕

○3番（向井一富君） その冷蔵庫で冷蔵されている柿というのは、冷蔵用に収穫されたものですか。それとも一般に出荷されたものの中から、抜き取ったものなのでしょうか。

○農林振興課長（山中保正君） 議長。

○議長（森永和夫君） 山中農林振興課長。

○農林振興課長（山中保正君） 一般に出荷されたものでございます。

○3番（向井一富君） 議長。

○議長（森永和夫君） 向井一富議員。

〔向井一富議員登壇〕

○3番（向井一富君） たぶん冷蔵するとなるとロスを減らすためには、冷蔵柿用の柿を栽培するとかそれに見合った状態で収穫するというようなことが必要になってくるんじゃないかなと思います。この冷蔵技術を進めるためにはもう少しそういうところから取り組んでいく必要があると思いますし、柿のシーズンじゃない時には例えばブドウの冷蔵なんかも考えられるんじゃないかなと思いますので、そこら辺も含めて柿農家の所得向上につながるような冷蔵庫の使い方をぜひ研究をして農協とともに役所の方がバックアップをするような形で研究していただいて有効に使っていただきたいと思いますのでよろしくお願いします。

続きまして、公園管理についてお尋ね致します。町民の皆様の憩いの場としての公園がいつでも草が茂っていて憩えないとの声をよく聞きます。特に龍王公園、役場本庁前の河川敷、神南山ふるさとの森公園、長岡山四季の詩公園等、全部の公園を確認できておるわけではないんですけど、草が覆い茂っている光景を目にすることは間違いありません。せっかく公園と名がついているのだからもう少し予算を付けてきれいな状態で保てないものなのかお考えをお聞かせ願いたいと思います。

○建設デザイン課長（正岡和猶君） 議長。

○議長（森永和夫君） 正岡建設デザイン課長。

〔正岡和猶建設デザイン課長登壇〕

○建設デザイン課長（正岡和猶君） 公園管理にもっと予算をつけてもう少しきれいな状態で保てないかについてお答えいたします。内子町の都市公園として管理しております公園は7箇所ございます。公園管理につきましては、それぞれ委託などをして修繕や草刈り、剪定、清掃、遊具の点検などを実施しているところでございます。また、公園の中には開設してから年数が経過した施設もあり、施設の老朽化が進んでいるところもございます。老朽化施設の改修につきましては、現在、内子運動公園が改修中ですが、内子運動公園が終了後に順次優先度の高い公園から改修していくということとしております。小田川河川敷の管理、特に知清の河川・本庁前の小田川左岸の管理につきましては、自治会やボランティアまた、職員により草刈りや清掃を行っております。しかし、梅雨から台風時期の際の大雨により雑木やゴミ等が河川敷に残ることが頻繁に起こります。手で運べるような小さなものは自治会やボランティアで除去していただいておりますが、大きな雑木は重機がないと撤去できないことから、台風シーズンが終わった11月ごろに業者に委託して撤去しているところでございます。町の予算も限りがございますので、ご理解いただければと思います。また、なるべく早く撤去できるものは撤去して景観に配慮することに努めたいと考えております。以上、答弁とさせていただきます。

○3番（向井一富君） 議長。

○議長（森永和夫君） 向井一富議員。

〔向井一富議員登壇〕

○3番（向井一富君） 町場から遠い山の中にある公園、なかなか手が行き届かないのでそこをすべてきれいに管理するというのはなかなか大変だと思うんですけど間違いなく本庁前の河川敷いろんな県外、町外、もちろん県内の方も来られる。迎賓館になっていると思うんですよ。そういった意味で前の河川敷が言葉悪いんですが、おどろろになっている状態を見られた時に、来

賓の方が残念がられる部分もあるんじゃないかと。そういうところも心配されておる方もありますので、その辺しっかりと管理していただきたいというのが希望でございます。あとは龍王荘、こちらオーベルジュ内子がリニューアルされて本当に今度は町内の業者さんでもございますので絶対失敗するようなことがあってはならないと思うんです。その意味では公園をしっかりと管理しながら、町民の皆さんを迎え入れたり、観光客の方を迎え入れたりという姿勢は大切だと思います。龍王公園のホームページを見させてもらいましたが、ぴかぴかな写真が載っております。行ったら草ぼうぼうで残念だったということがあるんですけど、観光客にショックを与えないような管理をしていただきたいと思うんですけど、例えばオーベルジュ内子さんとカスポーツセンターの会社の方とお金を出し合って龍王公園の管理者、運動公園には管理者がおられると思うんですけど、そういうものを作って管理をするという方向にはならないんでしょうかね。

○建設デザイン課長（正岡和猶君） 議長。

○議長（森永和夫君） 正岡建設デザイン課長。

○建設デザイン課長（正岡和猶君） 龍王公園につきましては、先ほど答弁したように内子運動公園の改修後についてあそこの公園については、老朽化している施設ございますが、藤棚とかありますけど、球場とかもあります。そこらあたりを含めて、改修計画を立て改修していこうと考えております。それからあと一般的な指定管理者による管理というのがございましたけれども、一般的には指定管理者管理施設については指定管理者でしていただきます。新風会であろうとオーベルジュも同じですが、していただいております。それ以外のところを町が委託してシルバーさんであるとかいろんな団体に委託をしているということでございますので、その中で管理をしているということでございます。

○3番（向井一富君） 議長。

○議長（森永和夫君） 向井一富議員。

〔向井一富議員登壇〕

○3番（向井一富君） 例えば、さつきがずっと植え込みでずっと植えてありますけど、あれ何年もいろっけないような気がするんですけど、あそこら辺も含めて運動公園の管理人ということではないんですけど、公園全体をしっかりと管理できるようなシステムはできんのでしょうか。どっちかの会社に事務局を置くなりして、管理人さん植え込みのところまできれいにしていこうということにならないでしょうか。

○建設デザイン課長（正岡和猶君） 議長。

○議長（森永和夫君） 正岡建設デザイン課長。

○建設デザイン課長（正岡和猶君） 先ほどいいましたようにそれぞれやってはいただいております。シルバーさんにおいても年に何回かやっていただくことでお願いはしておりますし、新風会さんにも委託をしてそれぞれやっていただいております。ただ、今言いました、さつきのところについてはシルバーさんもようやらないというふうなことがございまして、なかなかお願いするところが厳しい状況になっているのも現実でございますので、その管理については今後検討をしていく必要があるかなと思っております。

○3番（向井一富君） 議長。

○議長（森永和夫君） 向井一富議員。

〔向井一富議員登壇〕

○3番（向井一富君） なかなか大変な作業にはなろうかと思いますが、そういう来て皆さんが憩えるという、特に町外の方も来て休んでいただくという意味では、龍王荘は内子町の観光スポットの大事な役割があると思うので、またしっかりと管理をお願いしたいと思います。

続きまして、マイナンバーカードの普及促進についてお尋ね致します。国もデジタル庁を立ち上げて、行政機能の簡素化と、行政サービスの向上、マイナンバーカードの普及を進めていく方針を打ち出しております。大洲市では、マイナンバーの普及促進を促す目的で、マイナンバーカードを保有している人、また、新たな申請者に市内で使える割引券の発行を実施するようです。内子町でもマイナンバーカード保有促進と商店街の活性化につながる有効的な施策と考えますが、取り組むつもりはないかお尋ねいたします。

○総務課長（山岡敦君） 議長。

○議長（森永和夫君） 山岡総務課長。

〔山岡敦総務課長登壇〕

○総務課長（山岡敦君） 内子町における10月末時点のマイナンバーカードの交付件数は3,045件で交付率は18.62%となっており、愛媛県全体の交付率19.49%を下回っている状況でございます。政府は、令和4年度末までに、ほぼ全国民にカードを交付するということを目指しております。そのことから当町におきましても交付体制の充実、啓発活動を強化しなければならないと考えています。ご質問の、マイナンバーカードの交付とセットにした買い物補助券の発行について、コロナ禍の影響により地域経済が停滞する中においては、消費喚起と経済の下支えにつながるとともに、マイナンバーカードの交付に一定の効果が期待できるものと考えています。しかし、現時点ではこれらの事業を実施するための財源がありません。直ちに当町で取り組むことは困難ではございますけれども、今後、国の新型コロナウイルス感染症に対する補正予算や支援などの動きに注視をして、検討してまいりたいというふうに考えてございます。

○3番（向井一富君） 議長。

○議長（森永和夫君） 向井一富議員。

〔向井一富議員登壇〕

○3番（向井一富君） 特例給付金の関係でもマイナンバーカードでの手続きがスムーズにいくということが普及率が低いのでいけないということもございましたので、私も個人的には30人ほどの町民の皆さんを集めてマイナンバーカードの大まかな説明とか普及促進の意味で啓発活動をやってきました、また数名の方々も手続きに来られたと思うんです。そういう意味では手取り足取りの推進というのにも必要になってこうかなと思いますのでそういうところにも努力をしていただいて普及をしていただきたいと思います。とにかく何でもいいということではないですけどそこら辺も利用しながら、商店街の活性化、またコロナが終わった時に元気いっぱい商店街が観光客をお迎えできるような体制を作っていただきたいと思います。重ねてお願いを申し上げます。

続きまして町内でも児童や生徒数の減少で部活動等が運営困難になっております。そこで愛媛県も推奨しているeスポーツを採用してはどうかと思います。GIGAスクールとか、プログラミング教育とか、デジタル化の時代はどんどん進化して現場に降りてきているのが現状でございます。合わせて、健常者、障がい者が垣根を越えての取り組みも進んでいくと考えます。今まで

はスポーツの世界では、健常者は健常者、障がい者は障がい者との対戦とはっきり分かれており  
ましたけれども、e スポーツは両者が交えて楽しめるスポーツ、部活動になろうかと思います。  
また、デジタル技術に触れることにより遅れている日本のデジタル技術の牽引者の育成にもつな  
がると思います。その時期としても小・中学生くらいから始めないと遅いと思いますが、内子町  
での取り組みはどう考えておられるかお考えをお聞かせ願いたいと思います。

○学校教育課長（泉邦彦君） 議長。

○議長（森永和夫君） 泉学校教育課長。

〔泉邦彦学校教育課長登壇〕

○学校教育課長（泉邦彦君） ご質問のeスポーツの導入につきましてでございますけれども、  
まず2019年の茨城国体では文化プログラムとして実施をされております。また、千葉県で全  
国高校eスポーツ選手権がおこなわれるなど、年々注目が高まっていることは承知をいたしてお  
ります。そういった中、高校現場におきましては、部活動として取り入れている学校も全国的に  
はあるようでございますけれども、義務教育である中学校現場でのeスポーツの導入については  
考えておりません。以上です。

○3番（向井一富君） 議長。

○議長（森永和夫君） 向井一富議員。

〔向井一富議員登壇〕

○3番（向井一富君） 今のところ考えてないということでございます。将来的にはそういうこ  
ともあり得るのかなということではあるのかなと思いますけれども、しっかりとそういう時代の  
最先端をいくような技術等が世界に遅れることなく子どもたちからしっかりと学んでいける一つ  
の機会にもなるのかなと思いますのでぜひまた全国の流れの中でしっかりと対応していつてもら  
いたいと思います。よろしくお願いします。

最後に、コミュニティスクールが大瀬の方でもこないだ打ち合わせがありましたし、各校で  
始まっております。先生の働き方改革、子どもの不登校、いじめ、体罰、モンスターペアレント  
等々学校教育を取り巻く環境は年ごとに新たな問題が発生してきています。そのことを踏まえて  
子どもを地域全体で育てていこうという趣旨でのこの取り組みが進んでいるんだろうと思います  
けれども、まだまだ手探りの状態だと思いますが、具体的にコミュニティスクールの目指すところ  
はどこなのか、又、先ほどから言っております、クラブ活動とか、学童保育、登下校の見守り、  
不登校児童とか、その親御さんとかかわりを地域にどう委ねられることができるのか、お考え  
を聞かせていただきたいと思います。

○学校教育課長（泉邦彦君） 議長。

○議長（森永和夫君） 泉学校教育課長。

〔泉邦彦学校教育課長登壇〕

○学校教育課長（泉邦彦君） コミュニティスクールにつきましては、現在、小田地区、五十崎  
地区の小学校3校、中学校2校で活動が行われております。また、来年度からの大瀬地区での導  
入に向けて準備を進めているところでございます。現在、生活科や総合的な学習の時間を中心と  
した学習支援・登下校時の見守りや挨拶運動・学校周辺の環境整備等様々な形で地域の方々に関  
わっていただいております。このコミュニティスクールの目的は、学校運営や学校の課題に対し

て学校と家庭、地域が協働し、それぞれの立場で主体的に子どもたちの成長を支えていく学校づくりを進めていくことでありまして、多くの地域住民の参画による地域学校協働活動を展開していくことでございます。今後、町内すべての小・中学校に導入を図り、クラブ活動やふるさと学習、体験学習など地域とともにある学校づくりを進めていきたいと考えております。以上でございます。

○3番（向井一富君） 議長。

○議長（森永和夫君） 向井一富議員。

〔向井一富議員登壇〕

○3番（向井一富君） 以上です。ありがとうございました。

○議長（森永和夫君） ここで暫時休憩します。午後2時から再開します。

午後 1時46分 休憩

---

午後 2時00分 再開

○議長（森永和夫君） 休憩前に続き、会議を開きます。

次に、関根律之議員の発言を許します。

○2番（関根律之君） 議長。

○議長（森永和夫君） 関根律之議員。

〔関根律之議員登壇〕

○2番（関根律之君） 2番、関根律之です。12月定例議会にあたり、通告に従いまして一般質問をします。私は一問一答方式によりおこないますのでよろしくお願いします。

まず初めに、「誰もが安心して暮らしていくための医療・福祉の保険機能について」です。最初に取り上げる「国保税の減免」「高校生までの医療費無償化」の2つについては、いずれも4年前私が町議会議員に立候補を決めた時「内子町で実現したいこと」として町民の皆様に掲げ、これまでも一般質問で取り上げてきたテーマです。これらの2つは、今年夏から秋にかけて私が行った町民アンケートの結果でも、議会で取り上げてほしい項目としていずれも上位に挙がっており、町民の関心・要望が高いものととらえられます。農業などの自営業者、非正規雇用の労働者、74歳までの高齢者などが加入する国民健康保険には、内子町では人口の四分の一にあたる約4,300人あまりが加入しています。国保の加入者は、他の医療保険の加入者に比べて相対的に所得が低い方が多いにも関わらず、保険料は中小企業で働く労働者が加入する協会けんぽと比べて1.5倍から2倍近い高さで、負担感が大きい事実があります。こうした高い保険料でも、災害など特別な理由により著しい収入減少があった場合、国民健康保険法第77条では「条例又は規約を定め、特別の理由がある者に対し、保険料を減額・免除」することができることを定めています。今般の新型コロナウイルス感染症による影響で3割以上の減収などの条件に合致する場合、国は市町村で条例等を設けて国保料の減額・免除をすることができるとし、内子町でもこれを実施しています。また、協会けんぽ等の加入者で倒産・解雇・雇い止めなどにより仕事を失った場合、在職中と同程度の保険料負担で医療保険に加入することができるよう、保険料が高い国保に移行するための激変緩和措置として、保険料の軽減策が実施されています。いずれも、財源は国

が補填しますが、収入減少による影響を和らげるために国保料を軽減する必要性を、国は認めています。私は、これまでの一般質問でも何度かこの国保料の減免について、規定に疾病及び失業の事由を追加するよう求めてきました。稲本町長はこれまで、「社会保障は国の責任で行うべき」「内子町の社会保障は持続可能なものでなければならない」という趣旨の答弁で、町の負担増につながるこの施策はできないとしてきました。稲本町長としての定例議会も今回で最後となり、私の議員としての任期も残り少なくなってきましたので、最後にあらためて伺います。相対的に所得が低い人が加入している国民健康保険について、病気やケガなどの疾病、または失業により一時的に収入が著しく減少したときに、当年度分の保険料が減額・免除される規定を追加できないでしょうか。

○議長（森永和夫君） 関根律之議員の質問に対して理事者の答弁を求めます。

○税務課長（吉川博徳君） 議長。

○議長（森永和夫君） 吉川税務課長。

〔吉川博徳税務課長登壇〕

○税務課長（吉川博徳君） 国民健康保険料の減免規定の追加についての質問にお答えいたします。まず、国民健康保険料の減免制度につきましては、前年中の所得が一定の基準を下回った場合に、国民健康保険料の均等割額・平等割額を7割、5割、2割軽減される法定減免制度があります。法定減免制度以外にも、窓口での申請によります、減免制度を実施しております。国民健康保険料条例第26条に減免について規定しており、一つには「災害等により生活が著しく困難となった者又はこれに準ずると認められる者」、二つには「その他特別な事由がある者」と定められております。よって、一つ目に該当しておりますので、規定の追加は必要ないと考えております。減免は、あくまで個々の納税者の担税力いかんによって決定すべきものなので、条例においては、様々な減免事由をある程度、抽象的な基準として規定しております。その運用については、画一的に整理するものでなく、個々の実態に即して、慎重な判断のもと、対応するべきものと考えております。また、条例に定めるもの以外に、解雇や会社の倒産などにより職を失い、新たに国民健康保険に加入される方については、非自発的離職者の減免制度があります。ご理解いただきますようお願いいたします。

○2番（関根律之君） 議長。

○議長（森永和夫君） 関根律之議員。

〔関根律之議員登壇〕

○2番（関根律之君） これまでの答弁とほぼ同じ内容だと思います。すでに減免のための法定の減免制度があるですか災害、これに準ずるものとして規定があるということですが、まず、社会保障の充実が国の責任で行うのが本筋ということの趣旨を稲本町長もこれまで答弁されてきたと思うんですけど、実際に他の自治体でも社会保障の充実とそしてこういった疾病、失業を追加している自治体があります。内子町でも例えば中学生までの医療費無償化ということは、県内の自治体の中でも早く実現させていただきましたし、就学援助の対象となる所得基準というものも県内他の自治体が1.3倍としているところを内子町では1.5倍ということで対象者の範囲を広げているわけです。加えて補助の対象項目についても、クラブ活動費であるとかPTA会費などほかの自治体では対象にしていなくて多い項目を追加するなど、町独自で子育て支援策

を充実させています。これは社会保障の一つである、子育て支援策については、内子町は独自で支援策を充実させてきたということで、これは多くの住民に喜ばれ、私も誇れるところだと思っています。しかしながら、国保の減免基準というのは、まだあいまいでありまして、実際に減免ということ申請している方が、今回の新型コロナの影響による収入減少を除いて今までほとんどないというのが実態だと思います。そういった疾病、収入減少があったとき、免除できるということをほとんどの方が知らない。そういうことを申請できることを知らないということだと思うんですけど、改めて他の子育て支援を充実させてこれはいいことだと思いますけど、国保の減免ということをもうちょっとはっきり疾病、失業ということを加えるということななぜできないのか。お尋ねしたいと思います。

○税務課長（吉川博徳君） 議長。

○議長（森永和夫君） 吉川税務課長。

○税務課長（吉川博徳君） 先ほど答弁でも言わせていただきましたが運用については、画一的に成立するものではないと考えております。あくまでも納税者の担税力いかんによって決定すべきということでございますので、減免事由をある程度抽象的な基準として規定しているということでございます。

○2番（関根律之君） 議長。

○議長（森永和夫君） 関根律之議員。

〔関根律之議員登壇〕

○2番（関根律之君） 担税力ということをおっしゃるんですけど、それは国保税に限らずすべての税について住民税についてもそういうことだということだと思うんですけど、今回の新型コロナで収入減少になった方が全国でも非常に多くいらっしゃって、この収入減少による影響を国保についてもきちんと減免という形で支援する必要を国が認めているわけなんですけど、ですから今回の新型コロナでなかったとしても病気などで働けなくなった、雇い止めによってこれは雇用者の事情で職を続けられなくなった。そういった時に、やはり減免ということが制度として町にもあってほしいそう思うわけなんですけど、実際に県内の市町でも半数以上の自治体がこの減免規定に失業と疾病を入れているわけなんですけど、それができないという明確な理由がはっきりと納得いくお答えをいただけないというのは非常に残念なんですけど、予算の問題というのを考えられているのか、予算について改めてお聞きしたいと思います。すでに疾病、失業の減免基準を追加している自治体で例えば松前町、愛南町ありますけど、それぞれ今回の新型コロナウイルスの影響によるものを除いたこれまでの基準による減免実施数というのがこれが愛媛県社会保障協議会が実施している自治体アンケートで示されております。それは、担当課の方にもお配りしている資料だと思いますけど、それによると、松前町では15件。愛南町で9件、松山市なんかもありますけど、人口規模を考えればどの程度件数が、もし内子町でやった場合、必要になるかというのはある程度予測できるものだと思うんですけど、その一方で、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、収入が減少した世帯を対象とする国保税の免除件数、これは9月議会で町長の行政報告がありまして19件、免除額が269万円という報告でした。1件当たりになると14.2万円です。仮に内子町で減免した金額を1件あたり15万円として1年間の減免件数を20件多く見積もってとしても、予算規模は300万円程度です。毎年300万円の拠出であれ



ば、今、国保の財政基金もまだ7,000万円近くありますし、国保会計として十分拠出できる金額ではないかと思うんですけど、その予算規模、試算についてどのようにお考えですか。

○住民課長（二宮善徳君） 議長。

○議長（森永和夫君） 二宮住民課長。

○住民課長（二宮善徳君） 基金は7,000万近くありますが、今後コロナウイルス等で来年度以降、減収も考えられますのでそこらを考えますとすぐに、300万。それがずっと続いて次の年も次の年もということになります。そういったことを全体的に考えて予算は組んでいきたいとは思っています。

○2番（関根律之君） 議長。

○議長（森永和夫君） 関根律之議員。

〔関根律之議員登壇〕

○2番（関根律之君） 減免については最後にしますが、国保が都道府県化になって自治体の方で基金を多額に用意しておく必要はないというような考えも私も聞いているんですけど、というのは万が一、大きな病気が流行って、医療費が増大した場合も県や国の方でそういった調整のものを用意するので基金を多くもっておく必要がないという考えを聞いたことがあるんですけど、そういう意味でも7,000万円近くあって、昨年度ですかね、3,000万円基金を切り崩しましたが、最後の決算の時には必要なかったということで戻して現状では1億で今年度予算では3,000万円また切り崩していますけど、今回の議会でもまた国保の会計についてご説明ありますけど、本年度についても繰越金が増えているようすし、逼迫している状況にはないんじゃないかと思うんですけど、年間300万円程度これを保険として病気やケガになった時に減額されるというそういう気持ちをもてるというのは、国保の加入者にとっても必要なことだと思うんですけどそれでも、300万円かどうかかわからないんですけど、それはきちんと試算していただきたいと思いますが、多額になると国保の基金を切り崩してやれないとお考えですか。

○住民課長（二宮善徳君） 議長。

○議長（森永和夫君） 二宮住民課長。

○住民課長（二宮善徳君） 基金の関係ですけど納付金制度になりまして、保険税を算定する場合は町のことを考えて独自に町の保険税を決めることができる。ただ、基金を使い果たしてしまうとすぐに統一できる状態にはないと思います。先に使ってしまうとあと急激に保険税をあげるような可能性も出てきますので、やはり7,000万くらいな基金をもっておかないとあとあとのことを考えると今のところ私は難しいと考えております。どちらもしもの時を考えるとかんといけんとは思っております。

○2番（関根律之君） 議長。

○議長（森永和夫君） 関根律之議員。

〔関根律之議員登壇〕

○2番（関根律之君） 最後にもう一つだけ。それに関連してなんですけど、先ほど、26条ですかの説明があって、抽象的な内容の条文になっているけれども、相談があれば減免はその相談内容をきちんと判断して担税力を見て判断するという趣旨の発言をされたと思うんですけど、先ほど、監査委員の方が監査についてのお話があった時に助成行政についてということで運用基準

や要綱等は整備され、公正円滑に運用されるかそういうことが大事だという趣旨のことをしっかりとおっしゃりましたが、過去に仕事を失って国保税が高いと減額してくれというお願いを窓口で大きな声で言ったと。それがみんなに聞こえるような声で声大きい、その方は実際に減免されたという話を聞いておりますけど、声大きいからなのかですとか、役場に知り合いがいるからだとかそういうような噂であるとかそういうことがおこなわれないうためにきちんと要綱で失業とか疾病というのを基準に入れているというところが県内でも半数あるわけなんです。ですから、きちんと相談を受けてということはそれはもちろんそうでしょうけど、基準に疾病、失業を追加するということは私は必要ではないかと思うんですけど、最後にお伺いします。

○税務課長（吉川博徳君） 議長。

○議長（森永和夫君） 吉川税務課長。

○税務課長（吉川博徳君） 疾病とかを要綱に規定するということでございますが、疾病により著しく収入が減じた場合ということでしょうか。それは先ほども申しましたが、あくまでも様々な減免事由をしぼるものではなくて、抽象的な基準とさせていただいておりますので、そのあたりはご理解いただきたいと思います。

○2番（関根律之君） 議長。

○議長（森永和夫君） 関根律之議員。

〔関根律之議員登壇〕

○2番（関根律之君） 申し上げた内容が理解していただけなかったようでまたその点については私も考えたいと思いますが、次に移ります。

高校生までの医療費無償化についてですけれども、ちょうど1年前の昨年の12月議会の一般質問でも取り上げてきました。また、内子町社会保障協議会でも毎年、社会保障の充実に向けた要請項目の一つとして挙げてきたところです。内子町では現在、中学生までの医療費を無料にしています。全国の市区町村でも、子どもの医療費無償化の対象年齢を引き上げていく動きが活発化しています。通院時の医療費無償化を中学卒業までとしている市区町村の割合は、2008年には345の自治体で19.8%でしたが、2018年には1,007と57.8%に上昇しました。同じく高校卒業まで無料としているのは、2008年にはわずか2つの自治体だけだったものが、2019年には541と全体の3割を超えました。四国の自治体でも、通院医療費無料を高校卒業までとしている市町村は徳島県では6割を超え、高知県では25%を超えています。子ども一人当たり月1万円の児童手当も中学卒業までで打ち切りになるだけでなく、高校生になると通学費や進学のための準備で出費が多くなり、家庭の負担はますます増えていきます。そうした中で、病気の時に無料で医療を受けられるというのは、高校生を抱える家庭にとって大きな安心感につながります。高校生までの医療費無償化について、実施するための費用試算と効果をどのようにとらえておられるでしょうか。

○こども支援課長（前野良二君） 議長。

○議長（森永和夫君） 前野こども支援課長。

〔前野良二こども支援課長登壇〕

○こども支援課長（前野良二君） 高校生までの医療費を無償化した場合の費用、つまり町の財政負担ですが、試算方法としては、中学生の医療費無償化に要している費用と、内子町の国民健

康保険に加入している高校生の医療費の負担状況をベースに費用試算をしてみました。まず、中学生の医療費無償化に要している費用ですが、現在では、中学生のほとんどが高校生に進学しておりますので、高校生の医療費もおおまか同じように推移すると考えられます。その費用は平成30年度が約740万円、令和元年度で660万円でした。もう一つ、内子町の国保に加入する高校生の一人当たりの医療費を算出し、内子町の15歳から17歳の人口を乗じた場合ですが、平成30年度が約600円、令和元年度で試算してみると約490万円でした。結果、医療費ですと多少バラつきはあると思いますが、予算規模としては約500万円から800万円が見込まれると考えられます。また効果についてですけど、一般論にはなりますが、メリットとしては、子育て世帯への経済的支援、また少子化対策への効果があると言われております。また一方でデメリットとして、軽症でも夜間・休日を問わずに受診するコンビニ受診が増え、公費負担の増大を招くと言われております。以上でございます。

○2番（関根律之君） 議長。

○議長（森永和夫君） 関根律之議員。

〔関根律之議員登壇〕

○2番（関根律之君） しっかり試算されているということで前向きに検討していただけるものと信じています。デメリットとしてもコンビニ受診みたいなことがかつてから言われておりますけど、先行して実施している自治体の例もありますけどそのあたりのことを見ながらぜひ実現させていただきたいというふうに思います。

次に移ります。誰もが障がいを持って生まれたり、将来自分や家族が障がいを持つ可能性があります。自分で車を運転することができない、あるいは家族などに頼ることができない障がい者が、通院などの用事でタクシーを利用した時、代金の助成を行う制度があることは、今現在障がいがないいわゆる健常者といわれる多くの人にとっても安心材料になるのではないのでしょうか。先にも紹介しました、愛媛県社会保障協議会による自治体アンケートの調査結果で、障がい者がタクシーを利用したときに助成する制度を設けている自治体は、県内では約半数になります。内子町でも障がい者手帳を所有する人がタクシーを利用したときに使えるチケットを交付できないのでしょうか。

○保健福祉課長（曾根岡伸也君） 議長。

○議長（森永和夫君） 曾根岡保健福祉課長。

〔曾根岡伸也保健福祉課長登壇〕

○保健福祉課長（曾根岡伸也君） 内子町では、障がい者福祉計画策定の基礎資料とするために、この夏にアンケート調査を実施したところです。この調査のなかで、外出の時に困ることは何かとの質問に対して、「公共交通機関が少ない」との回答が17.5%ございました。自由記述意見では、「障がい者の移動の手段としてバスは大きな手段だが、日曜祝日の利用ができないことはとても不便である。タクシー券等（病院・買物）があれば」とのご意見や、「もし、車で通院できなくなった場合、どういう形で通院しようかと考えます。」のご意見を頂戴をしておるところでございます。議員ご提案のタクシー利用助成事業につきましては、障がい福祉向上の一環として、有効な支援策の一つだと考えているところでございます。現在、内子町ではデマンドバスを各地域に19路線運行しておりまして、利便性の高い事業となるよう、地域住民の皆様のご要望に即

した路線運行により事業を展開しているところでございます。タクシー券交付事業を実施した場合、デマンドバス事業へも少なからず影響を及ぼすことも想定されます。また財源確保などについてもしっかり検討する必要があることから、課題も多いのではと考えているところでございます。以上のことから、今しばらくはデマンドバスの運行事業の充実強化により利便性の確保を図ってまいりたいと考えておるところでございます。

○2番（関根律之君） 議長。

○議長（森永和夫君） 関根律之議員。

〔関根律之議員登壇〕

○2番（関根律之君） アンケート調査、障がい者に対してされたということで、そういうタクシー券の補助があったらいいですとか車で通院できなくなったらどうしようとか不安の声とかそういう声を拾われてしっかりと検討されているということで安心はしましたけれども、確かにデマンドバスとのどういう住み分けといいますか、デマンドバスの利便性の向上ということも併せて総合的に検討されるということでニーズと財源、いろんな課題があると思いますので引き続き検討していただければと思います。

次に移ります。障がいのある子どもの支援施設です。障がいや発達に特性を持った未就学年齢の子どもとその家族を支援するための施設に、児童発達支援事業所があります。また、同じく小学校就学年齢から18歳までを対象としている施設が放課後等デイサービスです。いずれも、2012年の児童福祉法改正で、障がいのある子どもが住んでいる地域で療育や支援を受けやすくするために新たに設けられた支援制度ですが、内子町には現在これらの施設がありません。児童発達支援事業所、以下、略して児発と呼びますが、日常生活の自立支援や機能訓練を行ったり、保育園や幼稚園のように遊びや学びの場を提供したりといった障がい児への支援を目的にしています。一方、放課後等デイサービス、以下、略して放課後デイと呼びますが、障害のある小学校就学年齢から18歳までのこどもの健全な育成を図るための施設です。授業の終了後または休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他の便宜を供与することとされています。放課後という名前がついていますが、全国の調査では土曜や祝日、夏休みなどの長期休業の日などでもニーズがあり、利用されている方も多いようです。また、同じく平成27年の厚労省による全国調査では利用者の構成比は、小学生が62.5%、中学生が21.7%、高校生、16、17歳が15.2%、18歳以上が0.6%となっています。厚労省の放課後デイガイドラインによれば、その基本的役割として大きく3つが示されています。一つは、支援を必要とする障がいのある子どもに対して、学校や家庭とは異なる時間、空間、人、体験等を通じて、個々の子どもの状況に応じた発達支援を行うことにより、子どもの最善の利益の保障と健全な育成を図るものです。2番目には、共生社会の実現に向けた後方支援、3番目には、保護者支援があります。より具体的には、子育ての悩み等に対する相談、家庭内での養育等について子どもの育ちを支える力をつけられるよう支援すること。保護者の時間を保障するために、ケアを一時的に代行する支援を行うことであり、保護者が子どもに向き合うゆとりと自信を回復すること、子どもの発達に好ましい影響を及ぼすと期待されるものです。発達障害ポータルサイト「LITALICO発達ナビ」によれば、松山市には両施設合わせて71か所、近隣市町では大洲市・伊予市ともに児発1か所、放課後デイ2か所、砥部町に放課後デイ1か所があります。内子町に

住む、発達に特性をもつお子さんをもつ保護者の方は、施設の送迎サービスを利用して、大洲市の放課後デイを利用している方がいらっしゃいます。しかし、利用されている方からお話を伺うと、大洲市の施設までは移動時間が長く、学校の授業が終わってからでは、実際に施設で過ごす時間がわずかになってしまうので、内子町にも放課後デイの施設を望まれています。また、特別支援学級に在籍していた高校生の子どもを持つ保護者の方は、松山市の高校に入学したものの不登校傾向でいわゆる家庭にひきこもりがちになり、高校生年代になると支援が受けにくいとお感じになっていらっしゃいます。内子町に同施設がないことで、利用をあきらめてしまっている保護者の方も多いと思います。内子町で安心して出産・子育てができるようにするためにも、環境整備として障がいのある子どもの支援施設を充実させることは大切と考えます。以下の4つの質問は、関連していることから一括して質問しますので、続けて答弁をお願い致します。(1)障がいのある3歳以上の未就学の子どもの人数と同年齢の子どもに占める割合は。(2)障がいのある未就学の子どもと保護者を支援する「児童発達支援事業所」を新設することを検討できないか。

(3)障がいのある就学年齢から18歳までの子ども的人数と同年齢の子どもに占める割合は。

(4)障害のある就学年齢から18歳までの子どもと保護者を支援する「放課後等デイサービス」を新設することを検討できないか。お願いします。

○保健福祉課長(曾根岡伸也君) 議長。

○議長(森永和夫君) 曾根岡保健福祉課長。

〔曾根岡伸也保健福祉課長登壇〕

○保健福祉課長(曾根岡伸也君) それでは障がいのある3歳以上の未就学の幼児の人数でございます。特別児童扶養手当の受給対象児でみますと対象児は4人でございます。同年齢に占める割合は1.5%でございます。

次に児童発達支援事業所を新設することを検討できないかということでございますが、児童発達支援については、令和2年度現在、内子町内にサービス提供事業所はございません。八幡浜・大洲圏域のサービス提供事業所のサービス提供を受けている現状でございます。今年度の利用は実人数でお2人でございます。今後におきましては、サービス提供量の確保に努めてまいりたいと考えております。現在、町内での児童発達支援事業所の設置計画はございません。今年度、障がい福祉サービスを提供する町内の事業者との連絡会を組織化いたしました。定期的に意見交換会をおこなっているところでございまして、今後におきましてその会議の中で設置の可能性について検討してまいりたいと考えているところでございます。

続いて障がいのある就学年齢から18歳までの子ども的人数と割合でございます。こちらも特別児童扶養手当の受給対象児でみますと小学1年生から18歳、高校卒業までの子どもさんは29人でございます。同年齢に占める割合は1.9%でございます。

放課後デイサービス等デイサービスを新設できないかというご質問でございます。議員ご指摘のとおり、放課後等デイサービスにつきましては、現在、内子町内にサービス提供事業所はございません。圏域のサービス提供事業所より、サービス提供を受けているのが現状でございます。今年度の利用者は実人数で21名です。今後におきましては、八幡浜・大洲圏域内の市町との広域的な調整により、サービスの提供を受けていきたいというふうと考えております。今後、新規参入を含めサービス基盤の確保を図ってまいりたいと考えておりまして、先ほども申しましたが、

「放課後等デイサービス」についても、町内の障がい福祉関係事業所との連絡会等を通じ、町内での事業展開の可能性についてしっかり検討してまいりたいと考えておるところでございます。

○2番（関根律之君） 議長。

○議長（森永和夫君） 関根律之議員。

〔関根律之議員登壇〕

○2番（関根律之君） 人数と割合についてお答えをいただきました。未就学児の方が現在、4人、割合で1.5%と。就学年齢から18歳までの方が29人、1.9%ということなんですけど、一般的に障がい者の率というのがどのくらいのなのかというのは、判定は難しいようなんですけど、厚労省が平成25年におこなった調査研究によりますと、脳性麻痺を中心とする肢体不自由児、これが0.2%。ダウン症などの染色体異常も含む知的障害は2%。それから近年増加しているといわれている発達障がい児については、9.2%と推計されているそうです。合計すると、11.5%となるわけなんですけど、内子町で3歳から5歳児の未就学年齢の子ども、およそ私も子育て支援計画ですか、見させていただきますと、1学年約100人としておおよそ3学年で300人と推定されるんですけどそうすると、先ほどの11.5%だと約35人ということになるんですね。同様に6歳から18歳までの子どもの人数、これはもうちょっと数が増えていて120人、ひと学年。そうすると、12学年ですと1,440人になるんですけど、11.5%をかけると165人という試算ができる。大雑把な計算ですけども、先ほど、1.5%、1.9%という数字をおっしゃんですけど、困ってはいるけど相談しきれてない、把握しきれていないという数もたくさんいらっしゃるんだろと思うんですね。近くに相談できる場所がない、どうしたらいいかわからないという方も含めれば、未就学年齢で35人ですとか、就学年齢で165人とか、潜在的にですけどこういった数の人数の方が支援を求めている可能性があると思うんですけど、利用者の人数、改めてどのくらい人数がある、どの程度必要性があるということを考えておられるのか。改めてお聞きしたいと思います。

○保健福祉課長（曾根岡伸也君） 議長。

○議長（森永和夫君） 曾根岡保健福祉課長。

○保健福祉課長（曾根岡伸也君） 先ほどお答えさせていただいたのはあくまでも数値としてははっきりしている数字、特別児童扶養手当の受給の対象児ということでございます。ご質問の支援の必要な児童、生徒さんがどのくらいいるかということですけど、そちらについては例えば個別の療育教室であるとか行動面であるとか学習面、言葉などの支援が多少でも必要な子がどれくらいいるかについて手元にある数字がございまして、幼児も含めて児童生徒さんで支援の必要な子どもさんは32名確認をしておるところで状況でございます。それぞれの児童生徒さんについては、療育であるとか保健センターの事業であるとかでしっかり町の関係性も作っております。相談もうけられる状況にあるということでございます。今、お答えしました人数は幼児の人数でございます。

○2番（関根律之君） 議長。

○議長（森永和夫君） 関根律之議員。

〔関根律之議員登壇〕

○2番（関根律之君） 幼児、3歳から5歳年齢の方で支援が必要な方が町が把握しているので

32名という理解でよろしいかと思うんですけど、先ほど私が言った35人というのと、かなり近いということで驚いているんですけど、就学年齢になると支援が必要と言われる方の割合が高校生年代とか低くなる可能性はありますのでそのまま11.5%ということの数字で支援が必要な方の人数ということではない課題になる可能性はあるとは思いますが多くの方が町内に住まわれている方で支援を必要としている相談は受けられているということですけど、例えば未就学児でそういった支援のさくらんぼ教室というのがあると聞いておりますけど、月に1回ということで非常に時間が短くていわゆる治療と教育と合わせて療育という言葉が障がい者の中であるようですけど、まったくそういったものにはなっていないと、不十分だという声を聞いています。事業者との連絡会を設けて検討を始めるということで非常に前向きなところもあるということで、期待したいところもありますけど、こういった施設を運営しているのは、市町村よりは社会福祉法人であるとかNPOであるとかそういうところが全国的にも多いようでありますので、ぜひそういった児発や放デイをやられている事業者と連絡をとって調査研究をはじめるところを始めていただきたいと思います。第2期内子町子ども子育て支援計画、令和2年度から7年度までのこれがホームページ上でもみれますけれども、第1期計画から引き継いで実施する計画として、「障害児施策の充実」を行うとあります。そのなかで、「民間事業者の理解や協力を得ながら、障害児福祉施設の整備・改善等に取り組む」とありまして、事業名として「児童発達支援事業」、「放課後等デイサービス事業」を挙げています。そのためには、内子町内でこれらの施設を作るためにどうしたらよいか、他市町の施設などを調査・研究するための予算をつけることが必要ではないでしょうか。内子町で出産・子育てをするにあたり、誰もが障がいや、発達に特性があり支援の必要な子どもを持つ可能性があります。内子町で安心して子育てをしていくためにも、すべての子どもと親が子育ての支援の輪から漏れることのないよう、障がい児とその保護者が適切な支援を得られるようにするために福祉施設は必要ではないでしょうか。最後に町長、来年度に向けそういった調査・研究をするための予算をつける道筋をつけていただきたいと強く思うわけですがお答えいただけますでしょうか。

○町長（稲本隆壽君） 議長。

○議長（森永和夫君） 稲本町長。

○町長（稲本隆壽君） とても大切な分野だと認識はしております。ただ、やっぱりやる以上はきちんとした形でやらないと人的なスタッフ等も含めてそう思い付きでっていう語弊があったらいけないんですけど、単なる思い付きで取り組める事業ではないと思っております。ですから、準備、調査研究というのを十分やらないといけない。そのための時間は、少しかかるかなというふうに思っております。以上でございます。

○2番（関根律之君） 議長。

○議長（森永和夫君） 関根律之議員。

〔関根律之議員登壇〕

○2番（関根律之君） その重要性については認識されているということで、調査研究に時間がかかるかもしれませんが、調査研究をやるにも人、時間、人的な予算が必要ですのでそういったところにもしっかりと予算をつけていただくことを期待致しまして、次に移りたいと思います。

飲食業他、小売業者応援券についてです。新型コロナウイルス感染症の影響により、大きな打撃を受けている町内の飲食店や小売店の支援策として、プレミアム付「がんばる内子のまち応援チケット」事業を行いました。本事業の主催団体である、内子町商工会では予算はすべて消化されたと伺っていますが、本事業についての現時点での評価はいかがでしょうか。

○商工観光班長（大竹浩一君） 議長。

○議長（森永和夫君） 大竹商工観光班長。

〔大竹浩一商工観光班長登壇〕

○商工観光班長（大竹浩一君） 11月末時点において、飲食関連52店舗と小売業66店舗の計118店舗の参加がございました。各登録店舗に対して2万セット、プレミアム分は2,000万円で商品券の配布は既に完了しており、プレミアム分の換金は、1,369万6,000円となっております。店舗によっては発売と同時に完売するところもあったようです。商品券を購入した店舗のみで利用が可能であるため、飲食等関連事業者での購買促進に繋がっております。また、商品券購入対象者を原則として町民限定としているため、事業者のみならず町民に対する支援にも繋がっており、シンプルな制度であることから事業者及び町民からの評判もとても良く、一定の効果はあったものと評価しております。以上でございます。

○2番（関根律之君） 議長。

○議長（森永和夫君） 関根律之議員。

〔関根律之議員登壇〕

○2番（関根律之君） 効果はあった。評判はよかったという声を聞いているということで事業者支援として喜ばれた効果があったということで私も理解をしております。一方でこういった事業があっても知らなかったですとか一つの同じ店舗でしか使えないということで使わなかったという方もいらっしゃるまして、中には不公平感というか一部の町のお店に近い人だけが恩恵を受けているという印象をもつ方もいらっしゃるわけです。現在、国がおこなっているG o T oトラベル、G o T oイートについても同じように使えるお金とか時間がたくさんある方が恩恵を受けて、利用した人とまったく利用できない人が2極化しているそういった不公平感があるというようなそういったことも指摘されていますけど、私が言いたいのは、今回のこれはこれとしてよかったとして次なる支援策、国の方も新型コロナウイルスの経済的な影響というのもまだ長引くということで次なる補正予算みたいなことも考えられているようですので、次なる支援策を考える時には、次の2つ示しましたけどこういう例もあったということで考えていただきたいということで紹介、提案させていただきたいと思います。

公平性の観点から、登録店舗全てで利用できる一人あたり1,000円相当分、商品券を配布することは検討できないかと、一人当たり1,000円だと予算1,600万円ということで、計算考えやすいということで例としてこういうことを挙げさせていただきました。こういったすべての町民が恩恵を受けられるというようなそういったお考えですね、今後ですけど、検討していただければでしょうか。

○商工観光班長（大竹浩一君） 議長。

○議長（森永和夫君） 大竹商工観光班長。

〔大竹浩一商工観光班長登壇〕



○商工観光班長（大竹浩一君） 先ほどのご質問にもありましたように、商工観光班では事業者支援に重点を置いておりまして、内子町商工会と連携し、プレミアム付「がんばる内子のまち応援チケット」事業に取り組んでおります。このプレミアム付応援チケット事業は、登録店舗において消費者が2,000円を支払うと購入店舗で利用可能な3,000円分の商品券が購入利用できる仕組みとなっており、町民へ一律の商品券を配布した場合、特定の店舗に利用が集中することが懸念されることと、商品券の配布方法によっては相当の費用が発生することが考えられます。町としては、冒頭答弁でも申し上げたとおり、事業者に対してより公平かつ最大限の支援をすることに重点を置いており、現時点で、ご提案いただいた内容については、商品券とは言え給付金に相当する部分もあることから、チケットの使用期限であります、来年1月末の状況も見ながら、関係する部署とも相談し、最適な支援策を考えて参りたいと思います。以上でございます。

○2番（関根律之君） 議長。

○議長（森永和夫君） 関根律之議員。

〔関根律之議員登壇〕

○2番（関根律之君） いろいろ、何事にも長所短所ありますので、これは実際に実施した事例があったので公平性の観点。あと本当に多くの方が巣籠といいますか外に出かけられないでいろんなストレスを抱えているということで、給付事業というのが国の方でも一人10万円というのがありましたけれども、それと同じような効果を狙って住民の方にぜひ使っていただきたいと。そういう意図もあったのではないかと思うわけですけど、次の事例としてもう一つありますので、提案させていただきたいと思いますが、登録店舗で買い物したレシートに町指定のスタンプを押して、1万円分のレシートを添えて申請すると2,000円分がキャッシュバックとして口座に振り込まれるというようなことを実施した神奈川県相模原市というところがこういったことをやったということですが、これならどんどん余裕がある人は余裕がある人は協力しようといったそういったインセンティブが働くと思うんですけど、こういったやり方については検討はいかがでしょうか。

○商工観光班長（大竹浩一君） 議長。

○議長（森永和夫君） 大竹商工観光班長。

〔大竹浩一商工観光班長登壇〕

○商工観光班長（大竹浩一君） 内子町ではこれまでコロナ対策として、事業者及び消費者に対して明確かつ効果的な事業を検討し取り組んできたところでございます。刻々と変化する社会の状況下ではありますが、事業者支援に重点を置いていることから、事業者の方々がどのような支援を求めているのか情報収集を行いながら、ご提案いただいた内容も含めて、最適な支援策を考えて参りたいと思います。以上でございます。

○2番（関根律之君） 議長。

○議長（森永和夫君） 関根律之議員。

〔関根律之議員登壇〕

○2番（関根律之君） わかりました。事業者支援というのが元々の目的ですのでそこに重点を置いて情報収集をこれからもされて、まだまだ新型コロナウイルスの経済的影響が長引くということですから、次なる支援策というのがこれからいろいろ議論されていくと思いますので、

その中でまたこういったことも検討していただければということをお求めまして、私の一般質問を終わります。

○議長（森永和夫君） ここで暫時休憩します。午後3時10分から再開します。

午後 3時00分 休憩

---

午後 3時10分 再開

○議長（森永和夫君） 休憩前に続き、会議を開きます。

次に、大西啓介議員の発言を許します。

○1番（大西啓介君） 議長。

○議長（森永和夫君） 大西啓介議員。

〔大西啓介議員登壇〕

○1番（大西啓介君） 議席番号1番、大西啓介です。質問通告書の内容について、一問一答方式で一般質問を行います。さて、平成20年に内子町景観まちづくり条例が施行されてから12年が経過致しました。まさに稲本町政と共にある条例と言えると思います。その運用に当たり、成果実績・条例の問題点の洗い出しやその対応、条例改正など、どのような取り組みがなされてきたか、質問いたします。

○議長（森永和夫君） 大西啓介議員の質問に対して理事者の答弁を求めます。

○総務課長（山岡敦君） 議長。

○議長（森永和夫君） 山岡総務課長。

〔山岡敦総務課長登壇〕

○総務課長（山岡敦君） 内子町景観まちづくり条例では、景観法及び景観法施行令に規定する建築物の新築や増築、改築、色の変更、その他工作物の建設や開発行為など、これらの行為を行う者は、行為の内容を示す書類を添えて、行為に着手する30日前までに町長に届け出なければならないことになっております。内子町の場合は町全域を景観計画区域に指定をしておりますので、町全域がこの条例の適応対象となっております。この条例の運用に伴う成果実績でございますが、条例制定後の届出総件数は、11月末時点で549件ございます。近年の届出件数は年間で約40件ほどとなっております。町は、これらの届出があった場合において、その届出に係る行為が景観計画の景観形成基準に適合すると認めるときは適合通知書により通知をしますが、適合しない場合は、その届出をした者に対して、必要な措置を講じるよう助言、指導を行っております。特に景観計画重点区域に該当するもので、一般住宅以外の商業施設等については、基本的にすべて景観まちづくり評価委員会の意見を聞きながら指導を行っております。景観基準に適合しない場合には、届出者と事前協議を行い、話し合いの中で調整を行いながら、良好な景観形成及び保全に努めております。これらの顕著な事例としては、駅前にある介護施設、内子五十崎インター前にあるドラッグストア、分庁横のホテルをはじめ、大型スーパーや地銀支店など、時間をかけた協議を経て、内子の景観まちづくりガイドラインに沿った色彩にしていることは議員もご承知のとおりでございます。次に、条例の問題点の洗い出しやその対応、条例改正の

有無についてですが、これまでに内子町景観まちづくり条例の改正を行ったことはございません。ただ、現在、大きな課題となっておりますのが、建築物等の高さの基準でございます。同条例では建築物等の高さの制限がございませんので、制限を設ける必要があるのではないかとといったご意見もいただいているところです。これにつきましては法等、他法との整合性をとりながらまた他の市町では、いくつか高さの制限を加えている条例を制定している市町もございますのでそういったような例も参考に今後、総合的に判断したいと考えております。

○1番（大西啓介君） 議長。

○議長（森永和夫君） 大西啓介議員。

〔大西啓介議員登壇〕

○1番（大西啓介君） この条例について正しく成果も実績も生み出しながら運用されているというご報告だと思います。その中で協議や相手方との交渉の中でそういう景観に即した建物なりに変更していただいているということなんですが、実際にこの条例ができてから派手な色めの建設物もできてはいます。そのあたり、先ほど高さの話もありました。この条例、現在のところ罰則がありません。私も議員になる前にその景観委員の一人でしたので、罰則を設けないという理由も意識づけから一緒にやっていこうということで、罰則を設けないという話を聞いた覚えがあるんですが、ただ、皆でこういう方向でまちづくりを進めましょうというときに必ずいらっしゃるのが、「自分には自分のやり方がある」、「自分の財産がどうあろうが、他人に指図される覚えはない」という方がいらっしゃいます。またさらにたちが悪いのは、そういう景観に配慮した地域で、さらに悪目立ちを狙って、宣伝効果を高めようとするそういう事業者も実際にいらっしゃいます。事実、それで宣伝効果が上がって売り上げが伸びたというふうに吹聴している企業もあります。そういった悪意ある事業者に対して規制力を高めるために、罰則を設けることは考えておられませんか。

○総務課長（山岡敦君） 議長。

○議長（森永和夫君） 山岡総務課長。

〔山岡敦総務課長登壇〕

○総務課長（山岡敦君） 2つ目の質問の条例に罰則を設定することはできないかということでございますが、ご指摘のように、内子町景観まちづくり条例に罰則規定はございません。いわゆる過料を科すという罰則規定はございません。ですが、上位法にございます景観法、こちらの方には罰則規定が規定されているところでございます。景観法第17条第1項で、特定届出対象行為について、景観計画に定められた建築物又は工作物の形態意匠の制限に適合しないものをしようとする者、又はした者に対して、当該制限に適合させるため必要な限度において、当該行為に関し設計の変更とかその他の必要な措置をとることを命ずることができることになっています。この命令に違反する者には、景観法第102条の規定によって、50万円以下の罰金が処せられる規定がございます。また、景観法第17条第5項では、特定届出対象行為について、景観計画に定められた建築物又は工作物の形態意匠の制限に適合させるため必要な限度において、その原状回復を命じ、又は原状回復が著しく困難である場合、これに代わるべき必要な措置をとることを命ずることができることになっております。要するに原状回復命令に従わなかった者については、罰則規定が設けられているということでございます。景観法の罰則を適応するためには、先

ほど私の答弁の中に出てきております、特定届出対象行為を景観条例、計画で定める必要がございます。現在、運用しています、景観条例等にその規定がございますので、よって景観法による命令及び罰則を適用できないというようなことにもなっております。町の対応といたしましては、現在は、景観法第16条第3項の規定で、届けられた行為が、景観計画に定めた制限に適合しないと認めるときは、その届出をした者に対して、設計の変更その他必要な措置をとることを勧告することができるということでございます。さらに、勧告を受けた者がそれに従わない場合は、条例第16条2項の規定によって、勧告の内容及び当該勧告を受けた者の氏名又は名称を公表することができるということになっております。要するに勧告してそれに従わない場合には氏名、社名等を公表するというようなことでございます。特に企業にとりましては、社名の公表、地名の公表につきましては、マイナスイメージにも繋がるということがございますので、ある意味、牽制力が強く、罰則に値するものとしても考えられるのではないかと考えています。以上でございます。

○1番（大西啓介君） 議長。

○議長（森永和夫君） 大西啓介議員。

〔大西啓介議員登壇〕

○1番（大西啓介君） 上位法において罰則等が設定されているということです。ただ、ちょっと規制力としては弱いのではないかなと感じるところも多々あります。町の条例として例えば税金を高くかけるとか、そういったことは可能なんでしょうか。そういうことも考えていくかどうかということも含めてお答えいただきたいと思います。

○総務課長（山岡敦君） 議長。

○議長（森永和夫君） 山岡総務課長。

〔山岡敦総務課長登壇〕

○総務課長（山岡敦君） 確認をお願いします。これは3番目の質問ととらえてよろしいでしょうか。2番目の再質問ということですね。わかりました。県内の条例を参考に見てみました。これは3番目の質問にも関係はしてくる部分であろうと思うんですけど、罰則規定を景観条例に設けるということは、上位の景観法の罰則規定を越えてはならない部分だろうというふうには私は認識しております。景観法が罰則規定を規定する中で、それを越えない部分の罰則規定というのは、法制執務上は考えられることだろうとは思いますが、冒頭、議員がおっしゃったように、みんなで景観の美しい町を作っていきたいというある意味顕彰的な条例という位置づけもございますので、それほど強い罰則規定はこれまで設けていないという状況。全国的にみても強い罰則規定を設けている条例はないというふうに考えてございます。そういった意味でこれから我々のお願いというか景観を作っていく上で聞き入れていただけない業者に対してどうするかということでございますが、これについてはこれまでは粘り強く協議をおこなったり、何度も協議を重ねて参ってきているところでございますが、おっしゃったように個人の持ち物に制限をかけるということにつきましては、行政としても非常に責任が重いというふうに考えておりますので、そう簡単に罰則をつけるか、重い負荷を科すか、こういったことは慎重に判断をしないといけないというふうに考えております。ただ、そうするよりも罰則規定を設けるよりもじゃあ少し例えば色彩を変更する部分については、国の援助もいただきながら少し援助ができないかなとそう

いったような行為に対して少し応援ができないかなということも一方では考える必要があるんだろうと思います。それについては国土交通省の方が今年度4月1日に要綱を作りまして、景観改善推進事業という事業を始められました。個人が例えば景観規制上、既存の不適合となるような建築物等色彩の変更等でございますが、こちらをおこなう場合には、ある程度一定の補助をしましょうというそういったような事業が始まっていますのでこういったものを有効に活用しながら、いい景観の方に誘導していくというような方向に私たちは舵をとっていきたいと考えております。

○1番（大西啓介君） 議長。

○議長（森永和夫君） 大西啓介議員。

〔大西啓介議員登壇〕

○1番（大西啓介君） ありがとうございます。まさしく罰則ではなく支援によってそういう方向に進んでいくまちづくりをめざすということで素晴らしい考え方だと思います。3番の事例を教えていただきたいという質問に対しては、お答えいただきましたので割愛させていただきます。

そんな中で町民に対して、事業所に対して先ほど来言われております、景観に対する意識を高めてもらう活動として、今までそして現在、どのような取り組みをしているのか。また、職員に対する景観の教育も大変重要になっていると思います。職員のOBがちょっと派手めな大きい看板を設置したという事例も最近ありました。最近、修正されたようですが、そういった町民に対してまた職員に対する啓発活動というものはどういう取り組みをされているか質問致します。

○総務課長（山岡敦君） 議長。

○議長（森永和夫君） 山岡総務課長。

〔山岡敦総務課長登壇〕

○総務課長（山岡敦君） 町民に対して、また職員に対して景観に対する意識を高める活動ということですが、平成21年度から毎年継続して景観まちづくりフォーラムを開催してまいりました。学習と意識啓発を行ってきておるところでございます。昨年度は、3月にフォーラムを開催する予定にしておりましたが、新型コロナウイルス感染拡大により止む無く中止をさせていただきました。また、今年度についても同様の理由で開催を見送っているところでございます。町の総合計画後期計画におきまして、景観まちづくりフォーラムを毎年開催して意識啓発を行うようにしていますので、コロナ禍が落ち着けば次年度は開催する予定でございます。また、景観まちづくり条例においては、地域の景観形成に寄与していると認められる個人や団体の活動、建築物等の所有者等を表彰する規定もございますので、こちらについて、表彰者の該当があれば、毎年ホームページや「広報うちこ」を通じて表彰の紹介をさせていただいているところでございましてこういう事例を紹介することによって、内子町の景観まちづくりの取り組みを啓発をさせていただいているということでもございます。また職員に対する勉強会については、当然、景観まちづくりフォーラムへの参加を促すほか、県や民間が開催する講演会、研修へも参加を促してございます。さらに、内子自治センターでは、平成25年度より、内子らしい景観まちづくりを推進するために、自治センター研究大会や視察研修において、先進地や町内の取り組み事例を学び、町民の皆さんとともに職員も景観についての学習を深めているところでございます。

○1番（大西啓介君） 議長。

○議長（森永和夫君） 大西啓介議員。

〔大西啓介議員登壇〕

○1番（大西啓介君） さまざまなフォーラムや勉強会を開催しているということでした。国の景観条例、景観まちづくり等による指針の中に今、景観まちづくり教育も重要になっているという項目がありました。特に内子中学校などは伝統的建造物群保存地区の中にある学校です。そして昨年でしたか、内子町は歴史まちづくり法にも認定され、今後ますます景観や地域文化に対する意識を高めていかなければいけません。その学校教育において景観に対するカリキュラムというか、何か啓発するような取り組みはされているのでしょうか。

○学校教育課長（泉邦彦君） 議長。

○議長（森永和夫君） 泉学校教育課長。

○学校教育課長（泉邦彦君） 只今のご質問でございますけれども、先ほどといいますか向井議員さんのご質問の中で、コミュニティスクールのお話を致しました。まさしくコミュニティスクールの目的といいますのは先ほど言いましたようにふるさと学習であったり、伝統文化そういったものを子どもたちに伝えていくというそういう組織でもあるわけです。ですので今、議員さんからお話のありました、景観でありますとかそういったことにつきましても、地域の方に学校現場の方にも足を運んでいただいて子どもたちに内子の素晴らしい伝統芸能、文化とそういったものを伝えていけるようにそういった取り組みを今後も続けていきたいと思っております。

○1番（大西啓介君） 議長。

○議長（森永和夫君） 大西啓介議員。

〔大西啓介議員登壇〕

○1番（大西啓介君） ぜひとも取り組んでいていただきたいと思います。今回なぜ景観条例に関する質問をしたかという、最近、いろいろなうわさが入ってきております。国道56号線沿いに10階建てのマンションが建つとか、ホテルがもう1軒できるとか、町並保存地区に新しいお店が2軒も3軒もできそうだという話も耳にします。そのほとんどが、町外の方、町外の事業者、そして全国展開の企業です。それらの方々に対し、指導は徹底できるのでしょうか。そのツールや人員体制はどのようになっているかお尋ね致します。

○総務課長（山岡敦君） 議長。

○議長（森永和夫君） 山岡総務課長。

〔山岡敦総務課長登壇〕

○総務課長（山岡敦君） 各事業者や施主に対しての指導ツールや人員体制についてですが、景観まちづくり条例の基準に沿って審査を行い、必要に応じて景観まちづくり委員会へ諮りながら事業者や施主に対して助言や指導を行っております。ご指摘のありましたマンションでありますとか、ホテルの建設につきましては、当然、前もってご相談がございました。色彩等についても事前の協議をさせていただいておりますし、景観まちづくり評価委員会にもお諮りをして委員会としての意見というのもまとめて施主さんの方にお返しをして考えてもらっているという状況でございます。ただ、平成28年のホテル建築につきましては、届出内容が景観基準に適合していないため、指導書及び勧告書を提出させていただいておりますけれども、その他は事前協議の話し合いにおいて、基準に適合するよう変更していただいております。ご指摘の人員体制でござい

ますが、景観行政事務は、現在、総務課政策調整班が所管しております。景観事務を政策調整班長が、屋外広告物関連これは係長がそれぞれ担当させていただいております。届出や申請書等の審査業務、こちらは、現状の体制でも問題はないかと考えておりますけれども、先ほど来からご質問がありました罰則規定を設けるとか、要するに条例の改正、それから景観基準の改正ということになると、これは事務量がかなり増加しますので現の体制ではかなり難しいのではないかと考えております。ただし、条例を制定して12年経過を致しました。その間、いろいろな町の様が変わってまいりましたので、一部改正、景観基準の見直しというのは、必要ではないかというふうには考えております。ただ、繰り返しにはなりますが、先ほど申しましたように、現人員体制では非常に難しい部分もございますので、こちらは役場の機構改革、こちらの部分も併せて考えながら推進体制の再編、こちらの方も含めて、今後見直しについて検討してまいりたいと考えております。

○1番（大西啓介君） 議長。

○議長（森永和夫君） 大西啓介議員。

〔大西啓介議員登壇〕

○1番（大西啓介君） 一つだけ再質問というか、10階建てのマンションは実際にできるんですか。

○総務課長（山岡敦君） 議長。

○議長（森永和夫君） 山岡総務課長。

○総務課長（山岡敦君） 色彩については特に問題ないということで高さがどうかなというふうに思ったんですが高さも条例では規制ございませんので、これは適合通知を出さざるを得ないということになります。

○1番（大西啓介君） 議長。

○議長（森永和夫君） 大西啓介議員。

〔大西啓介議員登壇〕

○1番（大西啓介君） 出来てしまうということだと思います。56号線ですからおそらく分庁よりも背の高い建物が一つできるというふうになると思うんですが、景観条例は守っているとは言われてもやはり違和感はある建物にはなると思います。それが出来上がるのは間違いないということでしょうが、そこからそれが本当に内子にふさわしいのか条例の見直しも含めて今後また検討をしていく場を設けていただければと思います。

この条例の基本理念として、景観まちづくりは、町民共有の資産である固有の景観を保全し伸長して良好な景観を次の世代に引き継ぐため、町、町民及び事業者は、地域の個性に十分配慮した良好な景観の形成及び保全を連携、協働して推進されなければならないとあります。最近、移住してこられている若い方々と話をすると、どちらかというとそちらの方々の方が景観に対する意識が高いですので、まだまだ町民の意識を高める活動もさらに継続していただきながら、内子町のアイデンティティを常に確立していくことをお願いして景観条例に対する質問を終わります。

○総務課長（山岡敦君） 議長。

○議長（森永和夫君） 山岡総務課長。

○総務課長（山岡敦君） 先ほど大西議員のご質問で一部訂正をさせていただきたいことがござ

います。国道56号線沿いに建つマンションということですが、10階建てというふうにご質問されましたが正確には7階建てでございますので、訂正をさせていただきたいと思います。私の答弁の中でももしかしたら10階建てということを申し上げたかもしれませんが、7階建てでございます。訂正させてください。

○1番（大西啓介君） 議長。

○議長（森永和夫君） 大西啓介議員。

〔大西啓介議員登壇〕

○1番（大西啓介君） では続きまして、教育環境の変化について質問させていただきます。GIGAスクール構想がスタートします。小・中学校においてパソコン等を使用する授業の割合は現在に比べてどの程度になる予定でしょうか。

○学校教育課長（泉邦彦君） 議長。

○議長（森永和夫君） 泉学校教育課長。

〔泉邦彦学校教育課長登壇〕

○学校教育課長（泉邦彦君） 只今のご質問のGIGAスクール構想におけるパソコン使用の頻度でございます。まず、現状でございます。現状につきましては、小・中学校のパソコン教室におきまして、週1回程度から月1回程度活用しているというところでございます。続きまして、これからの頻度でございますけれども、まず小学校5年生から中学校3年生までにつきましては、1日1回以上端末を活用すること、小学校1年生から4年生につきましては、週3回以上の活用を目標にしておるところでございます。以上です。

○1番（大西啓介君） 議長。

○議長（森永和夫君） 大西啓介議員。

〔大西啓介議員登壇〕

○1番（大西啓介君） その頻度というのは、ゆくゆくはもっと上がっていくという考え方でよろしいでしょうか。

○学校教育課長（泉邦彦君） 議長。

○議長（森永和夫君） 泉学校教育課長。

○学校教育課長（泉邦彦君） 只今の頻度につきましては、GIGAスクール構想の一人一台端末による活用計画、そういった中で明記をしております。それでこれからの利用頻度につきましては、今、お話したのが最低限ということですので、今後、学校現場等々と調整をしながら回数を増やしていく、そういうふうな計画でございます。

○1番（大西啓介君） 議長。

○議長（森永和夫君） 大西啓介議員。

〔大西啓介議員登壇〕

○1番（大西啓介君） ありがとうございます。どんどん活用してほしいと思うんですが、やっぱり目が悪くなったりとか、ブルーライトとかそういう影響も出てくるとお思いますので、そういうところにも注意をさせていただきながら、どんどんやっていただければと思います。そんな中で同僚議員からも質問がありましたが、先生方の働き方改革はできているのかということです。補助員が付くという計画なんですけど、教職員は実際に対応していけるのか。現場の声や研修等の



実施状況は現在どのように把握されておられるでしょうか。

○学校教育課長（泉邦彦君） 議長。

○議長（森永和夫君） 泉学校教育課長。

〔泉邦彦学校教育課長登壇〕

○学校教育課長（泉邦彦君） 教職員への対応でございますけれども、現在、愛媛県が主催しております、ICT教育指導教員養成講習というのが今年の10月から来年の2月の間、実施をされております。この研修には管理職を含め、内子町内の全教職員のうち約54％が参加をいたしております、オンライン授業での準備・活用やオンライン授業教材の作成方法などについて約2時間の講習を2コマ受講することになっています。なお、今後につきましても教職員の指導力向上でありましたり、働き方改革など学校現場の声を聞きながら実情に即した形で支援をしたいと考えております。以上です。

○1番（大西啓介君） 議長。

○議長（森永和夫君） 大西啓介議員。

〔大西啓介議員登壇〕

○1番（大西啓介君） そんなに不安はないのかなと思うんですが、もう少し研修時間を増やしていいかなと思いますけど、そのオンライン授業です。教室で行われている授業がそのまま自宅で受けられるオンライン授業の環境が整っていると思います。この冬、再びコロナが猛威を振るって学校が休校になった場合、すぐにそういう体制がオンライン授業が実施できるのかお伺いします。

○学校教育課長（泉邦彦君） 議長。

○議長（森永和夫君） 泉学校教育課長。

〔泉邦彦学校教育課長登壇〕

○学校教育課長（泉邦彦君） 続きまして、オンライン授業の運用についてでございますけれども、各家庭の端末でありますとか、wifi環境に加えて、児童生徒や教職員がリアルタイムで対応する必要があることから、教職員の研修のほか、児童生徒・教職員間での練習、ルール作りが必要になってまいります。オンラインの授業環境が整ったといたしましても、的確に操作したりトラブル時に対応出来たりする技術を持ち合わせる事が非常に大切な要素になってまいりますので、十分に事前準備をしたうえで、段階的に運用していきたいというふうに考えております。

○1番（大西啓介君） 議長。

○議長（森永和夫君） 大西啓介議員。

〔大西啓介議員登壇〕

○1番（大西啓介君） 感染者数が最近どんどん増えていく中で、もう休校にはしないという方向性で教育現場は動いているというニュースもちらほら聞きます。しかし、どうなるかまだ分からない状況も続いていますので、なるべくオンライン授業の可能な環境を早めに整えていただければと思います。

次の質問、そのオンライン授業なんですけど、少し調べておりましたら大学はオンライン授業で単位はもらえます。卒業資格得られます。しかし、小・中学校では文部科学省の省令である学

校教育法施行規則によって、オンライン授業は標準授業時数として認定されないというニュースを耳にしました。オンライン授業はあくまでも家庭学習の延長と見なされるということです。この情報というのは本当なのではないかということをお伺いしたいんですが。

○学校教育課長（泉邦彦君） 議長。

○議長（森永和夫君） 泉学校教育課長。

〔泉邦彦学校教育課長登壇〕

○学校教育課長（泉邦彦君） 只今の不登校でありますとか、長期入院等より、学校に来られない児童・生徒がオンラインで授業を受けた場合に出席と認められるかどうかについてでございますけれども、文科省の遠隔教育の基本的な考え方と致しまして、通学して教育を受けることが困難な児童生徒の学習機会の確保の観点から「一定の要件を満たしたうえで、校長は、指導要録上出席扱いとすること及びその成果を当該教科等の評価に反映することができることとする。」と通知が出されておりますので、個々の事案につきまして、検証が必要になってくるのではないかなというふうに考えております。以上でございます。

○1番（大西啓介君） 議長。

○議長（森永和夫君） 大西啓介議員。

〔大西啓介議員登壇〕

○1番（大西啓介君） ということは校長が判断するということで、よろしいですか。授業の日数に数えられるということでよろしいですか。

○学校教育課長（泉邦彦君） 議長。

○議長（森永和夫君） 泉学校教育課長。

○学校教育課長（泉邦彦君） 今、答弁させていただきましたけれども、その中で一定の要件を満たした上でということでございます。ですので、言い換えればただ単に在宅でＩＣ機器を活用して学習をしたということだけでは出席扱いにはならないということでございます。

○1番（大西啓介君） 議長。

○議長（森永和夫君） 大西啓介議員。

〔大西啓介議員登壇〕

○1番（大西啓介君） その基準は明確にされているということですか。

○学校教育課長（泉邦彦君） 議長。

○議長（森永和夫君） 泉学校教育課長。

○学校教育課長（泉邦彦君） その一定要件でございますけれども、文科省からの通知がございます。不登校、児童・生徒の場合、それと病気、療養時の場合、それぞれ要件異なっております。例えば、不登校児童生徒の場合でありますと、保護者と学校との間に十分な連携、協力関係が保たれていること、訪問等による対面指導が適切に行われることを前提とすることなどでございます。また、一方、病気、療養時の場合につきましては、配信側の教師は、当該病気療養児が在籍する学校の教師の身分を有するものであること。また、受信側につきましては学校と保護者が連携、協力をし当該児童の体調の管理や緊急時に適切な対応をおこなうことができる体制を整えることなどということでそれぞれ文科省から通知が出ておりまして、その要件をまず満たすということになろうかと思えます。

○1番（大西啓介君） 議長。

○議長（森永和夫君） 大西啓介議員。

〔大西啓介議員登壇〕

○1番（大西啓介君） だいたい分かったような気がしますが、その文科省からの通達というのは、このコロナ前のもの、コロナ後のものですか。

○学校教育課長（泉邦彦君） 議長。

○議長（森永和夫君） 泉学校教育課長。

○学校教育課長（泉邦彦君） まず、コロナ禍前でございます。不登校、児童生徒の場合はまず平成17年に通知が出ておりまして、続いて、令和元年に出ております。続いて、病気療養時の場合につきましては平成30年に通知が出されております。以上です。

○1番（大西啓介君） 議長。

○議長（森永和夫君） 大西啓介議員。

〔大西啓介議員登壇〕

○1番（大西啓介君） ありがとうございます。そういう不登校や入院や特別な理由によって、来られない児童・生徒の方々に対する対応としては、そういうことだと思います。ただ、先ほど来申し上げましたコロナで休校になった際もオンライン授業として認められるかどうか。そういう形の指針は国から文科省から出されておられますでしょうか。

○学校教育課長（泉邦彦君） 議長。

○議長（森永和夫君） 泉学校教育課長。

○学校教育課長（泉邦彦君） 先ほどからお話しましたように、文科省の通知のものが遠隔授業に対する基本的な考え方ということでありますので、教育委員会と致しましても児童生徒が登校し始めた場合等にスムーズに授業になじむことができるようにする。そうしたことでＩＣ機器を活用する学習というのは非常に有効である。意義のあることだとは考えております。ですからそれぞれ先ほどお話しましたように、病気療養時であったり、不登校児童生徒が遠隔での授業、そういったことが出てくる場合につきましては、それぞれの事案につきまして関係者、学校、保護者等々踏まえて調整を図りながら、子どもたちにとっていい方向になるようなそういった取り組みを進めていきたいというふうに考えております。

○1番（大西啓介君） 議長。

○議長（森永和夫君） 大西啓介議員。

〔大西啓介議員登壇〕

○1番（大西啓介君） コロナで学校に来られなくなった時、生徒児童の皆さんが来られなくなった時にコロナじゃなければそういう理由が子どもたちにとってはある程度基準を満たせばという言い方はおかしいですが、授業として認めてくれる。その基準というのはコロナ禍においてオンライン授業ができる環境はあるのに家で授業をネットを通じてやってもいろいろな基準がある。それに健康な子どもたちですから当てはまらないということは授業として認められないのが現状のルールかなと思うんですが、実は最近のニュースで文部科学大臣はそれはオッケーだと発言したようなんです。でも文科省はそれはまだ無理だとおっしゃったようで。その辺の整合性、先行きが見えない状況の中、GIGAスクール構想がどんどん進んで、環境だけは整備されていくと

いう部分。その辺の町行政としては答えにくいと思うんですけどオンライン授業がもしコロナ禍で学校に来れない子どもたちがたくさんいる状況でオンライン授業を実施してそれを授業として認めるか、認めないか。ちょっと答えにくいと思いますが、どういう方向性がよろしいと思いますか。

○学校教育課長（泉邦彦君） 議長。

○議長（森永和夫君） 泉学校教育課長。

○学校教育課長（泉邦彦君） 先ほど来、答弁しております遠隔教育、オンライン授業につきましては、個々のケースということでございます。今、議員さんがおっしゃられた全体でのということになりますけど、これからといいますか、今現在、文科省の方でも遠隔教育の推進に向けた施策といいますか、そういったところを考えているところのようでございます。ですので、教育委員会と致しましては今後国の動向を注視をしていきたいというふうに考えております。

○1番（大西啓介君） 議長。

○議長（森永和夫君） 大西啓介議員。

〔大西啓介議員登壇〕

○1番（大西啓介君） ありがとうございます。

では、次の質問ですけれども、現在、教育現場ではいじめ・不登校・子どもの貧困問題や、教育格差等々、様々な問題を抱えています。GIGAスクール構想の実現によって、これらの問題を解決するための活用アイデアは現場から出てきてはしないでしょうか。

○学校教育課長（泉邦彦君） 議長。

○議長（森永和夫君） 泉学校教育課長。

〔泉邦彦学校教育課長登壇〕

○学校教育課長（泉邦彦君） 只今のご質問の教育現場におけるいじめ・不登校・子どもの貧困など様々な課題へのGIGAスクール構想での活用アイデアについてでございますけれども、まだ現場からということではございませんけれども、将来的に「心と身体のケア」の施策として現在アンケート調査など紙ベースでの実態把握に加えて、端末を活用して個々の児童生徒の心身の状況を把握でありましたり、状況変化を見える化することで一人ひとり寄り添った指導、また児童生徒ひとりひとりのその日の体温等の情報についても端末を活用することによって、更に心と身体の適切なケアに繋げることが可能ではないかというふうに考えております。これにつきましても、国の今後の施策等について注視をしていきたいと考えております。

○1番（大西啓介君） 議長。

○議長（森永和夫君） 大西啓介議員。

〔大西啓介議員登壇〕

○1番（大西啓介君） そういう環境が整うことで様々な可能性が生まれてくると思います。私なんかも想像できないようなことがたぶん学校の現場とか家庭環境の中で生まれてくるかと思うのでそういった目の一つずつ大切にしていっていただければと思います。

次の質問ですけれども、そういった具合に、教育現場では日々様々な問題が生じている中、インターネットの新たな世界とその価値観に影響される社会的なモラル・教育モラルの変化も著しいものがあります。町内の小学校で「夢はユーチューバー」と答えた児童に対し、先生はそれを

認めず修正をさせられたという話をある親御さんから聞きました。そういう対応についてどう思われますでしょうか。

○学校教育課長（泉邦彦君） 議長。

○議長（森永和夫君） 泉学校教育課長。

〔泉邦彦学校教育課長登壇〕

○学校教育課長（泉邦彦君） 教諭等の不適切な指導でございますけれども、様々なものがあり得る訳でございますけれども、教育委員会といたしましては、多様な価値観を尊重し互いを思いやることは人権教育の観点からも必要不可欠なことだと考えておりますので、個々のケースに応じて適切な指導をしていきたいと考えております。以上です。

○1番（大西啓介君） 議長。

○議長（森永和夫君） 大西啓介議員。

〔大西啓介議員登壇〕

○1番（大西啓介君） もちろん適切な対応をしていただきたいと思うんですが、ある程度はこれしょうがない問題だと思うんですよ。今これだけ目まぐるしく社会が変化しています。コロナ禍において、さらに加速している状況の中で、誰も追いつけない。失礼ですが、ちょっと年配の先生になると、難しい面はあると思います。それをきちんと教育委員会なりが情報をキャッチして修正していければ全く問題のない、スピーディーな修正だと私は考えます。その後どういう対応をされたというのは、ございますでしょうか。

○学校教育課長（泉邦彦君） 議長。

○議長（森永和夫君） 泉学校教育課長。

○学校教育課長（泉邦彦君） 只今のご質問ですけど、この事案といいますか、教育委員会では報告を受けておりません。

○1番（大西啓介君） 議長。

○議長（森永和夫君） 大西啓介議員。

〔大西啓介議員登壇〕

○1番（大西啓介君） 現場にとっては小さな問題なのかもしれません。親御さんたちの間では話題になったんですね。ということは気にする人は気にして、学校現場では気にしなかったということは時代に追いついてないです。そういう考え方を指導していくのも教育委員会としてのお仕事だと役割だと思っておりますので、たとえそういう細かなことでもユーチューバーになりたいといって子どもの夢をつぶすような事案です。こういうことが増えてくる前に少しでも早く修正するその指導をするために現場との密な意見交換、連絡体制をお取りいただきたいと思いますが、教育長いかがでしょうか。

○教育長（山岡晋君） 議長。

○議長（森永和夫君） 山岡教育長。

○教育長（山岡晋君） 具体的な事案については、十分にこちらの方に報告が来ておりませんので。学校現場ではキャリア教育、そして進路指導をおこなっております。その点について確認しときたいんですけど、ユーチューバーが人気というのは2017年以降明らかで第1位でございます。またゲームプログラマーなどの職業なども子どもたちには大変人気でIT化が進む時代背

景も大きく影響しているというふうに捉えております。このような中で学校教育の現場においては子どもたちが将来、英語とかITのスキルを身に着けて様々な場面で活躍できるようなことも大切にしながらふるさと教育、キャリア教育を進めていきたいと思います。キャリア教育についてなんですが、学校現場では小・中学校一貫してとおして学校の教育活動全体を通じて児童生徒の発達段階に応じ、小学校段階から組織的に傾倒的にやっております。皆さん思い出してもらったと思うんですが係活動とか、そういうキャリア教育の大切なひとつでございます。児童生徒の発達段階に応じて、町探検とか、職場見学、5日間の職場体験学習、社会人職業人等を招いての学習、地域の職業調べ、ボランティア活動の参加もろもろ地域の産業を理解することなどを学校と社会をつなぐ体験活動を大事にしていきたいというふうに思っております。教職員の立場ですけど、9年間通して義務教育においていろいろ報告を説明してあげる。それからカウンセリング、相談にのってあげる。そういう姿勢は9年間通してそれぞれの発達段階に応じて、必要なことだろうと思っております。それぞれの発達段階で子どもたちの夢にしっかりと向き合って役割や責任の重さ、それが教職員のやりがいにつながるころだろうと思っております。適切な情報提供、教育相談の中で子どもたち一人ひとりが自分自身の適性に気づいてもらう。そして可能性を広げて自己実現に結びつくような立場でということ子どもたちの希望という夢を受け止めたうえで可能性やそして自分で気づきというのを大事にしていきたい。そういう教育を進めていきたいと思っております。

○1番（大西啓介君） 議長。

○議長（森永和夫君） 大西啓介議員。

〔大西啓介議員登壇〕

○1番（大西啓介君） 思ったよりも壮大な教育論を拝聴致しましてありがとうございました。できるだけ密な連携と子どもたちのサポートをこのコロナ禍の社会環境が目まぐるしく変わる環境の中でしっかりとサポートをお願いできたらと思います。

3番目の質問に移ります。新型コロナウイルス感染症対策についてです。11月9日の臨時議会において、内子町における第2次新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の内容が補正予算として承認されました。皮肉にもその直後から、県内でも感染者が多発し、11月20日から愛媛県では感染警戒期に移行しております。現在でも連日、数名の感染者が確認されています。そんな中、現時点で、内子町ホームページには、忘年会、新年会等の会合についてというお知らせの中で、現時点では一律の人数制限は要請しません。会合でも密を避け、換気の徹底をお願いします。遠方の方、普段は接触しない方との会合は極力避けてください。体調管理を徹底し、発熱や咳症状等がある場合は、会合への参加を控えてください。11月20日更新と表記しております。特に中止を求めることにはなっていませんが、この冬の忘年会、新年会の開催について役場の見解はどのようにお考えですか。

○総務課長（山岡敦君） 議長。

○議長（森永和夫君） 山岡総務課長。

〔山岡敦総務課長登壇〕

○総務課長（山岡敦君） 議員が今おっしゃった通り、11月20日から愛媛県では、県内でも日常生活における感染リスクが高まったということで、今後の感染拡大に備え先手先手の対応が

必要であるということから感染警戒期に移行されました。その内容につきましては、ご質問の内容で私も答弁させてもらおうかなと思っておりましたので割愛させていただきます。これを受けてまして内子町ではこの要請に沿いまして、12月の課長会において、次のとおり申し合わせて、関係する団体へも各部署より周知を行うことといたしました。1つ目です。大所帯の部署、課全体での忘年会は禁止をさせていただきます。ただし、班や係等、少人数単位での懇親会は特に禁止はしないという申し合わせをいたしました。ただ何人が適正な人数なのか、これは、懇親会場のスペースにもよる、懇親会会場の感染予防対策にもよろうと思いますので、こちらにつきましては一律に何人という規定は設けてございません。それから感染対策を十分に講じた飲食店で、できるだけ短時間で行ってくださいというような要請をさせていただいております。その他は、国や愛媛県の対応に準じるということにさせていただいております。なお、新型コロナウイルスの接触確認アプリCOCOA及びえひめコロナお知らせネット、こちらのツールについては、職員が率先して活用するということと、感染回避と感染防止に努めるということで職員間で徹底させていただきました。以上でございます。

○1番（大西啓介君） 議長。

○議長（森永和夫君） 大西啓介議員。

〔大西啓介議員登壇〕

○1番（大西啓介君） 大規模な忘年会、新年会は中止ということで飲食店の方からもキャンセルがすごくたくさんありますというお話も伺っております。少人数で開催はとりあえずオッケーということですので、感染は怖いんですけど、経済活動も私としてはしていただきたいということですので、忘年会を開催していただければと思います。やっぱり年齢が高くなるほどリスクが高まるということですので、若い職員にお小遣いを渡して自分の分まで経済活動をやってくれということも時には必要かと思えます。一つのアイデアとして受け取っていただければと思います。

ちょっと通告外にとられるのかとも思うんですが、成人式についてです。本日時点で、町のホームページには成人式は規模を縮小、感染対策を徹底した上で開催すると表記されております。12月2日更新となっております。しかし、同じ2日に松山市、愛南町が中止、今治市が延期、更に12月4日には、新居浜市と西条市、久万高原町が延期するというニュースが流れました。内子町は1月10日に開催されますか。

○町長（稲本隆壽君） 議長。

○議長（森永和夫君） 稲本町長。

○町長（稲本隆壽君） 現時点では実施するという方向でございます。ただし、今感染が少しずつ増えておりますので、そこの動向はみておかないといけない。議員のご質問にもありました人数とか保護者の皆さん方も加わっておりますからその辺は整理、遠慮願うとか、来賓の皆さん方の数を少し少なくすると、なるべく時間を短縮するとそういう方向で、若い人たちは楽しみにしておられるということでございますから、その夢になんとか答えてあげたいなというふうに思っております。今後の感染状況によるということでございます。

○1番（大西啓介君） 議長。

○議長（森永和夫君） 大西啓介議員。

〔大西啓介議員登壇〕

○1番（大西啓介君） 私の周りの子どもたちもそういう子たちがいまして、すごく楽しみにされています。ただ、若いのでわいわい、キャッキャッと集まってしまうと密になると思うんです。その対応をしっかりとお願いしまして、実施をお願いできればと思います。

次なんです、ワクチンの開発など、多少明るいニュースも聞こえて参ります。しかし接種が可能になるのは、早くも2月以降、それも医療施設や高齢者施設からと伝えられています。この冬、書き入れ時の忘新年会も縮小され、感染者が更に増えることで、もしも再度外出自粛となれば、飲食や観光に携わる事業者は、春よりも悲惨な状況に陥るかもしれません。そのような事態に再び陥った場合、前回の臨時議会でも質問させていただいたんですが、事業者の支援は予算的に可能なのでしょうか。先ほど来、財源が乏しいとか、なかなか金銭的に厳しいという話も同僚議員の質問の答弁の中で出てきております。基金を崩してでも対応するんだと。もし三次臨時交付金がなくても絶対に対応して町の事業者を守っていくんだということを考えられているのかお尋ねします。

○町長（稲本隆壽君） 議長。

○議長（森永和夫君） 稲本町長。

〔稲本隆壽町長登壇〕

○町長（稲本隆壽君） 大西議員に私の方からお答えします。新型コロナウイルス感染拡大による緊急事態になった時の対応を今後どうするかということなんですけど、今ご質問にもあったんですけど、現在、国の方で追加の経済対策として第3次補正予算の調整の中で、例えば持続化給付金を継続させていこうとか、様々なG o T oトラベルもそうなんですけど、6月くらいまでやっていこうと、いろんなことを検討されておられます。町の対応としては、何よりも財源を確保するということはできなければなりません。従って、国や県の動向を注視しながらも事業者の皆さんと話し合っただけで今何が必要なのかと。今までやってきたことを整理して、こっちの方にやるのか、その辺の交通整理、仕分けは必要だと思います。基金を取り崩すといっても今、財調を取り崩す以外には基金がございませんから、その辺をやるとすれば、どの程度可能なのか。その時の状況をよく見て、これはスピード感も必要だと思いますから早め、早めの対応は当然必要だと思っております。もう少し状況を見てから判断が必要かなというふうに思っております。以上でございます。

○1番（大西啓介君） 議長。

○議長（森永和夫君） 大西啓介議員。

〔大西啓介議員登壇〕

○1番（大西啓介君） ありがとうございます。力強い頼もしいお言葉をいただけたと思います。ただ、稲本町長もご勇退されます。その後に、そういう状況に陥って理事者というか町長がどう判断するかという話もあるんですが、そういうタイムラグが発生するという心配はしなくてよろしいですか。

○町長（稲本隆壽君） 議長。

○議長（森永和夫君） 稲本町長。

○町長（稲本隆壽君） 行政は行政事業の継続性という原則が一つあります。新しい町長のご判断ということもあると思うんですけど、いろんな場面の中で継続してやらないかんというものに



については、ずっと持続させていかないかんというのはいかがでしょうか。そのことについてはどういう町長がなられようとも必要なものは必要なものだろうというふうに思っております。ただ、タイムラグの中で私の任期中にできないということであればしっかりと引継ぎをしておかなければいけないというふうに思っております。以上です。

○1番（大西啓介君） 議長。

○議長（森永和夫君） 大西啓介議員。

〔大西啓介議員登壇〕

○1番（大西啓介君） ありがとうございます。コロナはどこまでこれから感染を広げていくのか、そしてワクチンがどういった配布をされるのか。まだまだ不安な中ではありますが、我々商工業者、事業者としてもなんとか生き延びるためにがんばってまいりたいと思います。以上をもちまして一般質問を終わります。ありがとうございます。

○議長（森永和夫君） 以上で、一般質問を終わります。

---

○議長（森永和夫君） 本日の議事日程はすべて終了いたしました。

明日8日は、午前10時から本会議を開きます。日程は全議案に対する審議であります。

本日はこれをもって散会致します。

午後4時18分 閉会

---

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

内子町議会議長

---

内子町議会議員

---

内子町議会議員

---



令和2年12月第113回内子町議会定例会会議録（第2日）

○招集年月日 令和2年12月7日（月）  
 ○開会年月日 令和2年12月8日（火）  
 ○招集場所 内子町議会議事堂

○出席議員（15名）

|     |       |     |       |
|-----|-------|-----|-------|
| 1番  | 大西啓介君 | 2番  | 関根律之君 |
| 3番  | 向井一富君 | 4番  | 久保美博君 |
| 5番  | 森永和夫君 | 6番  | 菊地幸雄君 |
| 7番  | 泉浩壽君  | 8番  | 大木雄君  |
| 9番  | 山本徹君  | 10番 | 才野俊夫君 |
| 11番 | 下野安彦君 | 12番 | 林博君   |
| 13番 | 山崎正史君 | 14番 | 寺岡保君  |
| 15番 | 中田厚寛君 |     |       |

○欠席議員 なし

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求めた者の職氏名

|           |        |          |       |
|-----------|--------|----------|-------|
| 町長        | 稲本隆壽君  | 総務課長     | 山岡敦君  |
| 住民課長      | 二宮善徳君  | 税務課長     | 吉川博徳君 |
| 保健福祉課長    | 曾根岡伸也君 | こども支援課長  | 前野良二君 |
| 会計管理者     | 田中哲君   | 建設デザイン課長 | 正岡和猶君 |
| 町並・地域振興課長 | 林慎一郎君  | 農林振興課長   | 山中保正君 |
| 小田支所長     | 畑野亮一君  | 環境政策室長   | 中嶋優治君 |
| 政策調整班長    | 上山淳一君  | 上下水道対策班長 | 上石富一君 |
| 危機管理班長    | 松岡裕樹君  | 商工観光班長   | 大竹浩一君 |
| 教育長       | 山岡晋君   | 学校教育課長   | 泉邦彦君  |
| 自治・学習課長   | 黒澤賢治君  |          |       |
| 代表監査委員    | 赤穂英一君  | 農業委員会会長  | 堀本健二君 |

○出席した事務局職員の職氏名

事務局長 林純司君 書記 和氣啓介君

○議事日程（第13号）

令和2年12月8日（火）午前10時開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名  
 日程第2 議事日程通告

- 日程第 3 発議第 3 号 内子町議会基本条例の一部を改正する条例について  
日程第 4 議案第 99 号 内子町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について  
日程第 5 議案第 100 号 内子町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について  
日程第 6 議案第 101 号 内子町介護保険条例の一部を改正する条例について  
日程第 7 議案第 102 号 内子町立公民館条例の一部を改正する条例について  
日程第 8 議案第 103 号 内子町道路線の認定について  
日程第 9 議案第 104 号 令和2年度内子町一般会計補正予算（第9号）について  
日程第 10 議案第 105 号 令和2年度内子町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について  
日程第 11 議案第 106 号 令和2年度内子町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）について  
日程第 12 議案第 107 号 令和2年度内子町水道事業会計補正予算（第2号）について
- 

○本日の会議に付した事件

日程第1から日程第12

---

午前10時00分 開会

○議長（森永和夫君） 只今から本日の会議を開きます。

---

#### 日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（森永和夫君） 「日程第1 会議録署名議員」の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、議長において、8番 大木 雄議員、9番山本 徹議員を指名します。

---

#### 日程第 2 議事日程通告

○議長（森永和夫君） 「日程第2 議事日程通告」をします。本日の「議事日程」は、お手元に配布しております、議事日程第13号のとおりであります。

これから、議事日程に従って、提出議案の審議に入ります。

---

#### 日程第 3 発議第3号 内子町議会基本条例の一部を改正する条例について

○議長（森永和夫君） 「日程第3 発議第3号 内子町議会基本条例の一部を改正する条例について」を議題とします。提出者であります、議会運営委員長に趣旨説明を求めます。

才野議会運営委員長、登壇願います。

○10番（才野俊夫君） 議長。

○議長（森永和夫君） 才野議会運営委員長。

〔才野俊夫議会運営委員長登壇〕

○10番（才野俊夫君） 議案書2ページをお開きください。発議第3号、内子町議会基本条例の一部を改正する条例について。内子町議会基本条例の一部を改正する条例を別紙のように定め

ることにつき、地方自治法第109条第6項及び第7項並びに内子町議会会議規則第14条第3項の規定により、提出する。令和2年12月7日提出。提出者、内子町議会議会運営委員会委員長、才野俊夫。提出の理由でございますが、議会改革をより一層進め、さらに多発する災害に議会が対応するため、条例の一部を改正するものでございます。

議案書3ページをお開きください。改正内容につきましては、記載されている通りでございますが、この改正案につきましては、議会運営委員会において素案を作成し、全員協議会において議員全員にご協議いただいているものです。

議案説明資料の1ページをお開きください。新旧対照表にて説明いたします。目次中「議員の政治倫理、定数及び報酬」を「定数、報酬及び災害対応」に改めます。第2条第1号中「、町民に開かれた議会とし」を削り、同条第5号中「議員の理論政策能力の向上、特に」を削ります。第3条第1号中「議論」を「討議」に改め、同条第5号中「議員は、」の次に「内子町政治倫理条例（平成17年内子町条例第228号）による」を加えます。

2ページをお開きください。第4条第2項第3号を削ります。第5条第2項中「その審議においては、これら提案者」を「必要に応じ、請願者及び陳情者」に改めます。第6条中第3項を削り、第4項を第3項とし、第5項を第4項とします。第10条第2項中「議論」を「討議」に改めます。

3ページをお開きください。第12条第1項を削り、同条第2項を同条とします。「第7章 議員の政治倫理、定数及び報酬」を「第7章 定数、報酬及び災害対応」に改めます。第14条を削ります。第15条第1項中「別に条例」を「内子町議会議員の定数条例（平成18年内子町条例第71号）」に改め、同条を第14条とします。第16条第1項中、「別に条例」を「内子町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（平成17年内子町条例第37号）」に改め、同条を第15条とし、第7章中同条の次に次の1条を加えます。災害対応、第16条議会は、災害から町民の生命及び財産並びに生活の平穏を守るため、町長等と協力し、危機管理体制の整備に努めなければならない。2、議会は、災害の緊急事態が発生し、内子町災害対策本部が設置されたときは、別に定めるところにより適切な活動を行うものとする。附則、この条例は、公布の日から施行する。以上、議案説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（森永和夫君） これより、質疑に入ります。質疑はありますか。

○12番（林博君） 議長。

○議長（森永和夫君） 林博議員。

○12番（林博君） 大事な基本条例ですので、質問をしたいと思います。委員長の説明の中に、カッコというカッコ書きを説明をされたんですが、一般的に条例にカッコというのは説明的な意味でのカッコで、本文にカッコがついておるということはあと条例制定上、説明として問題ないんでしょうか。

○10番（才野俊夫君） 必要以上にカッコということを使ったかもしれませんが、一応、文書を整えるためにカッコという言葉を使わせていただきました。以上です。

○議長（森永和夫君） 他に質疑はありますか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（森永和夫君） ありませんので、これにて質疑を終結します。

才野委員長、席にお戻りください。

これより、討論にはいります。討論はありませんか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（森永和夫君） ありませんので、これにて討論を終結します。

これより、「発議第3号 内子町議会基本条例の一部を改正する条例について」の採決を行います。本案を原案のとおり決することに、賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（森永和夫君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第 4 議案第99号 内子町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（森永和夫君） 「日程第4 議案第99号 内子町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

○町長（稲本隆壽君） 議長。

○議長（森永和夫君） 稲本町長。

〔稲本隆壽町長登壇〕

○町長（稲本隆壽君） 議案第99号、内子町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例につきましては、地方税法の一部改正に伴い、延滞金の割合の特例規定について改正するものでございます。内容につきましては、住民課長に説明致させていただきますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いいたします。

○住民課長（二宮善徳君） 議長。

○議長（森永和夫君） 二宮住民課長。

〔二宮善徳住民課長登壇〕

○住民課長（二宮善徳君） それでは、議案99号、内子町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

議案書ナンバー1の4ページお願いします。本案は、地方税法の一部改正に伴い、保険料についての延滞金の特例規定について改正する必要が生じたことから、内子町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正するものでございます。改正条例案は議案書5ページに、議案説明資料ナンバー4の4ページには新旧対照表を掲載しておりますので、そちらも併せてご覧くださいますようお願いいたします。

説明につきましては、議案説明資料4ページにて行います。令和2年3月31日に公布された地方税法の一部を改正する法律によりまして、地方税における延滞金及び還付加算金の見直しが行われ、その際用いております「特例基準割合」の呼称が「延滞金特例基準割合」へと改められ、条文構成も見直しが行われたところです。内子町後期高齢者医療に関する条例においても、延滞金の割合の特例を地方税法に準拠し、条例附則第2条に定めていることから、地方税法の改正に

あわせて今回改正を行うものです。したがって、この条例の一部改正のみによって延滞金の割合等が改正されるものではありません。延滞金の特例につきましては、租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合により算定することと規定されております。条文の改正は、附則第2条の全文を改めることとします。新旧対照表の旧条文をご覧ください。旧条文で「特例基準割合」とあるものを「延滞金特例基準割合」に改めます。これに合わせ条文中の定義規定を平均貸付割合（租税特別措置法（昭和32年法律26号）第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。）とし、条文を地方税法の規定に準拠した条文へと改めるものです。地方税法の改正の施行日は令和3年1月1日であることから、本条例の一部改正についても施行日を令和3年1月1日といたします。以上、議案第99号、内子町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げました。よろしくご審議の上ご決定賜りますようお願いいたします。

○議長（森永和夫君） これより、質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（森永和夫君） ありませんので、これにて、質疑を終結します。

お諮りします。「議案第99号」は、産業建設厚生常任委員会に付託することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし。」の声あり〕

○議長（森永和夫君） ご異議なしと認めます。

よって、「議案第99号」は、産業建設厚生常任委員会に付託することに決定しました。

---

## 日程第 5 議案第100号 内子町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

○議長（森永和夫君） 「日程第5 議案第100号 内子町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（稲本隆壽君） 議長。

○議長（森永和夫君） 稲本町長。

〔稲本隆壽町長登壇〕

○町長（稲本隆壽君） 議案第100号、内子町国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきましては、地方税法施行令の一部を改正する政令が施行されることに伴い、条例の一部を改正するものでございます。その内容につきましては、税務課長に説明させますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いいたします。

○税務課長（吉川博徳君） 議長。

○議長（森永和夫君） 吉川税務課長。

〔吉川博徳税務課長登壇〕

○税務課長（吉川博徳君） それでは、議案第100号、内子町国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきまして、ご説明させていただきます。

議案書1の6ページをご覧ください。地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めるものでございます。提案理由といたしましては、地方税法施行令の一部を改正する政令が施行されることに伴い、条例の一部を改正するものでございます。内子町国民健康保険税条

例の一部を改正する条例の条文は7ページから8ページまで。

次に議案説明資料4の5ページから6ページが今回改正の内子町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の新旧対照表となっております。

7ページを説明資料としております。国民健康保険税条例の改正内容につきましては、説明資料で説明させていただきます。議案説明資料4の7ページをお願いいたします。「個人所得課税の見直しを踏まえた国民健康保険税の見直し」という国の税制改正大綱の資料です。1、大綱の概要にありますように、国民健康保険税の減額の対象となる所得の基準について、軽減判定所得算定において基礎控除額相当分の基準額を43万円、現行33万円に引き上げるとともに、被保険者のうち一定の給与所得者と公的年金等の支給を受ける者の数の合計数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えるものでございます。その下の2、制度の内容で、今申し上げました現行の軽減判定所得と改正後の軽減判定所得の改定イメージがありますのでご覧ください。平成30年度税制改正における個人所得課税の見直しにより、給与所得控除及び公的年金等控除が10万円引き下げられるとともに、基礎控除が10万円引き上げられたところであります。この見直しに伴い、給与・年金所得者が2人以上いる世帯においては、当人の担税力に変化がない場合でも、軽減判定所得は世帯主・被保険者の人数×10万円分増加する一方、軽減判定基準は人数に関わらず10万円しか増加しないことから、軽減措置に該当しにくくなる。その影響を遮断するため、軽減判定基準の見直しを行うこととしたものでございます。

簡単ですが、以上で、議案第100号「内子町国民健康保険税条例の一部を改正する条例」の説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（森永和夫君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

○13番（山崎正史君） 議長。

○議長（森永和夫君） 山崎正史議員。

○13番（山崎正史君） 説明自体が数字のことも多いんで分かりにくいんですけど、分かりやすく言えば、一般的には下がるというのか、それとも負担が上がるというのか。おそらく負担が下がる方だというふうに受けるわけですけど、説明だけでは分かりにくい部分があるのでその辺。

○税務課長（吉川博徳君） 議長。

○議長（森永和夫君） 吉川税務課長。

○税務課長（吉川博徳君） 先ほどのご質問でございますが、所得の控除額が10万円落ちます。そして軽減基準が10万円上がります。で、プラスマイナスゼロでございます。

○13番（山崎正史君） 議長。

○議長（森永和夫君） 山崎正史議員。

○13番（山崎正史君） それは分かるんですけど片方は上がって、片方は下がって、10万ずつ。プラスマイナスゼロ。私が伺いたいのは、一般論として負担税が上がるのか下がるのか。全く変わらないのか。それを伺いたい。そうでないと説明するときこういう会社がありました。全体的には下がりますよ、上がりますよという説明じゃないと10万円上がって10万円下がって変わりませんよって言えません。それが知りたい。

○税務課長（吉川博徳君） 議長。

○議長（森永和夫君） 吉川税務課長。



○税務課長（吉川博徳君） これは軽減の該当するかどうかという判断基準でございます。所得と軽減との兼ね合いもあるんですが、例えば、130万の年金取得者は年金額が120万、現行では、ですから10万の所得になります。改定後については130万の収入に対して110万の控除額になりますので20万円の所得になります。プラス10万円というふうになります。それで7割軽減に該当しなくなるというケースが出てきますので、該当しないものを該当するようにプラス10万という形で改訂するものでございます。

○13番（山崎正史君） 議長。

○議長（森永和夫君） 山崎正史議員。

○13番（山崎正史君） 変わらないという受け取り方でかまんですか。今の説明だったら、120万が130万になる。そして今までは130万控除があって今回は20万の差額になるから10万円軽減したら10万、10万ということで変わらないということでしょうか。

○税務課長（吉川博徳君） 議長。

○議長（森永和夫君） 吉川税務課長。

○税務課長（吉川博徳君） その通りです。変わらないということで。

○議長（森永和夫君） 他に質疑はありませんか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（森永和夫君） ありませんので、これにて質疑を終結します。

お諮りします。議案第100号は、総務文教常任委員会に付託することにしたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし。」の声あり〕

○議長（森永和夫君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第100号は、総務文教常任委員会に付託することに決定しました。

---

## 日程第6 議案第101号 内子町介護保険条例の一部を改正する条例について

○議長（森永和夫君） 「日程第6 議案第101号 内子町介護保険条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（稲本隆壽君） 議長。

○議長（森永和夫君） 稲本町長。

〔稲本隆壽町長登壇〕

○町長（稲本隆壽君） 内子町介護保険条例の一部を改正する条例、議案第101号、内子町介護保険条例の一部を改正する条例につきましては、地方税法の一部改正に伴い、延滞金の割合の特例規定について改正するものでございます。内容につきましては、保健福祉課長に説明させていただきますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○保健福祉課長（曾根岡伸也君） 議長。

○議長（森永和夫君） 曾根岡保健福祉課長。

〔曾根岡伸也保健福祉課長登壇〕

○保健福祉課長（曾根岡伸也君） それでは議案第101号、内子町介護保険条例の一部を改正

する条例についてご説明申し上げます。

議案書1の9ページをお願いいたします。本案は、地方税法の改正に伴い、介護保険料についての延滞金の特例規定について改正する必要性が生じたことから、内子町介護保険条例の一部を改正するものでございます。改正条例案につきましては10ページに、それからナンバー4、議案説明資料の8ページに新旧対照表を掲載しておりますので、そちらも合わせてご覧いただきますようお願いいたします。

説明につきましては、議案説明資料8ページにて説明を行います。令和2年3月31日に公布されました地方税法等の一部を改正する法律による地方税法の改正によりまして、地方税における延滞金及び還付加算金の割合等の見直しが行われたところでございます。この改正により、延滞金を算定する際に用いる「特例基準割合」の呼称が「延滞金特例基準割合」へと改められ、条文構成も見直しが行われたところでございます。内子町介護保険条例においても、延滞金の割合の特例を地方税法に準拠し、条例附則第11条にて定めていることから、地方税法の改正に合わせて今回の改正を行うものでございます。この条例の一部改正によって延滞金の割合等が改正されるものではございません。延滞金の特例につきましては、租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合により算定することと規定しております。条文の改正は附則第10条の全文を改めることとします。新旧対照表の旧条文、右側をご覧ください。旧条文で「特例基準割合」とあるものを「延滞金特例基準割合」に改めます。これにあわせ条文中の定義規定を平均貸付割合（租税特別措置法（昭和32年法律26号）第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。）とし、条文を地方税法の規定に準拠した条文へと改めるものです。地方税法改正の施行日は令和3年1月1日であることから、介護保険条例の一部改正につきましても施行日を令和3年1月1日といたします。以上、議案第101号、内子町介護保険条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げました。よろしくご審議の上、ご決定賜りますよう、よろしくお願い致します。

○議長（森永和夫君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（森永和夫君） ありませんので、これにて質疑を終結します。

お諮りします。議案第101号は、産業建設厚生常任委員会に付託することにしたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし。」の声あり〕

○議長（森永和夫君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第101号は、産業建設厚生常任委員会に付託することに決定しました。

---

## 日程第 7 議案第102号 内子町立公民館条例の一部を改正する条例について

○議長（森永和夫君） 「日程第7 議案第102号 内子町立公民館条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（稲本隆壽君） 議長。

○議長（森永和夫君） 稲本町長。

〔稲本隆壽町長登壇〕

○町長（稲本隆壽君） 議案第102号、内子町立公民館条例の一部を改正する条例につきましては、五十崎中央自治会館の新築移転と、八日市自治会館と南山自治会館の敷地の分筆により地番が変更したことに伴い、条例の一部を改正するものでございます。その内容につきましては、自治・学習課長に説明させますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○自治・学習課長（黒澤賢治君） 議長。

○議長（森永和夫君） 黒澤自治・学習課長。

〔黒澤賢治自治・学習課長登壇〕

○自治・学習課長（黒澤賢治君） それでは、議案第102号「内子町立公民館条例の一部を改正する条例について」ご説明申し上げます。

資料1議案書の11ページをお開きください。本案は、五十崎中央自治会館の新築移転、また、八日市自治会館及び南山自治会館敷地の分筆による地番変更により、内子町立公民館条例の一部を改正することにつき、議会の議決を求めるものでございます。

次の12ページには、改正条文を掲載いたしております。また、資料4の議案説明資料は9ページに新旧対照表を掲載いたしております。内容の説明は、議案説明資料の新旧対照表にて行います。まず、第3条の表の中の4段目、八日市自治会館の位置いわゆる住所でございますけれども、これは自治会館の敷地と隣接地との境界が変更したことに伴い、自治会館の一部が隣接地へ越境したため、敷地の一部を交換する必要性が生じたことから、自治会館の敷地であります、内子町内子2601番地を2601番地1と2601番地2に分筆し、このうち2601番地2を隣接地と交換いたしました。このことにより2601番地を2601番地1へ改正するものでございます。

次に、表の中ほどの、南山自治会館の位置でございますが、これは公共事業に伴い、敷地の一部を売却する必要性が生じたことから、自治会館の敷地であります、内子町南山1199番地を1199番地1、及び2、3、4に分筆し、このうち、1199番地3及び4を売却いたしました。このことにより1199番地を1199番地1へ改正するものでございます。

次に、表の下から3段目の五十崎中央自治会館の位置でございますが、自治会館の新築・移転に伴い、従来の会館の番地であります、内子町五十崎甲923番地2を、新たな番地であります内子町五十崎甲927番地1へ改正するものでございます。以上、議案第102号の説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（森永和夫君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

○11番（下野安彦君） 議長。

○議長（森永和夫君） 下野安彦議員。

○11番（下野安彦君） これは条例の変更なんですけど、登記もこれにしたがって登記をするということでしょうか。

○自治・学習課長（黒澤賢治君） 議長。

○議長（森永和夫君） 黒澤自治・学習課長。

○自治・学習課長（黒澤賢治君） これにつきましてはすでに過去のことでございますのでそういったものが終了しております。今回、条例の中を見直しておりますので実際の番地と現状が違っ

ているということで改正をさせていただくものでございます。

○議長（森永和夫君） 他に質疑はありませんか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（森永和夫君） ありませんので、これにて質疑を終結します。

お諮りします。議案第102号は、総務文教常任委員会に付託することにしたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし。」の声あり〕

○議長（森永和夫君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第102号は、総務文教常任委員会に付託することに決定しました。

---

### 日程第 8 議案第103号 内子町道路線の認定について

○議長（森永和夫君） 「日程第8 議案第103号 内子町道路線の認定について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（稲本隆壽君） 議長。

○議長（森永和夫君） 稲本町長。

〔稲本隆壽町長登壇〕

○町長（稲本隆壽君） 議案第103号、内子町道路線の認定につきましては、町道への路線認定要望があり、現地調査の結果、町道路線認定要綱の規定に適合することから、町道として認定するものでございます。内容につきましては、建設デザイン課長に説明させますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○建設デザイン課長（正岡和猶君） 議長。

○議長（森永和夫君） 正岡建設デザイン課長。

〔正岡和猶建設デザイン課長登壇〕

○建設デザイン課長（正岡和猶君） 議案第103号内子町道路線の認定についてご説明申し上げます。

議案書1の13ページをお願いします。道路法第8条第2項の規定に基づき、次の路線を町道として認定いたしたく、議会の議決を求めるものでございます。まず、路線番号、3194でございます。路線名といたしまして、郷の谷川東2道線、起終点は、起点が内子町内子1503番地先、終点は内子町知清16番地先でございます。延長は308mとなっております。

次に路線番号、3195でございます。路線名といたしましては、知清高速道路側道線、起終点は、起点が内子町知清286番5地先、終点は内子町知清406番2地先でございます。延長は311mとなっております。町道への路線認定要望があり、現地調査の結果、町道路線認定要綱の規定に適合することから、町道として認定するものでございます。詳細につきましては説明資料にて説明したと思います。

議案説明資料4の10ページをお願いします。まず図面の左側、路線番号3194でございますが、国道56号線に接続する位置を起点といたしまして、町道上沖線へ接続する位置を終点とし、延長308mでございます。幅員は4mで、アスファルト舗装構造となっております。また、

路線番号3195につきましては、図面の右側でございます。主要地方道肱川公園線に接続する位置を起点といたしまして、町道知清高森線に接続する位置を終点して、延長311mでございまして、幅員につきましては、4mで、アスファルト舗装構造となっております。以上、簡単ではございますが、提案理由の説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（森永和夫君） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（森永和夫君） ありませんので、これにて質疑を終結します。

お諮りします。「議案第103号」は、産業建設厚生常任委員会に付託することにしたいと思えます。これに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし。」の声あり〕

○議長（森永和夫君） ご異議なしと認めます。

よって、「議案第103号」は、産業建設厚生常任委員会に付託することに決定しました。

---

**日程第 9 議案第104号 令和2年度内子町一般会計補正予算（第9号）について**

**日程第10 議案第105号 令和2年度内子町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について**

**日程第11 議案第106号 令和2年度内子町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）について**

**日程第12 議案第107号 令和2年度内子町水道事業会計補正予算（第2号）について**

○議長（森永和夫君） 「日程第9 議案第104号 令和2年度内子町一般会計補正予算（第9号）について」「日程第10 議案第105号 令和2年度内子町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について」「日程第11 議案第106号 令和2年度内子町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）について」「日程第12 議案第107号 令和2年度内子町水道事業会計補正予算（第2号）について」以上4件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（稲本隆壽君） 議長。

○議長（森永和夫君） 稲本町長。

〔稲本隆壽町長登壇〕

○町長（稲本隆壽君） 議案書2をお開きください。議案第104号、令和2年度内子町一般会計補正予算（第9号）について、議案第105号、令和2年度内子町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について、議案第106号、令和2年度内子町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）について、議案第107号、令和2年度内子町水道事業会計補正予算（第2号）についてご説明致します。

まず、水色の仕切り、議案第104号、令和2年度内子町一般会計補正予算（第9号）についてご説明致します。

1 ページをお願いします。令和2年度内子町一般会計補正予算（第9号）の補正につきましては、歳入歳出それぞれ1億8,384万円を追加し、歳入歳出予算の総額を126億6,229

万円と定めるものでございます。前年度の12月補正後予算と比較して23億4,240万5,000円の増額、率に致しまして22.7%の増となっております。

8ページをご覧ください。歳入歳出補正予算事項別明細書、歳出でございます。表中右側、補正額の財源内訳に示すように、このたびの一般会計補正予算（第9号）の財源は、国県支出金1億2,331万9,000円の増額、その他特定財源として4,326万6,000円の増額、一般財源が1,725万5,000円の増額となっております。詳細につきましては、歳入歳出事項別明細書において説明をさせていただきます。

まず、歳入でございます。9ページをお願いします。上段の11款、分担金及び負担金、1項、分担金、6目、土木費分担金でございます。梅雨前線豪雨によって斜面が崩壊した下重松地区、張木A地区の2ヶ所について、県からの追加配当があったがけ崩れ防災事業の分担金として250万円を計上しております。

同じく9ページ、中段でございます。13款、国庫支出金、2項、国庫補助金、5目、土木費国庫補助金でございます。社会資本整備総合交付金として2,527万7,000円を計上致しております。公営住宅の維持・管理に関する長寿命化計画に基づく麓第2団地改修工事に877万7,000円、歴史的風致維持向上計画推進にかかる拠点整備の用地購入費に1,650万円をそれぞれ充当致しております。

同じく、9ページの下段でございます。14款、県支出金、2項、県補助金、9目、災害復旧費県補助金でございます。過年発生 of 林道亀ヶ谷線災害復旧費補助金として7,772万6,000円を計上致しております。

続いて、10ページをお願い致します。16款、寄附金、1項、寄附金、2目、指定寄附金でございます。企業版内子ふるさと応援寄附金として100万円を計上致しております。17款、繰入金、1項、基金繰入金、1目、基金繰入金でございます。財政調整基金より1,725万5,000円を、土地開発基金より1,650万円を、公共施設整備基金より2,400万円をそれぞれ繰入することといたしております。

続きまして、歳出でございます。11ページをお願いします。中段の2款、総務費、1項、総務管理費、9目、企画費でございます。18節、負担金、補助及び交付金に、令和2年7月豪雨により発生したJR内子線五十崎・喜多山間の災害復旧費の負担金160万7,000円を含む予算を計上致しております。

続きまして、12ページをお願いします。下段の2款、総務費、4項、選挙費、3目、町長選挙費でございます。18節、負担金、補助及び交付金に、令和3年1月24日執行の内子町長選挙立候補者が使用する選挙運動用自動車の使用料や、選挙運動用ビラ・ポスターの作成費にかかる公費負担金として294万4,000円を計上致しております。

続きまして、14ページをお願いします。上段でございます。3款、民生費、2項、児童福祉費、2目、保育園費でございます。18節、負担金、補助及び交付金に、教育・保育給付費対象施設の増及び公定価格の改定により、内子、くるみ、五城、大瀬保育園の運営費及び広域入所負担金として1,840万9,000円を計上致しております。

続きまして、15ページをお願いします。中段の6款、農林水産業費、2項、林業費、2目、林業振興費でございます。18節、負担金、補助及び交付金に、企業版内子ふるさと応援寄附金

を財源としたバイオマスの森づくり事業補助として100万円を計上致しております。

続いて、16ページをお願いします。中段の8款、土木費、3項、河川費、1目、河川及び防災費でございます。梅雨前線豪雨によって斜面が崩壊した下重松地区、張木A地区の2ヶ所のがけ崩れ防災事業として、県からの追加配当があり、2,500万円を計上致しております。

同じく、16ページの下段、8款、土木費、4項、都市計画費、6目、歴史まちづくり事業費でございます。歴史まちづくりの拠点等整備に係る森家の用地購入費として3,300万円を計上致しております。

続いて、17ページをお願いします。中段の8款、土木費、5項、住宅費、1目、住宅管理費でございます。麓第2団地改修における監理委託及び工事費として2,605万4,000円を計上しております。今年度においては麓第1団地の改修を行うこととしておりますが、第2団地も追加して改修工事を行います。

同じく、17ページの下段でございます。9款、消防費、1項、消防費、1目、常備消防費でございます。大洲地区広域消防事務組合の職員手当の減額、高度救命処置資機材・広報車更新事業等の減額による3,249万5,000円の歳出減にともない、内子町の負担金分につきまして1,665万3,000円の減額を行っております。

続きまして、20ページをお願いします。11款、災害復旧費、1項、農林水産施設災害復旧費でございます。五百木農道、林道亀ヶ谷線の復旧工事に8,917万8,000円を計上いたしております。

最後に、21ページから25ページにかけましては、補正予算給与費明細書を掲載しております。このたびの補正は、会計年度任用職員の勤務体制変更等によるものでございます。

続きまして、オレンジ色の仕切りでございます。議案第105号、令和2年度内子町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）についてご説明致します。

1ページをお願いします。令和2年度内子町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）につきましては、歳入歳出それぞれ2,575万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を21億8,962万4,000円とするものでございます。前年度の12月補正後予算と比較して2,557万6,000円の増額、率にして1.2%の増となっております。今回の補正では、2,497万2,000円の繰越金の額の確定に伴う予算を計上しておるところでございます。

続きまして、ピンク色の仕切りでございます。議案第106号、令和2年度内子町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）につきましてご説明を致します。

1ページをお願いします。令和2年度介護保険事業特別会計補正予算（第3号）につきましては、歳入歳出それぞれ1,446万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を26億5,457万1,000円とするものでございます。前年度の12月補正後予算と比較して221万4,000円の減額、率にしまして0.08%の減となっております。

9ページ、歳出をお開きください。1款、総務費、1項、総務管理費、1目、一般管理費でございます。12節、委託料に、介護保険システム改修業務委託など415万8,000円を計上しています。続きまして、2款、保険給付費、1項、介護サービス等諸費につきましては、実績見込みによる介護給付費負担金の増に伴う予算等を計上しております。

続きまして、浅黄色の仕切りでございます。議案第107号、令和2年度内子町水道事業会計

補正予算（第2号）についてご説明いたします。

1ページをお願いします。令和2年度内子町水道事業会計補正予算（第2号）につきましては、内子フレッシュパークからり前の国道379号交通安全施設等整備工事による配水管布設替工事に伴うもので、資本的収入において、配水管布設替工事の県補償費1,200万円を、資本的支出において、配水管布設替設計委託等417万5,000円をそれぞれ計上いたしております。以上、議案第104号から議案第107号までの補正予算の説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い致します。

○議長（森永和夫君） これより、質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（森永和夫君） ありませんので、これにて、質疑を終結します。

お諮りします。「議案第104号」から「議案第107号」までの4議案は、予算決算常任委員会に付託することにしたと思います。

これに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし。」の声あり〕

○議長（森永和夫君） ご異議なしと認めます。

よって、「議案第104号」から「議案第107号」までの4議案は、予算決算常任委員会に付託することに決定しました。

---

○議長（森永和夫君） 以上で、本日の議事日程はすべて終了しました。本日、各常任委員会に付託しました、議案の審査報告については、12月16日の本会議でお願いします。次の本会議は、12月16日、午前10時に開会します。

本日は、これをもって散会いたします。

午前11時01分 閉会

---

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

内子町議会議長

内子町議会議員

内子町議会議員



令和2年12月第113回内子町議会定例会会議録（第3日）

○招集年月日 令和2年12月 7日（月）  
 ○開会年月日 令和2年12月16日（水）  
 ○招 集 場 所 内子町議会議事堂

○出席議員（15名）

|           |           |
|-----------|-----------|
| 1番 大西啓介君  | 2番 関根律之君  |
| 3番 向井一富君  | 4番 久保美博君  |
| 5番 森永和夫君  | 6番 菊地幸雄君  |
| 7番 泉浩壽君   | 8番 大木雄君   |
| 9番 山本徹君   | 10番 才野俊夫君 |
| 11番 下野安彦君 | 12番 林博君   |
| 13番 山崎正史君 | 14番 寺岡保君  |
| 15番 中田厚寛君 |           |

○欠席議員 なし

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求めた者の職氏名

|                 |                |
|-----------------|----------------|
| 町 長 稲本隆壽君       | 総務課長 山岡敦君      |
| 住民課長 二宮善徳君      | 税務課長 吉川博徳君     |
| 保健福祉課長 曾根岡伸也君   | こども支援課長 前野良二君  |
| 会計管理者 田中哲君      | 建設デザイン課長 正岡和猶君 |
| 町並・地域振興課長 林慎一郎君 | 農林振興課長 山中保正君   |
| 小田支所長 畑野亮一君     | 環境政策室長 中嶋優治君   |
| 政策調整班長 上山淳一君    | 上下水道対策班長 上石富一君 |
| 危機管理班長 松岡裕樹君    | 商工観光班長 大竹浩一君   |
| 教 育 長 山岡晋君      | 学校教育課長 泉邦彦君    |
| 自治・学習課長 黒澤賢治君   |                |
| 代表監査委員 赤穂英一君    | 農業委員会会長 堀本健二君  |

○出席した事務局職員の職氏名

事 務 局 長 林 純 司 君      書 記 和 氣 啓 介 君

○議事日程（第14号）

令和2年12月16日（水）午前10時開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名  
 日程第 2 議事日程通告

- 日程第 3 議案第99号 内子町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について  
日程第 4 議案第100号 内子町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について  
日程第 5 議案第101号 内子町介護保険条例の一部を改正する条例について  
日程第 6 議案第102号 内子町立公民館条例の一部を改正する条例について  
日程第 7 議案第103号 内子町道路線の認定について  
日程第 8 議案第104号 令和2年度内子町一般会計補正予算（第9号）について  
日程第 9 議案第105号 令和2年度内子町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について  
日程第10 議案第106号 令和2年度内子町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）について  
日程第11 議案第107号 令和2年度内子町水道事業会計補正予算（第2号）について  
日程第12 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件  
日程第13 常任委員会の閉会中の所掌事務調査の件
- 

○本日の会議に付した事件

日程第1から日程第13

---

午前10時00分 開会

○議長（森永和夫君） 只今から本日の会議を開きます。

---

### 日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（森永和夫君） 「日程第1 会議録署名議員の指名」を行います。会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、議長において、10番 才野 俊夫議員、11番 下野 安彦議員を指名します。

---

### 日程第 2 議事日程通告

○議長（森永和夫君） 「日程第2 議事日程通告」をします。本日の「議事日程」は、お手元に配布しております、議事日程第14号のとおりであります。これから、議事日程に従って提出議案の審議に入ります。

---

### 日程第 3 日程第3 議案第99号 内子町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（森永和夫君） 「日程第3 議案第99号 内子町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。審査経過並びに結果について、委員長の報告を求めます。大木産業建設厚生常任委員長、登壇願います。

○産業建設厚生常任委員長（大木雄君） 議長。

○議長（森永和夫君） 大木委員長。

〔大木雄産業建設厚生常任委員長登壇〕

○産業建設厚生常任委員長（大木雄君） ご報告申し上げます。

去る12月8日の本会議において、産業建設厚生常任委員会に付託されました、「議案第99号 内子町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について」審査の結果をご報告申し上げます。審査経過等につきましては、配付いたしております審査報告書のとおりであり、審査結果については、「議案第99号」は、原案のとおり可決すべきものとするものでございます。

議案について、説明を受けた内容並びに質疑等についてご報告をいたします。今回の改正は、地方税法の一部改正に伴い、延滞金の割合の特例規定について改正するものです。委員の質疑においては、「滞納金、延滞金の線引きは。」との質問に対し、「納期までに支払われないものが滞納金であり、支払いが遅れたため、公平性を保つために、日数に応じてペナルティー的な利息を支払っていただくのが延滞金である。」との答弁でありました。採決の結果、「議案第99号」は、全会一致により、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。以上で、委員長報告を終わります。

○議長（森永和夫君） これより、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（森永和夫君） ありませんので、これにて、質疑を終結します。

大木委員長、席にお戻りください。

これより、討論を行います。討論はありますか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（森永和夫君） ありませんので、これにて、討論を終結します。

「議案第99号」の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。

「議案第99号」は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（森永和夫君） 起立全員です。

よって、よって、「議案第99号」は、委員長報告のとおり可決されました。

---

#### 日程第4 議案第100号 内子町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

○議長（森永和夫君） 日程第4 議案第100号 内子町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題とします。審査経過並びに結果について、委員長の報告を求めます。久保総務文教常任委員長、登壇願います。

○総務文教常任委員長（久保美博君） 議長。

○議長（森永和夫君） 久保委員長。

〔久保美博総務文教常任委員長登壇〕

○総務文教常任委員長（久保美博君） ご報告申し上げます。去る12月8日の本会議において、総務文教常任委員会に付託されました、「議案第100号 内子町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について」審査の結果をご報告申し上げます。審査経過等につきましては、配付いたしております審査報告書のとおりであり、審査結果について、「議案第100号」は、原案のとおり可決すべきものとするものでございます。議案について、説明を受けた内容並びに質疑等についてご報告をいたします。今回の改正は、地方税法施行令の一部を改正する政令が施行される

ことに伴い、条例の一部を改正するものです。委員の質疑においては、「今回の改正により、住民税の非課税世帯にも影響があるのか。」との質問に対し、「控除額が10万円引き下げられるが、基礎控除額が10万円引き上げられるので、基本的には影響はない。」との答弁でありました。採決の結果、議案第100号は、全会一致により、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。以上で、委員長報告を終わります。

○議長（森永和夫君） これより、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（森永和夫君） ありませんので、これにて、質疑を終結します。

久保委員長、席にお戻りください。

これより討論をおこないます。討論はありませんか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（森永和夫君） ありませんので、これにて討論を終結します。

「議案第100号」の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。

「議案第100号」は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（森永和夫君） 起立全員です。

よって、「議案第100号」は、委員長報告のとおり可決されました。

---

## 日程第5 議案第101号 内子町介護保険条例の一部を改正する条例について

○議長（森永和夫君） 「日程第5 議案第101号 内子町介護保険条例の一部を改正する条例について」を議題とします。審査経過並びに結果について、委員長の報告を求めます。

大木産業建設厚生常任委員長、登壇願います。

○産業建設厚生常任委員長（大木雄君） 議長。

○議長（森永和夫君） 大木委員長。

〔大木雄産業建設厚生常任委員長登壇〕

○産業建設厚生常任委員長（大木雄君） ご報告申し上げます。去る12月8日の本会議において、産業建設厚生常任委員会に付託されました、「議案第101号 内子町介護保険条例の一部を改正する条例について」審査の結果をご報告申し上げます。審査経過等につきましては、配付いたしております審査報告書のとおりであり、審査結果については、「議案第101号」は原案のとおり可決すべきものとするものでございます。議案について、説明を受けた内容並びに質疑等についてご報告をいたします。今回の改正は、地方税法の一部改正に伴い、延滞金の割合の特例規定について改正するものです。委員から、特に質疑はなく、採決の結果、「議案第101号」は、全会一致により、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。以上で、委員長報告を終わります。

○議長（森永和夫君） これより、委員長報告に対する質疑を行います。ありませんので、これにて、質疑を終結します。大木委員長、席にお戻りください。これより、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（森永和夫君） これにて討論を終結します。

「議案第101号」の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。

「議案第101号」は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（森永和夫君） 起立全員です。

よって、「議案第101号」は、委員長報告のとおり可決されました。

---

#### 日程第6 議案第102号 内子町立公民館条例の一部を改正する条例について

○議長（森永和夫君） 「日程第6 議案第102号 内子町立公民館条例の一部を改正する条例について」を議題とします。審査経過並びに結果について、委員長の報告を求めます。

久保総務文教常任委員長、登壇願います。

○総務文教常任委員長（久保美博君） 議長。

○議長（森永和夫君） 久保委員長。

〔久保美博総務文教常任委員長登壇〕

○総務文教常任委員長（久保美博君） ご報告申し上げます。去る12月8日の本会議において、総務文教常任委員会に付託されました、「議案第102号 内子町立公民館条例の一部を改正する条例について」審査の結果をご報告申し上げます。審査経過等につきましては、配付いたしております審査報告書のとおりであり、審査結果について、「議案第102号」は原案のとおり可決すべきものとするものでございます。議案について、説明を受けた内容並びに質疑等についてご報告をいたします。今回の改正は、五十崎中央自治会館の新築移転と、八日市自治会館と南山自治会館の敷地の分筆により地番が変更したことに伴い、条例の一部を改正するものです。委員から、特に質疑は無く、採決の結果、「議案第102号」は、全会一致により、原案のとおり可決すべきもの」と決定いたしました。以上で、委員長報告を終わります。

○議長（森永和夫君） これより、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（森永和夫君） ありませんので、これにて質疑を終結します。

久保委員長、席にお戻りください。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（森永和夫君） これにて、討論を終結します。

「議案第102号」の採決を行います。本案に対する委員長の報告は「可決」です。

「議案第102号」は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（森永和夫君） 起立全員です。

よって、「議案第102号」は、委員長報告のとおり可決されました。

---

#### 日程第7 議案第103号 内子町道路線の認定について

○議長（森永和夫君） 「日程第7 議案第103号 内子町道路線の認定について」を議題と

します。審査経過並びに、審査結果について、委員長の報告を求めます。

大木産業建設厚生常任委員長、登壇願います。

○産業建設厚生常任委員長（大木雄君） 議長。

○議長（森永和夫君） 大木委員長。

〔大木雄産業建設厚生常任委員長登壇〕

○産業建設厚生常任委員長（大木雄君） ご報告申し上げます。去る12月8日の本会議において、産業建設厚生常任委員会に付託されました、議案第103号「内子町道路線の認定について」、審査の結果をご報告申し上げます。審査経過等につきましては、配付いたしております審査報告書のとおりであり、審査結果については、議案第103号は「原案のとおり可決すべきもの」とするものでございます。議案について、説明を受けた内容並びに質疑等についてご報告をいたします。今回の町道路線の認定は、町道への路線認定要望があり、現地調査の結果、町道路線認定要綱の規定に適合することから、町道として認定するものです。

委員の質疑においては、「郷の谷川東2号線の現況は。」との質問に対し、「愛媛県が管理主体の堤防であるが、今後は町道への認定に伴い、県と管理協定を結んで管理していきたい。」との答弁でありました。また、「知清高速道路側道線は県道との交差点などもあるが。」との質問に対し、「道路として管理していくので、安全管理は特に注意を払いたい。」との答弁でありました。採決の結果、「議案第103号」は、全会一致により、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。以上で、委員長報告を終わります。

○議長（森永和夫君） これより、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（森永和夫君） ありませんので、これにて質疑を終結します。

大木委員長、席にお戻りください。

これより、討論を行います。討論はありますか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（森永和夫君） これにて討論を終結します。

「議案第103号」の採決を行います。本案に対する委員長の報告は「可決」です。

「議案第103号」は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（森永和夫君） 起立全員です。

よって、「議案第103号」は、委員長報告のとおり可決されました。

---

**日程第 8 議案第104号 令和2年度内子町一般会計補正予算（第9号）について**

**日程第 9 議案第105号 令和2年度内子町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について**

**日程第10 議案第106号 令和2年度 内子町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）について**

**日程第11 議案第107号 令和2年度内子町水道事業会計補正予算（第2号）について**

○議長（森永和夫君） 「日程第8 議案第104号 令和2年度内子町一般会計補正予算（第9号）について」「日程第9 議案第105号 令和2年度内子町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について」「日程第10 議案第106号 令和2年度内子町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）について」「日程第11 議案第107号 令和2年度内子町水道事業会計補正予算（第2号）について」以上、補正予算4議案を一括議題とします。審査経過並びに結果について、委員長の報告を求めます。

中田予算決算常任委員長、登壇願います。

○予算決算常任委員長（中田厚寛君） 議長。

○議長（森永和夫君） 中田予算決算常任委員長。

〔中田厚寛予算決算常任委員長登壇〕

○産業建設厚生（中田厚寛君） ご報告申し上げます。去る12月8日の本会議において、予算決算常任委員会に付託されました補正予算について、12月10日に全委員15名出席のもと、各課長等からの説明を受け、質疑を行い、慎重な審査を行いました。審査の結果につきましては、配付いたしております審査報告書のとおり、原案のとおり可決すべきものでございます。議案ごとに説明を受けた内容並びに質疑等についてご報告をいたします。

議案第104号、令和2年度内子町一般会計補正予算（第9号）につきましては、1億8,384万円を追加し、歳入歳出予算総額を126億6,229万円とするものです。一般会計補正予算（第9号）に充当する財源は、国県支出金1億2,331万9,000円の増額、その他の特定財源4,326万6,000円の増額、一般財源1,725万5,000円の増額などとなっています。まず、主な歳入ですが、梅雨前線豪雨によって斜面が崩壊した2ヶ所箇所について、分担金として250万円を計上しています。社会資本整備総合交付金として2,527万7,000円を計上しています。公営住宅の維持・管理に関する長寿命化計画に基づく麓第2団地改修工事に877万7千円、歴史的風致維持向上計画推進にかかる拠点整備の用地購入費に1,650万円をそれぞれ充当しています。過年発生の林道亀ヶ谷線災害復旧費補助金として、7,772万6,000円を計上しています。企業版内子ふるさと応援寄附金として100万円を計上しています。財政調整基金より1,725万5,000円を、土地開発基金より1,650万円を、公共施設整備基金より2,400万円をそれぞれ繰入しています。

次に歳出では、2款総務費においては、委員から、「テレワーク移住支援事業は愛媛県が事業を推進するのか。」との質疑に対し、「県が施設の改修を実施するが、事業は、財団法人えひめ暮らしネットワークという団体が行う。」との答弁がありました。6款農林水産業費においては、企業版内子ふるさと応援寄附金を財源としたバイオマスの森づくり事業補助として100万円を計上しています。委員から、「梅檀を植栽する場所と面積は。」との質疑に対し、「植栽場所は上川地区を予定しており、面積は6反で計画している。」との答弁がありました。8款土木費においては、歴史まちづくりの拠点等整備に係る森家の用地購入費として3,300万円を計上しています。委員から、「全体的なビジョンが見えてこない。予算化は先延ばしした方が良いのではないか。」との質疑に対し、「仮に民間事業者を取得され、建物が取り壊されるとなると町並み保存に取り組んできた内子町にとって残念である。また森家の活用については、内子まちづくり商店街協同組合からも事業計画の早期策定の要望書が提出されている。」との答弁がありました。「商店街の活

性化というが、具体的な話が一つもない。町民の様々な意見を聞く中で、議決責任を考えたときに判断ができない。」との意見に対し、「長い間内子町が取り組んできた町並み保存運動は、歴史あるものを大切にすることである。これらを利活用しながら次の世代にバトンタッチをして、内子町のまちづくりのシンボルになるようにしていきたい。」との答弁がありました。「伝建地区の整備においても最初は疑問があった。今回も商店街の方と一緒に考え、協力しながらやっていけば、まちづくりの一環になるのではないか。」との質疑に対し、「地域のみなさんのアイデアを取り入れながら、商店街活性化のために取り組んでいきたい。」との答弁がありました。このほか、森家の用地購入費に対しては、多くの質疑が出されました。9款消防費においては、大洲地区広域消防事務組合の職員手当の減額、高度救命処置資機材・広報車更新事業等の減額による3,249万5,000円の歳出減にともない、内子町の負担金分について1,665万3,000円の減額をしています。委員から、「職員手当の減額は緊急的な出動が少なかったのか。」との質疑に対し、「人件費についてはある程度対応できるように予算を組んでいるが、その実績が少なかったと理解している。」との答弁がありました。10款教育費においては、委員から、「コロナ禍における各種団体への補助金、助成金の考え方について。」との質疑に対し、「活動実績が無かったものについては減額もやむを得ないが、経常的な経費などは手当てしていくなどメリハリをつけて対応していきたい。」との答弁がありました。その他、補正予算について多くの質疑がなされました。最後の討論においては、歴史まちづくりの拠点等整備に係る森家の用地購入費について、様々な意見が交わされました。採決の結果、議案第104号、令和2年度内子町一般会計補正予算（第9号）は、全会一致により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第105号、令和2年度内子町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）についてですが、歳入歳出それぞれ2,575万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を21億8,962万4,000円とするものです。今回の補正では、2,497万2,000円の繰越金の額の確定に伴う予算を計上しています。委員から、「コロナの影響で医療機関への受診が減っているのではないかと考えるが、医療費の見通しは。」との質問に対し、「一時期は受診控えがあったが、年間を通しての見通しについては、今の時点では難しい。」との答弁がありました。採決の結果、議案第105号、令和2年度内子町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）は、全会一致により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第106号、令和2年度内子町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）についてですが、歳入歳出それぞれ1,446万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を26億5,457万1,000円とするものです。委託料に、介護保険システム改修業務委託など415万8,000円を計上しています。介護サービス等諸費には、実績見込みによる介護給付費負担金の増に伴う予算等を計上しています。委員から、「介護サービス給付費が増えているのに、介護予防サービス給付費が減っている理由は。」との質問に対し、「分析ではなかなか傾向が出しにくいですが、全体から見るとそれぞれの利用形態で変更が若干あったと考えている。」との答弁がありました。採決の結果、議案第106号、令和2年度内子町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）は、全会一致により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第107号、令和2年度内子町水道事業会計補正予算（第2号）についてですが、内子フレッシュパークからり前の国道379号交通安全施設等整備工事による配水管布設替工事



に伴うもので、資金的収入において、配水管布設替工事の県補償費1,200万円を、資金的支出において、配水管布設替設計委託等417万5,000円をそれぞれ計上しています。委員から、特に質疑はなく、採決の結果、議案第107号、令和2年度内子町水道事業会計補正予算（第2号）は、全会一致により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。今後とも、活発な討議のもと、チェック機関として議会の責任が果たせるよう、委員各位のご協力をお願いし、委員長報告を終わります。

○議長（森永和夫君） 質疑、討論を省略しただちに採決に入ります。

中田委員長、席にお戻りください。

採決は、議案ごとにおこないます。

まず、「議案第104号 令和2年度内子町一般会計補正予算（第9号）について」の採決をおこないます。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（森永和夫君） 起立全員であります。

よって、議案104号は委員長の報告のとおり可決されました。

---

○議長（森永和夫君） ここで暫時休憩します。

午前10時33分 休憩

---

午前11時00分 再開

○議長（森永和夫君） 休憩前に続き、会議を開きます。

ただ今、大木 雄議員から、「発議第4号 議案第104号 令和2年度内子町一般会計補正予算（第9号）に対する附帯決議について」が提出されました。

これを日程に追加し、追加日程第1として、ただちに議題にしたいと思います。

---

**追加日程第1 発議第4号 議案第104号 令和2年度内子町一般会計補正予算（第9号）に対する附帯決議について**

○議長（森永和夫君） 「追加日程第1 発議第4号 議案第104号 令和2年度内子町一般会計補正予算（第9号）に対する附帯決議について」を議題とします。

提出者の趣旨説明を求めます。

○8番（大木雄君） 議長。

○議長（森永和夫君） 大木雄議員。

〔大木雄議員登壇〕

○8番（大木雄君） それでは、発議第4号議案第104号令和2年度一般会計補正予算（第9号）に対する附帯決議について、提案理由、決議内容、経緯等について説明を致します。

議案第104号、令和2年度一般会計補正予算(第9号)に対する附帯決議について。議案第104号令和2年度一般会計補正予算(第9号)に対する附帯決議を別紙のとおり、内子町議会会議規則第14条の規定により、提出する。令和2年12月16日提出、提出者、内子町議会議員、大木雄、賛成者、内子町議会議員、菊地幸雄、内子町議会議員、久保美博。

提案理由、歴史まちづくり拠点等整備用地購入に要する経費について、その活用計画の策定と事業全体の具体化を促すため附帯決議を提出するものである。

議案第104号令和2年度一般会計補正予算(第9号)に対する附帯決議。

議案第104号令和2年度一般会計補正予算(第9号)の採決にあたり、歴史まちづくり拠点等整備用地購入に要する経費33,000千円を補正する件で、下記について求めるものである。記、  
1 地域住民や関係団体等の声が反映され、町民が納得できる事業計画の早急な策定を行うこと。  
2 歴史的風致の維持向上と地域経済の活性化につなげるための活用計画とすること。  
3 歴史的風致の維持向上に資する事業全体の具体化を図ること。  
4 森家事業が地域経済活性化の柱となり、より文化的な歴史まちづくりに取り組むこと。  
5 町長は、議会との信頼関係を重んじ、この決議を最大限尊重するとともに、当決議に関する事後の状況、対応等を遅延なく議会に報告すること。  
以上、決議する。令和2年12月16日、内子町議会。

今から経緯について説明致します。今回の森家購入にあたっては、十分な説明のないままの計上で今後どのように展開していくのか先が読めないのが正直なところであります。ワークショップ等に参加された地元の住民の中にも改めて考えると不安である。再考してもよいのではとの声も耳にします。普通交付税の検証など厳しい財政状況と人口減少の進む内子町である中での今まで取り組んできた町並保存の成果は素晴らしく、そのことをベースに歴史的風致維持向上計画に基づきさらに磨きをかけたまちづくりを推進していくことに意義がある。今後も継続して誰もが誇れるまちづくりに取り組んでいただきたい。しかしながら、森家の現状をみる限り、改修にあたっては莫大な経費が必要になるのは目に見えていて、費用対効果がどのくらいで、それがどのような形で見込まれるのか、今回の説明では分からない。また、活用方法についても核となるものがない。これから決めるといわれればそれまでですが自治会活動の延長、既存の施設で対応できる活動利用計画でなく、熟慮したものになるよう求めます。森家がコロナ後の社会における地域経済活性化の柱となり、内子町全域に効果を波及し、より文化的なまちづくりを推進することを望み付帯決議を提出します。以上、ご理解の上、ご採択いただきますよう、お願いを致します。

○議長(森永和夫君) 本案に対する質疑を許します。質疑はありませんか。

○12番(林博君) 議長。

○議長(森永和夫君) 林博議員。

○12番(林博君) 先ほどの全協でも我々議員には、提出者の説明があったんですが、全員協議会で途中で質疑の時間を切られましたので、ここで提出者に質問をしたいと思います。今の提出理由の中で、今回の補正予算提出、森家の用地購入費の補正に対して、その時点で理事者から十分な今後の具体的な活用計画等の説明がないと納得いきにくいという説明があったわけですが、そういう状況においてこれから補正を組んで森家を購入し、それを有効にまちづくりに生かしていこうという段階での財源確保、費用確保だと私は思うんですが、そういう時期に置いて町として人の所有権がある物件についてその活用計画を購入以前に検討する、できると提出者はお考え

でしょうか。それが第1点。もう一点は予算を審議する常任委員会において今後地域の意見を聞いて、有効に活用できるよう、検討をしていくという説明を受けました。そういう中において理事者側はそういうことを十分にやっていきたいという説明の上にこういう議決をするということは、私は理事者の執行権に対する介入であるというふうに捉えるわけですが、それについてはどうお考えか2点質問をしたいと思います。

○8番（大木雄君） お答えします。最初の森家購入できてないのにそういう計画ができるのかということですが、やはり先方、森家の方から売却したいといわれて28年度からそういうこと計画を進めてこれたと言われるわけですから、その敷地内に立ち入ってそういう調査をし、文化的価値がどのようなものがあるとか、改修にはどのような費用がかかるとかそういうことは私は可能であったと思います。また、2点目ですけど、行政執行権の介入と言われましたけど、我々議会としてもこういった長期の計画に対して、ある程度は情報提供をいただき、住民から選出されたものでありますから、議決をするには重大な説明責任もあると思います。そういった面で事前にそういう計画。もう少しこういう計画があるのだがと提示されてももうちょっとこういうことをやっていったら、よりよいものになるかということの提案もできるのではないかと考えております。以上です。

○議長（森永和夫君） 他に質疑はありませんか。

○12番（林博君） 議長。

○議長（森永和夫君） 林博議員。

○12番（林博君） 2点目の提出者の答弁の中に、よりよいものにするためには、前もっての理事者側からの説明をいただきたいという趣旨の説明があったんですが、私もそれには同じ気持ちと考えをもっております。我々もこういう席に座る以上は責任があるという自覚はもっておるつもりですが、それであれば理事者側からの説明を待つのではなく議会議員としての調査もできることですし、自らが研究をするというそして、提案をするということも可能であると思うんですが、そのことについては議会自らがこういう機会を活用するということに対しては、どうお考えか質問したいと思います。私も含めてですけども議会改革等でそういったことの取り組みもしていくような議会基本条例もできております。それに基づいて我々も十分な個人的にも議会としても活用していく必要がある。そのとおりだと私も思います。以上です。

○議長（森永和夫君） 他に質疑はありませんか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（森永和夫君） ありませんので、これにて質疑を終結します。

大木雄議員、席にお戻りください。

これより、討論を行います。

まず、附帯決議に反対者の発言を許します。

○13番（山崎正史君） 議長。

○議長（森永和夫君） 山崎正史議員。

○13番（山崎正史君） 私はこの附帯決議に対して反対の立場で討論させていただきます。議会への説明につきましてですけど、議会への説明というのは平成29年の3月に歴まち計画について大まかな概要説明を受けております。その後、30年の1月に歴まち計画について進捗と概

要の説明。令和1年の7月に事業の推進等々について受け、その時の7月3日には、森家の活用計画についてもある程度説明を受けました。今回の補正予算に上がった3,300万、これにつきましては、議会前の全協で担当課から詳しい説明を受けながら万が一にも個人が買収されると。その利用については、内子町で定めている景観条例に反してなければ、町としても了承せざるを得ない。景観条例に合致していれば個人なら条例範囲内で建物をいろえるということになります。そうすることによりますと、内子の商店街組合からも要望書を受けとりながら行政としても進めてきた計画がなんのものだったのか。要望はとりあげられなかったということなんですね。そうすると今まで内子町が進めてきた内子座、そして森家が万が一にも整備できれば、森家、商店街、そして伝建地区と人の流れを作っていくことができる。商店街の活性化については、商店街、個人業者もそれぞれに努力をしていかなければならない部分もありますが、そうすることによってよりよい町が作れるというふうに思っております。それともう一つ、森家の改修につきましては今後もワーキングチームの中でおそらく私自身も思いますけど、こないだ現地を見に行きましたけど、建物は7つありますけどそれがすべて改修されるものだとは思っていません。その都度、全協の場で担当課からそれぞれ説明を受けながら計画ができあがったものを説明するのではなく、こうしたいのですがとか、こうやったらどうでしょうかという説明を受けながら議会として議員としてそれぞれ行政と意見を交わしながら内子町のためによりよいものができるような形に進めていくのが議会としての役目の一環であると思っております。そういうようなことを考えますと今回の附帯決議には、賛成することはできません。以上です。

○議長（森永和夫君） 次に、附帯決議に賛成者の発言を許します。

○4番（久保美博君） 議長。

○議長（森永和夫君） 久保美博議員。

○4番（久保美博君） 私は、賛成の立場で討論をおこないます。あまり説明をだらだらと長くしても要点がぼけていきますので、要領よく説明したと思います。附帯決議については皆様もご承知のとおり、議案を議決する際に付け加えられる議会の意見や要望のことであって、これは法的拘束力はないと思っております。政治的にはこれは尊重されるべきものとされております。この附帯決議を出すことによって、そのものに異を唱えているわけではありません。森家事業に取り組むことにより歴史的風致の維持向上と地域経済、商店街の歴史まちづくりの拠点となり、より幅広く活性化に結び付くと思います。迅速かつ実効性のある取り組みをされるよう期待し、ぜひとも皆さんのご賛同をお願いして賛成討論と致します。

○11番（下野安彦君） 議長。

○議長（森永和夫君） 下野安彦議員。

○11番（下野安彦君） 私は反対の立場で発言します。先ほど言われました法的根拠はありません。たしかにそうでございますけれども予算に対して賛成はしたもののに対して要望等を付け加えるのが附帯決議でございます。この出ている附帯決議をみますとすべて議会として重んじなければならない。また町民の意見を聞かなければならない。これを新たな事業をするためにはすべて町民に対して説明をしなければならないし、議員に対して説明をしなければならない。すべての議案というものはそうあるべきだと私は思います。となるとすべての議案に対してすべて附帯決議を出さなければならなくなるのではないかと私は思いますのであまり附帯決議を出すべきで

はないと。それに対してのどれだけの考えがあるかはそれぞれの議員の判断によるものであって、今回はそこまでのことではないという形で私は反対を致します。

○議長（森永和夫君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（森永和夫君） ありませんので、これにて討論を終結します。

これより、「発議第4号 議案第104号 令和2年度内子町一般会計補正予算（第9号）に対する附帯決議について」の採決を行います。「発議第4号」に賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（森永和夫君） 起立少数であります。

よって、本案は否決されました。

次に、「議案第105号 令和2年度 内子町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について」の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（森永和夫君） 起立全員です。

よって、「議案第105号」は委員長報告のとおり可決されました。

次に、「議案第106号 令和2年度内子町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）について」の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（森永和夫君） 起立全員です。

よって、「議案第106号」は委員長報告のとおり可決されました。

次に、「議案第107号 令和2年度内子町水道事業会計補正予算（第2号）について」の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（森永和夫君） 起立全員です。

よって、「議案第107号」は委員長報告のとおり可決されました。

---

## 日程第12 議会運営委員会の閉会中の所管事務調査の件

○議長（森永和夫君） 「日程第12 議会運営委員会の閉会中の所管事務調査の件」を議題とします。議会運営委員長から、会議規則第75条の規定により、「議会の運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項」について、次期定例会まで、閉会中も継続して調査したい旨、申し出がありました。

お諮りします。議会運営委員長からの申し出のとおり、次期定例会まで、閉会中の継続調査とすることに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし。」の声あり〕

○議長（森永和夫君） ご異議なしと認めます。

したがって、議会運営委員長から申し出のとおり、次期定例会まで、閉会中の継続調査とすることに、決定しました。

---

### 日程第13 常任委員会の閉会中の所管事務調査の件

○議長（森永和夫君） 「日程第13 常任委員会の閉会中の所管事務調査の件」を議題とします。各常任委員長から、会議規則第75条の規定により、次期定例会まで、閉会中も継続して調査したい旨、申し出がありました。

お諮りします。各常任委員長からの申し出のとおり、次期定例会まで、閉会中の継続調査とすることに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし。」の声あり〕

○議長（森永和夫君） ご異議なしと認めます。

よって、各常任委員長から申し出のとおり、次期定例会まで、閉会中の継続調査とすることに、決定しました。

以上で、本日の議事日程はすべて終了しました。会議を閉じます。

議事を閉じましたので、ここで来年2月5日をもってご勇退され、12月議会が最後の定例会となる、稲本 隆壽町長よりごあいさつを受けたいと思います。よろしくお願いいたします。

○町長（稲本隆壽君） 議長。

○議長（森永和夫君） 稲本町長。

〔稲本隆壽町長登壇〕

○町長（稲本隆壽君） 内子町議会定例会12月議会、閉会にあたりまして、一言御礼を申し上げたいと思います。議員の皆さんには、大変お忙しい中、この議会にご出席を賜りまして、慎重にご審議のうえ、提案させていただきました案件につきましてすべてお認めをいただきました。ありがとうございました。その事業、内容、趣旨、目的に沿って適切に執行してまいりたい早く執行してまいりたいというふうに考えております。これからもどうぞご指導ご鞭撻賜りますよう、よろしくお願いいたします。さて、今定例会は私にとりまして最後の議会となりました。3期12年間皆様にお支えいただきまして本当にありがとうございました。議員の皆さん方、町民の皆さん方、すべての皆さん方に厚く御礼を申し上げる次第であります。本当にありがとうございました。今、頭の中にいろんな出来事、事業、人、お支えいただいた多くの皆さん方のことが思い浮かんでおるわけですが、中でもからのこと、大きな事業でございました。職員の時代からやってきた事業でございまして、多くの議員の皆さんにもお支えをいただいたり、農家の皆さん方と一緒に知恵を出し、汗を出し、仕上げて参りました。大変なことが次から次へと起こってきたんですけど、みんなのエネルギー、時間をかけた努力の中で、今では全国でもモデルになるような施設になりました。農家の皆さんの生きがいとそして自分で値段をつけて販売をするという喜び、そういったものを感じる設備に仕上がったのではないかなと思っています。

もう一つは加戸病院の誘致でございました。医師会病院がなくなったということがどれほど町民の皆さんにショックを与えたか。これは大変なことになるなという思いで、いろいろ多くの皆さんのご協力を得ながらなんとか加戸病院を誘致することができました。自分たちの家族がケガをした時に、また入院をせざるを得なくなった時に大洲の病院になるのだろうか、松山の病院になるのだろうか、見舞に行くにも遠いところになってしまうなといういろんな不安の中で町民の皆さん方に多くのエネルギーを英知を結集していただきました。特に自治会の皆さん方大きな役割を果たしていただきました。心から感謝を申し上げたいと思います。その他、光回線を全域に反映させていただいたり、デマンドバスを走らせていただいたり、多くの事業に取り組みさせていただきましたけれども、最後の1年はコロナ禍の中で126億6,000万というあまり経験したことのない予算を組ませていただいてコロナ禍に向き合って参りましたが、まだまだ不十分なところがあったと思います。今後の国の補正予算等々もにらみながら適切に執行していく必要が残っているなと思います。一方でコロナの影響を受けて、新深山荘の凍結を余儀なくされたり、また入江工研さんの新しい設備投資が中止になったり、小田での花火大会や五十崎の凧合戦、内子の笹踊り等々、大きな事業や地域の農業祭、文化祭が中止になってしまった。敬老会も中止になったところが多かった。こんな中でブレーキを踏まざるを得ないことに遭遇を致しました。最後の1年間、多少もうちょっと地域の皆さんとのふれあいの時間を持ちたかったなというふうにも思っているところでございます。内子のまちづくりは時代の要請の中で課題の中で真剣に向き合っていくということと同時に遠い将来を見ながら夢を描いていく、みんなで力をあわせてその夢の実現のために取り組んでいく。そういうまちづくりを今までやってきたと思います。この方向は、変わらないと思います。次から次へと起こってくる課題をしっかりと見据えながらも子どもたちのために次の時代のために、夢を描いていく、その実現のために努力をしていく。議員の皆さん方、そして町の皆さん方の努力以外には、これは実現しえません。そういう意味で議員の皆さん方のさらなるふんばり、頑張りに期待をさせていただきたいと思います。どうぞ、これからも健康には十分ご留意されまして本町の発展のために、新しい町長さんとしてしっかりとタッグを組んでいただきましてがんばっていただきたいというふうに思います。来るべき年がこのコロナの霧がスッと晴れて明るい町になりますようにそのために頑張っていただきたいというふうに思います。本当に長い間、ありがとうございました。心から御礼を申し上げたいと思います。ありがとうございました。

○議長（森永和夫君） ありがとうございます。議会としましても長年にわたり、大変お世話になりました。ここで才野俊夫議員会長より、議会を代表致しましてご挨拶申し上げます。

○10番（才野俊夫君） 議長。

○議長（森永和夫君） 才野俊夫議員。

○10番（才野俊夫君） 一言、ご挨拶申し上げます。稲本町長の長年のご功績に対し、内子町議会を代表し一言、ご挨拶申し上げます。稲本町長におかれましては22歳より、内子町役場職員として奉職され、48歳で内子町教育長に就任されその後、内子町助役、内子町副町長として町行政の要職を務めてこられました。その後多くの町民各位からご推挙とご推薦を受け、平成21年1月より12年間3期無投票で内子町長に当選され、数々の実績を積み上げてこられておられます。現在は愛媛県町村会の会長職としての重責を担い、県内はもちろん全国において大いに

活躍されております。しかし、先般の9月議会において今期限りで町長を退任すると表明され、今日に至っております。内子町役場職員として奉職されてより47年の長きにわたり、内子町をはじめ各方面において行政発展に多大なご尽力を賜り改めて心より感謝と御礼を申し上げます。町長退任後におかれましても今後ますますのご活躍をご期待申し上げます。内子町役場からは離れられますが、内子町役場の先達として今後ともご指導とご助言を賜りますようお願い申し上げ、ご挨拶と致します。内子町議会議員会長、才野俊夫。ご苦労様でした。

○議長（森永和夫君） ここで感謝の気持ちを込めまして、議員会より花束を贈りたいと思います。贈呈は、議会事務局、井上尚子さんをお願いいたします。前にお進みください

〔花束贈呈〕

○議長（森永和夫君） ありがとうございます。長い間、大変お疲れ様でした。

以上をもって、令和2年12月第113回内子町議会定例会を閉会します。

午前11時34分 閉会

---

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

内子町議会議員

---

内子町議会議員

---

内子町議会議員

---



## 第113回定例会付議事件名及び議決結果一覧表

## 1 町長提出議案

| 番号        | 件名                                | 提出<br>年月日    | 議決<br>年月日     | 議決結果 |
|-----------|-----------------------------------|--------------|---------------|------|
| 議案<br>99  | 内子町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について    | 令和<br>2.12.7 | 令和<br>2.12.16 | 原案可決 |
| 議案<br>100 | 内子町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について        | 令和<br>2.12.7 | 令和<br>2.12.16 | 原案可決 |
| 議案<br>101 | 内子町介護保険条例の一部を改正する条例について           | 令和<br>2.12.7 | 令和<br>2.12.16 | 原案可決 |
| 議案<br>102 | 内子町立公民館条例の一部を改正する条例について           | 令和<br>2.12.7 | 令和<br>2.12.16 | 原案可決 |
| 議案<br>103 | 内子町道路線の認定について                     | 令和<br>2.12.7 | 令和<br>2.12.16 | 原案可決 |
| 議案<br>104 | 令和2年度内子町一般会計補正予算（第9号）について         | 令和<br>2.12.7 | 令和<br>2.12.16 | 原案可決 |
| 議案<br>105 | 令和2年度内子町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について | 令和<br>2.12.7 | 令和<br>2.12.16 | 原案可決 |
| 議案<br>106 | 令和2年度内子町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）について   | 令和<br>2.12.7 | 令和<br>2.12.16 | 原案可決 |
| 議案<br>107 | 令和2年度内子町水道事業会計補正予算（第2号）について       | 令和<br>2.12.7 | 令和<br>2.12.16 | 原案可決 |

## 2 議員提出議案

|         |                                          |               |               |      |
|---------|------------------------------------------|---------------|---------------|------|
| 発議<br>3 | 内子町議会基本条例の一部を改正する条例について                  | 令和<br>2.12.7  | 令和<br>2.12.8  | 原案可決 |
| 発議<br>4 | 議案第104号令和2年度内子町一般会計補正予算（第9号）に対する附帯決議について | 令和<br>2.12.16 | 令和<br>2.12.16 | 原案否決 |



## 議員提出議案

### 発議第3号

内子町議会基本条例の一部を改正する条例について

内子町議会基本条例の一部を改正する条例を別紙のように定めることにつき、地方自治法第109条第6項及び第7項並びに内子町議会会議規則第14条第3項の規定により、提出する。

令和2年12月7日提出

提出者 内子町議会 議会運営委員会 委員長 才野 俊夫

(提出の理由)

議会改革をより一層進め、さらに多発する災害に議会が対応するため、条例の一部を改正するものである。

(別紙)

内子町議会基本条例の一部を改正する条例

内子町議会基本条例（平成29年内子町条例第5号）の一部を次のように改正する。

目次中「議員の政治倫理、定数及び報酬」を「定数、報酬及び災害対応」に改める。

第2条第1号中「、町民に開かれた議会とし」を削り、同条第5号中「議員の理論政策能力の向上、特に」を削る。

第3条第1号中「議論」を「討議」に改め、同条第5号中「議員は、」の次に「内子町政治倫理条例（平成17年内子町条例第228号）による」を加える。

第4条第2項第3号を削る。

第5条第2項中「その審議においては、これら提案者」を「必要に応じ、請願者及び陳情者」に改める。

第6条中第3項を削り、第4項を第3項とし、第5項を第4項とする。

第10条第2項中「議論」を「討議」に改める。

第12条第1項を削り、同条第2項を同条とする。

「第7章 議員の政治倫理、定数及び報酬」を「第7章 定数、報酬及び災害対応」に改める。

第14条を削る。

第15条第1項中「別に条例」を「内子町議会議員の定数条例（平成18年内子町条例第71号）」に改め、同条を第14条とする。

第16条第1項中「別に条例」を「内子町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（平成17年内子町条例第37号）」に改め、同条を第15条とし、第7章中同条の次に次の1条を加える。

(災害対応)

第16条 議会は、災害から町民の生命及び財産並びに生活の平穏を守るため、

町長等と協力し、危機管理体制の整備に努めなければならない。

- 2 議会は、災害の緊急事態が発生し、内子町災害対策本部が設置されたときは、別に定めるところにより適切な活動を行うものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

---